

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月

昭和音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	44
基準 4. 教員・職員	61
基準 5. 経営・管理と財務	72
基準 6. 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 社会貢献	89
基準 B. 国際交流	95
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	117
エビデンス集（データ編）一覧	117
エビデンス集（資料編）一覧	118

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

【建学の精神・大学の基本理念】

昭和音楽大学（以下、本学）の建学の精神は、「礼・節・技の人間教育」である。

本学の歴史は、昭和 5(1930)年、声楽家下八川圭祐が東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木（現在の新宿区北新宿）に創立した声楽研究所に始まる。優れた声楽家の育成を目指した創立者は、藤原義江とともに藤原歌劇団の結成に参加し、常に第一線で活躍したオペラ歌手であり、後に同歌劇団の総監督となった。

昭和 15(1940)年度に、この研究所を母体に東京声専音楽学校が開学した。この専門学校の教育方針は、創立者の教育姿勢に基づいて、礼節を重んじ豊かな人間性と教養を身につけた個性ある音楽家を育成することであった。

昭和 44(1969)年度に昭和音楽短期大学（現昭和音楽大学短期大学部）が開学し、この教育方針を継承した。

昭和 59(1984)年度に、音楽学部作曲学科、器楽学科及び声楽学科の 1 学部 3 学科からなる昭和音楽大学を神奈川県厚木市に開学。のちに、大学の使命・目的をさらに進展させるために音楽芸術運営学科を増設している。開学するにあたり、「礼・節・技の人間教育」という簡潔にして明快な標語を建学の精神として、今日に受け継がれている。

【大学の使命・目的】

上記の建学の精神を反映させて、本学の使命・目的を「昭和音楽大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、広く知識を授けるとともに、音楽を中心としたさまざまな領域に関する技能、理論及び応用を深く教授研究し、もって広い視野と高い識見を持つ人材育成を行い、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」とし、「昭和音楽大学学則（以下、大学学則）」第 1 条に定めている。

また、大学院音楽研究科修士課程は、その目的を、「修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、音楽専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする」とし、「昭和音楽大学大学院規則（以下、大学院規則）」第 2 条第 1 項に定めている。

さらに、平成 26(2014)年度から大学院音楽研究科博士後期課程を開設し、その目的を「博士後期課程は、音楽専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とする」とし、「大学院規則」第 2 条第 2 項に定めている。

【大学の個性・特色】

1. 音楽をさまざまな領域からとらえる学科・コース編成

本学の特色は、音楽を中心とするさまざまな領域の人材育成を総合的に行っていることである。

本学が開学時に掲げた目的の 1 つは、オペラを教育研究の中心とする音楽大学の創設であった。認可申請書には、「オペラが総合芸術であり舞台表現芸術である以上、上演に至るまでには幅広く組織的な訓練を経なければならず、この重要な研修を大学にお

いて組織的に教授・研究することが必要と考える」と記し、昭和 59(1984)年度に、作曲学科、器楽学科、声楽学科の 3 学科で教育活動を開始した。

平成 6(1994)年度には、アートマネジメントの専門家養成、すなわち舞台芸術の企画・運営・制作等のための人材養成を目的とした音楽芸術運営学科を日本で初めて開設した。その後、社会のニーズの高まりや変化に対応する音楽教育を志向して、平成 12(2000)年度には音楽療法コース、平成 15(2003)年度にはサウンドプロデュースコース、平成 17(2005)年度には舞台スタッフコース、平成 19(2007)年度にはミュージカルコース、バレエコース及びデジタルミュージックコース、平成 21(2009)年度にはジャズコース及びポピュラー音楽コースを開設した。

平成 29(2017)年度には、作曲学科、器楽学科、声楽学科の 3 学科を改組し、音楽芸術表現学科を設置。学科の再編に併せて同学科内に作曲・音楽デザインコース、ピアノミュージッククリエイターコース、ウインドシンフォニーコースを、音楽芸術運営学科に音楽教養コースを開設した。

また、卒業後の幅広い進路希望に応えるため、令和 3(2021)年度にはピアノ音楽コースを開設した。

平成 10(1998)年度に開設した大学院音楽研究科修士課程は、平成 23(2011)年 4 月、オペラ専攻と器楽専攻を改組して音楽芸術表現専攻を開設し、音楽芸術運営専攻と合わせて 2 つの専攻とした。平成 29(2017)年度には、音楽芸術表現専攻に声楽研究を増設した。さらに、平成 26(2014)年 4 月、大学院音楽研究科に博士後期課程音楽芸術専攻を開設した。音楽芸術専攻は、音楽芸術表現領域と音楽芸術運営領域の 2 つの領域とし、きわめて高度な知識と教養及び卓越した技能を持って自立して研究を行う能力を備え、将来、音楽とその関連分野における高等教育や高度な学術研究を担うことができる人材を育成している。音楽分野の博士後期課程としては、神奈川県内では唯一の高等教育機関である。

2. 教育研究の多様な成果発表を支援する環境

本学では、大学オペラ公演、メサイア公演、昭和ウインド・シンフォニー定期演奏会、管弦楽団定期演奏会、吹奏楽団定期演奏会、コンチェルト定期演奏会、電子オルガン定期演奏会、ジャズ・ポピュラーコース音楽卒業ライブ、ミュージカル・舞台スタッフコース卒業公演、バレエコース卒業公演、作曲作品・研究発表、室内楽定期演奏会、推薦演奏会、大学院修士課程修了オペラ公演、大学院室内楽コンサート等、学生の学修成果を発表する多くの機会を設けている。また、声楽を主専攻とする学生を対象にした「学長賞声楽コンクール」、ピアノを主専攻とする学生を対象にした「アンサンブルコンクール」を行っている。

こうした演奏会やコンクールの多くは、学内のオペラ劇場仕様の大ホール「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」や、シューボックス型のコンサートホール「ユリホール」で開催している。出演する学生、運営スタッフとして関わる学生、聴衆として参加する学生にとって、相互の学修成果を身近に共有できる教育環境となっている。

3. 海外の音楽家・指導者の招聘及び海外研修等による国際的な視野に立った人材育成

本学は毎年度、さまざまなジャンルで活躍する音楽家・指導者を世界各国から招聘し、国際的な視野をもつ人材育成に取り組んでいる。招聘指導者は、各専攻の目的に合わせ、授業やレッスンのほか演奏や講演、コンクールの審査、各種公演における演出や指揮等、多様な形態で本学の教育に貢献している。

一方、平成 6(1994)年度に開設したイタリア研修所を拠点として海外研修を行っている。その目的は、芸術や音楽が生まれたヨーロッパの文化に直接触れ、イタリア人講師等の実技レッスンや授業を集中的に受講することにより、学生個々の感性・芸術性等を向上させることである。多様なコース編成となった現在では、各コースの学修成果に適した研修場所（イギリス、フランス、アメリカ）や研修プログラムを工夫し、より高い教育効果を得られる内容となっている。

4. 新百合ヶ丘地域の音楽大学として

キャンパスのある麻生区は、「音楽のまち・かわさき」、「しんゆり・芸術のまち」を標語として掲げている地域である。本学はこの地にキャンパスを移転してから、以下の多様な活動を行っている。

(1) 「コミュニケーションセンター」による地域連携

地域における芸術文化交流活動をとおして「地域の人々と学び」ながら、「地域とともに育つ」音楽人を育成することを目的とする教育プログラム「アーツ・イン・コミュニティ」が、平成 18(2006)年度に現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）に採択された。これを機に、地域との芸術文化交流活動の拠点として「コミュニケーションセンター」を設置し、地域の小・中学校、福祉施設等への楽器体験、演奏指導、訪問演奏等を行っている。

(2) 「音楽療法室 Andante」による地域連携

「音楽療法室 Andante」は、平成 14(2002)年に、音楽療法コースの学生に実習の場を提供すること、また音楽療法研究を推進し、地域との連携や交流を図ることを目的として本学内に設置した施設である。幼児と児童を対象としており、地域の療育センターや小学校特別支援学級等と連携を図りながら、地域ぐるみで障害児への支援に取り組んでいる。また、この施設を活用して、地域の小学校特別支援学級の児童、特別支援学校中学部の生徒たちに音楽療法の体験学習を提供する等、地域連携を行っている。

平成 24(2012)年度からは、音楽療法室 Andante を修了した児童・生徒の保護者から、小学校卒業後も音楽療法を継続して受けてほしいという要望があり、附属機関が生徒たちを受入れ、継続してセッションが受けられるようにしている。

(3) 「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」等における活動

平成 21(2009)年から始まった芸術イベント「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」は、音楽、バレエ、映画、演劇、伝統文化等約 30 演目、40 公演のさまざまな分野の催しものをそろえ、20,000 人超の観客を集める芸術祭として、毎年 3 月から 5 月にかけて開催されている。本学は（公財）川崎市文化財団、近隣の大学や芸術団体等とともに主催団体として、地域の関係団体と企画・運営に積極的に参画している。教職員や学生は、多くの公演に出演あるいは制作等のスタッフとして参加し、本学の

昭和音楽大学

「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」や「ユリホール」は、多くの公演の会場として利用されている。令和 2(2020)年は新型コロナウイルスの影響により時期を 7 月から 12 月の期間に延期、規模を縮小して開催し、令和 3(2021)年は例年の 3 月から 5 月の期間に戻している。

平成 23(2011)年より「モントルー・ジャズフェスティバル・イン・カワサキ」として始まり、現在は「かわさきジャズ」として市内全域で開催されている音楽祭にも共催者として企画・制作等に参加している。川崎市北部を中心に音楽を通じて地域への連携と貢献活動を行っている。

(4) 附属機関の活動

「附属音楽・バレエ教室」は、新百合ヶ丘地域を中心として、神奈川県内に 7 教室（新百合ヶ丘、小田原、センター北、本厚木、藤沢、戸塚、武蔵小杉）、県外に 2 教室（南大沢、仙台）を展開し、約 3,100 人が在籍している（令和 3(2021)年 5 月現在）。昭和 56(1981)年に開校してから、趣味、教養、音楽大学への進学等、さまざまな目的を持った生徒が在籍し、一人ひとりの進度に応じて行う個人レッスンや、バレエ、ヴォーカル、語学のグループレッスン等多様なコースを設置し、音楽等の学びの機会を提供している。また、附属音楽・バレエ教室で指導する講師約 350 人の半数近くは、本学及び併設する短期大学部の卒業生であり、地域貢献としての活動のみならず、キャリア支援としての役割も果たしている。

「附属ピアノアートアカデミー」は小学生から本学の卒業生まで幅広い年齢層の人たちが各地から通っており、在籍生は同じ目標を持つ人同士、和気あいあいとした雰囲気の中で交流を深めお互いに刺激しあいながら日々学んでいる。多くの在籍生が日本を代表する演奏家として活動している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

【学校法人東成学園の沿革】

昭和 5 年 4 月	下八川圭祐声楽研究所創設（東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木(現：東京都新宿区)）
昭和 15 年 4 月	東京声専音楽学校開学（校長 下八川圭祐）
昭和 33 年 2 月	学校法人東京声専音楽学校寄附行為認可
昭和 44 年 2 月 4 月	学校法人東成学園と改称、昭和音楽短期大学設置認可 昭和音楽短期大学開学(神奈川県厚木市)(学長 下八川圭祐)
昭和 55 年 3 月	創立者下八川圭祐の逝去により、第 2 代理事長に下八川共祐理事就任、第 2 代学長に奥田良三就任
昭和 59 年 4 月	昭和音楽大学開学（学長 奥田良三） 昭和音楽短期大学の名称を昭和音楽大学短期大学部に改称
平成元年 4 月	学校法人東成学園の所在地を東京都新宿区から神奈川県川崎市に移転 東京声専音楽学校を昭和音楽芸術学院と改称し、所在地を川崎市に移転
平成 6 年 4 月	イタリア研修所開設
平成 10 年 4 月	昭和音楽大学大学院 音楽研究科 修士課程開設
平成 19 年 3 月	昭和音楽芸術学院閉校
平成 19 年 4 月	昭和音楽大学、昭和音楽大学大学院、昭和音楽大学短期大学部のキャンパスを川崎市麻生区に移転。生田女子学生会館（現女子学生寮「フィオーレ生田」）開設
平成 24 年 4 月	男子学生寮「イルソーレ南生田」開設
平成 26 年 4 月	昭和音楽大学大学院 音楽研究科 博士後期課程開設
平成 29 年 4 月	昭和音楽大学 音楽学部 音楽芸術表現学科開設

昭和音楽大学

令和 2 年 4 月	学校法人東成学園 創立 80 年
------------	------------------

【昭和音楽大学の沿革】

昭和 58 年 12 月	昭和音楽大学設置認可
昭和 59 年 4 月	昭和音楽大学開学（神奈川県厚木市）（初代学長 奥田良三） 音楽学部入学定員 120 人（作曲学科 15 人、器楽学科 60 人、声楽学科 45 人）
昭和 60 年 4 月	教職課程を開設
昭和 63 年 4 月	音楽専攻科を開設（入学定員 10 人） 学芸員課程及び社会教育主事課程（現在は廃止）を開設
平成 2 年 4 月	第 2 代学長に吉田貴壽就任
平成 6 年 4 月	音楽学部音楽芸術運営学科を開設（入学定員 20 人） 作曲学科の入学定員 15 人を 10 人に変更
平成 7 年 4 月	器楽学科編入学定員 15 人、声楽学科編入学定員 10 人を設定 器楽学科の入学定員 60 人を 75 人に変更
平成 10 年 4 月	昭和音楽大学大学院音楽研究科修士課程を開設（神奈川県厚木市） 音楽研究科修士課程入学定員 12 人（オペラ専攻 4 人、器楽専攻 5 人、音楽芸術運営専攻 3 人） 音楽芸術運営学科の入学定員 20 人を 40 人に変更、編入学定員を 5 人に設定 器楽学科編入学定員 15 人を 20 人に、声楽学科編入学定員 10 人を 15 人に変更
平成 11 年 4 月	第 3 代学長に守屋秀夫就任
平成 12 年 3 月	第 4 代学長に五十嵐喜芳就任
平成 13 年 4 月	作曲学科の入学定員 10 人を 15 人に変更、器楽学科の入学定員 75 人を 80 人に変更、声楽学科の入学定員 45 人を 50 人に変更、音楽芸術運営学科の入学定員 40 人を 60 人に変更
平成 16 年 4 月	作曲学科の入学定員 15 人を 25 人に変更、器楽学科の入学定員 80 人を 90 人に変更
平成 19 年 4 月	川崎市麻生区上麻生の新校舎に移転 器楽学科の入学定員 90 人を 100 人に、音楽芸術運営学科の入学定員 60 人を 100 人に変更
平成 21 年 4 月	第 5 代学長に二見修次就任
平成 23 年 4 月	音楽研究科修士課程に音楽芸術表現専攻を開設（オペラ専攻、器楽専攻を募集停止） 音楽研究科修士課程の入学定員を 24 人（音楽芸術表現専攻 18 人、音楽芸術運営専攻 6 人）に変更
平成 24 年 4 月	司書課程を開設
平成 26 年 4 月	昭和音楽大学大学院 音楽研究科 博士後期課程開設
平成 28 年 4 月	第 6 代学長に築瀬進就任
平成 29 年 4 月	音楽学部の作曲学科、器楽学科、声楽学科の 3 学科を改組し、音楽芸術表現学科を開設（入学定員 175 人）
令和 2 年 4 月	音楽芸術表現学科の入学定員 175 人を 185 人に変更、編入学定員 35 人を 15 人に変更 大学院音楽研究科修士課程音楽芸術表現専攻の入学定員 18 人を 35 人に変更

2. 本学の現況(令和 3(2021)年 5 月 1 日現在)

- ・ 大学名 昭和音楽大学
- ・ 所在地 南校舎 神奈川県川崎市麻生区上麻生 1-11-1
北校舎 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-6
- ・ 学部、専攻科、研究科の構成

音楽学部 (入学定員 285 人) (編入学定員 20 人) (収容定員 1,160 人※)	音楽芸術表現学科 (入学定員 185 人) (編入学定員 15 人)	作曲・音楽デザイン、サウンドプロデュース、指揮、ピアノ演奏家 I・II、ピアノ指導者、ピアノミュージッククリエイター、ピアノ音楽、オルガン、電子オルガン、弦・管・打楽器演奏家 I・II、弦・管・打楽器、ウインドシンフォニー、声楽、ジャズ、ポピュラー音楽
	作曲学科 (入学定員一人)	作曲、デジタルミュージック、サウンドプロデュース、指揮
	器楽学科 (入学定員一人)	ピアノ演奏家 I・II、ピアノ指導者、ピアノ音楽、オルガン、電子オルガン、弦・管・打楽器演奏家 I・II、弦・管・打楽器、弦・管・打楽器指導者、ジャズ、ポピュラー音楽
	音楽芸術運営学科 (入学定員 100 人) (編入学定員 5 人)	アートマネジメント、舞台スタッフ、音楽療法、ミュージカル、バレエ、音楽教養

昭和音楽大学

音楽専攻科 (入学定員 10 人)		器楽専攻、声楽専攻
大学院音楽研究科 (入学定員 45 人) (収容定員 94 人)	修士課程 (入学定員 41 人)	音楽芸術表現専攻(入学定員 35 人)、 音楽芸術運営専攻(入学定員 6 人)
	博士後期課程 (入学定員 4 人)	音楽芸術専攻 (音楽芸術表現領域、音楽芸術運営領域)

※音楽学部の収容定員は令和2年度に入学定員、編入学定員の変更を行ったため、令和2年度1,170人、令和3年度1,160人、令和4年度1,170人、令和5年度1,180人と進行する。

・学生数

【大学】

学部	学科	在籍学生数				
		1年次	2年次	3年次	4年次	総数
音楽学部	音楽芸術表現学科	218	218	217	180	833
	作曲学科※	—	—	—	1	1
	器楽学科※	—	—	—	2	2
	音楽芸術運営学科	104	152	105	105	466
音楽学部計		322	370	322	288	1,302
音楽専攻科		4				4
総計		326	370	322	288	1,306

※作曲学科・器楽学科は平成29年度に音楽芸術表現学科に改組したため学生募集停止

【大学院】

研究科	専攻	在籍学生数	
		修士課程	博士後期課程
音楽研究科(修士課程)	音楽芸術表現専攻	77	—
	音楽芸術運営専攻	22	—
音楽研究科(博士後期課程)	音楽芸術専攻	—	10
音楽研究科 合計		99	10

・教員数

【大学】

学部・学科等	専任教員数					助手	非常勤教員
	教授	准教授	講師	助教	合計		
音楽学部	音楽芸術表現学科	14	6	3	0	23	555
	作曲学科	3	2	0	0	5	
	器楽学科	4	3	1	0	8	
	音楽芸術運営学科	9	4	3	0	16	
音楽学部 合計		30	15	7	0	52	6

※上記のほか、附属研究所に所属する専任教員が3人在籍

【大学院】

研究科・専攻等		研究指導教員	左記のうち教授数	研究指導補助教員	合計	助手	非常勤教員
音楽研究科	音楽芸術表現専攻(M)	19	17	11	30	0	274
	音楽芸術運営専攻(M)	4	3	5	9	0	
	音楽芸術専攻(D)	11	11	12	23	0	18
音楽研究科 合計		34	31	28	62	0	292

※音楽研究科(修士課程)教員数39、音楽研究科(博士後期課程)23は全員兼任である。

・職員数

正職員	嘱託	パート(アルバイト)	派遣	総数
42	20	35	4	101

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人東成学園（以下、本学園）及び昭和音楽大学（以下、本学）は、「学校法人東成学園寄附行為（以下、寄附行為）」及び「昭和音楽大学学則（以下、大学学則）」において、建学の精神を踏まえて、その目的を具体的かつ簡潔に表記している。

「寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、学校教育を行い、音楽を中心とした幅広い領域に関する深い知識、技能を備え、広い視野と高い識見を持つ人材を育成し、もって文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」と規定している。

「大学学則」第 1 条において、「昭和音楽大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、広く知識を授けるとともに、音楽を中心としたさまざまな領域に関する技能、理論及び応用を深く教授研究し、もって広い視野と高い識見を持つ人材育成を行い、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」と規定している。

「昭和音楽大学大学院規則（以下、大学院規則）」第 2 条第 1 項において、「修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、音楽専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする」と規定し、同規則第 2 条第 2 項において、「博士後期課程は、音楽専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とする」と規定している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】「学校法人東成学園寄附行為」【資料 F-1 と同じ】

【資料 1-1-2】「昭和音楽大学学則」【資料 F-3-1 と同じ】

【資料 1-1-3】「昭和音楽大学大学院規則」【資料 F-3-2 と同じ】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の学士課程の特色は、設置学科は 2 学科ながら多くのコースを開設し、コースごと

にきめ細かな教育課程を備えていることである。コースの特色を活かした授業運営を行いつつ、コース間の有機的かつ柔軟な連携を図りながら教育活動を行っている。

教員組織は、コースごとの教育課程に対応する部会・分科会からなる教学組織を設ける一方、全学的に共通するテーマに対応するコース横断型の教学運営組織を整備している。これによって、独自性を尊重しつつ、教員・職員が連携した教育活動を展開している。

それぞれのコースが養成する人材像は、「大学学則」第 3 条に基づき以下のとおり定めている。

<p>音楽芸術表現学科</p>	<p>本学の音楽芸術表現学科は、国際的な視野をもって幅広いジャンルの音楽作品を創造できる、又は舞台等で実践的に活躍できる人材を育成するために専門教育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作曲・音楽デザインコースにおいては、アカデミックな音楽能力を基盤として豊かな創造力を持つ芸術音楽の作曲家又はコンピューターを始めとするデジタルテクノロジーを駆使した作品を制作できる作曲家を育てる。 ・サウンドプロデュースコースにおいては、様々なジャンルの音楽に精通し、音楽産業界に幅広く貢献できるクリエイター、プロデューサーを育てる。 ・指揮コースにおいては、音楽作品に対する洞察力を養い、芸術性豊かな表現を創造する指揮者を育てる。 ・ピアノミュージッククリエイターコース、ピアノ指導者コース、ピアノ演奏家Ⅰコース、ピアノ演奏家Ⅱコース、ピアノ音楽コース、オルガンコース、電子オルガンコース、弦・管・打楽器コース、ウインドシンフォニーコース、弦・管・打楽器演奏家Ⅰコース、弦・管・打楽器演奏家Ⅱコースにおいては、個々の学修者の目指す将来像を尊重し、ソロやアンサンブルの演奏家、優れた指導者を育てる。 ・ジャズコース、ポピュラー音楽コースにおいては、表現技術を総合的に学び、多方面で活躍できる優れたミュージシャンを育てる。 ・声楽コースにおいては、ベルカント唱法に根ざしたきめ細かい指導により、歌手としての基礎能力を身につけるとともにオペラ教育と海外研修を通じて西欧文化を吸収し、協調性や国際性を養い、個性と創造性豊かな音楽家を育てる。
<p>音楽芸術運営学科</p>	<p>本学の音楽芸術運営学科は、幅広く芸術文化活動を展開できる指導者・スペシャリストを育成するために専門教育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アートマネジメントコース、舞台スタッフコースにおいては、自分自身の美学を持ち、感動を大切にできる運営のスペシャリストやクリエイターを育てる。 ・音楽療法コースにおいては、音楽療法の専門知識を持つスペシャリスト、ならびに臨床での実践力を併せ持つ音楽療法士を育てる。 ・バレエコース、ミュージカルコースにおいては、舞台芸術にかかわる優れた表現者・指導者を育てる。 ・音楽教養コースにおいては、音楽に関する幅広い領域の専門知識を身に付けながら、独自の個性を社会に生かすことのできる人材を育てる。

1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和 59(1984)年の開学以来、教育課程を中心としたさまざまな制度改革、新たな制度設計に恒常的に取り組んできた。この間、我が国初の音楽芸術運営学科の開設、大学院修士課程の新設、キャンパスの全面移転、神奈川県初の音楽分野の博士後期課程の開設等を中心とした成長戦略を推進してきた。学部においては、当初の入学定員 120 人から 285 人へと拡大し、現在は音楽学部全体で 21 コースを開設するまでに至っている。

「大学学則」に定める教育目的については平成 20(2008)年度に学則検討会議を発足し、平成 21(2009)年度に改訂した。

また、最近の主だった取組みとして、教育の質の観点では、グループワークや実習、フ

ワールドワーク等開講科目の50%以上をアクティブ・ラーニング型授業として実施し、ICTを活用したオンライン授業の導入（メディア授業を「大学学則」に定め運用を開始）等を行い、教育の質向上を図っている。

学生の学修支援や生活支援策としては、学修成果の可視化を目的とした「ディプロマ・サプリメント」の導入、紙の掲示や便覧作成を廃止しポータルサイトの積極的な活用によるデジタル化・ペーパーレス化の推進、高等教育の修学支援新制度の開始にあたって本学独自の奨学金制度の給付対象者を拡大する等、支援のさらなる充実を図っている。

社会連携事業としては、同じ芸術分野である日本映画大学との包括的連携協定の締結や、川崎市アートセンターやカルッツかわさき（川崎市スポーツ・文化総合センター）の劇場等施設の指定管理者として、企画運営や管理業務を担い、本学の教育資源を社会に還元している。

本学が時代の進展、変化への対応を柔軟に行ってきた結果が、改革総合支援事業の選定にもつながっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-4】『Guide Book 2022』【資料 F-2 と同じ】

【資料 1-1-5】学則検討会議議事録(平成 20 年 12 月 8 日)

【資料 1-1-6】「ディプロマ・サプリメント」に関する資料

【資料 1-1-7】ウェブサイト（社会・地域との連携）

【資料 1-1-8】『特待生・奨学金制度のご案内』

【資料 1-1-9】令和 2 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 選定結果

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的及び人材養成目的等は、ウェブサイトや発行物等で周知しているが、学内外への浸透を図るべく情報提供に注力していく。

教育課程、大学運営組織等について、社会の変化に十分に対応できるように、常に見直しを図っていく。

大学の目的達成のために、中長期計画を策定しているが、その推進を行いながら、次の段階を見据えた取組みを継続していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的については、「大学学則」に記載しているほか、「教員便覧」第1章の冒頭に掲載しており、その内容と重要性は共通認識として理解している。

専任教員は、毎年度改定される「大学学則」を教授会においてあらためて認識し、役員は、理事会、評議員会において、毎年度議案審議の際に理解する機会が得られるとともに、支持が得られる機会となっている。

平成21(2009)年度に教育目的を改定した際には、その前年度に学園運営委員会の下に学則検討会議を置き、会議には当時の学長、学部長、大学院音楽研究科長等が集まり2か月余りで集中的に検討した上で改訂案を作成した。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】「昭和音楽大学学則」【資料 F-3-1 と同じ】

1-2-② 学内外への周知

本学ウェブサイトの本学の使命・目的、人材育成目的、3つのポリシー、学修成果について、情報を一元化したページを設け、学内外への周知を行っている。併せて、「学生便覧」『履修要綱』『教員便覧』『学校法人東成学園の活動』『Guide Book 2022』を活用することで、より丁寧な情報共有を可能にしている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-2】「2021年度 教員便覧」（建学の精神・教育方針）P1-13【資料 F-8-3 と同じ】

【資料 1-2-3】「2021 学生便覧」（建学の精神・教育目的）P1-4【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-4】『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』【資料 F-12-1】と同じ

【資料 1-2-5】『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』【資料 F-12-2 と同じ】

【資料 1-2-6】『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）履修要綱』

【資料 F-12-3 と同じ】

【資料 1-2-7】『学校法人東成学園の活動（2021年度版）』

【資料 1-2-8】『東成学園80年史』

【資料 1-2-9】『Guide Book 2022』【資料 F-2 と同じ】

【資料 1-2-10】ウェブサイト（教育方針・ポリシー・学修成果）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和元(2019)年度に「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」を策定した。その中で建学の精神は、本学園の将来像・在りたい姿を示したビジョンに反映している。教育目的は、ビジョンを実現するための基本戦略として策定している5つのプロジェクトのうち、特にプロジェクト①②に反映させている。

【学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024】

◆学校法人東成学園 ビジョン

2020年、創立80年を迎えた本学は、

「礼・節・技の人間教育」を柱とした教育を展開するとともに、音楽・舞台芸術分野の幅広い人材育成の歴史と伝統を生かして、音楽・芸術文化の未来をリードする大学となる。

◆基本戦略

「プロジェクト① 教育の質向上」

- A・教育課程の改革
- B・教育手法の改善
- C・学修支援の強化
- D・キャリア教育の充実

「プロジェクト② 成長戦略の推進」

- A・学生募集の強化
- B・社会連携、大学間連携の推進
- C・新たなコース・プログラムの開発
- D・「本学園ならではの価値」の明確化

これらのプロジェクトを具体化するために、①②あわせて 20 のアクションプランを策定し、担当部署等を定めて実施する体制を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-11】「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、教育目的、養成する人材像を基に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。音楽学部は学科ごとにポリシーを定め、3つのポリシーが建学の精神と教育目的を踏まえて策定していることを文中に示している。音楽専攻科は人材養成目的に基づき、専攻ごとにポリシーを具体的に策定している。修士課程は人材養成目的に基づき、専攻のコースごとに、ポリシーを具体的に策定している。博士後期課程も同様に人材養成目的に基づいており、専攻と領域ごとにポリシーを具体的に策定している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び人材養成目的を達成するために、教育研究組織、教学組織、教学運営組織を整備している。

1. 教育研究組織

音楽学部は、音楽芸術表現、音楽芸術運営の 2 学科を有している。音楽芸術表現学科には 15 コース、音楽芸術運営学科には 6 コースを置いている。これらのコースは、社会のニーズに応える形で、本学の使命・目的及び人材養成目的に沿って設置している。

音楽専攻科は、器楽と声楽の 2 専攻を有している。

大学院音楽研究科は、修士課程において音楽芸術表現専攻、音楽芸術運営専攻の 2 専攻、博士後期課程において音楽芸術専攻 1 専攻を設置している。

以上の学科や専攻とは別に、各専門分野の研究を行うための研究組織として、8つの附属研究所を設置している。

2. 教学組織

教学組織は、教育課程における専門分野の課題等を審議するため、教員を構成員とする部会・分科会を組織している。

部会・分科会は、併設する短期大学部と協同して、それぞれの専門分野に対応した教育指導に関わり、主にカリキュラムや授業内容の検討、授業及び試験の運用、学修成果の発表等を行っている。部会には、責任者として主任を置き、事務取扱の教員が補佐する体制としている。分科会には、責任者として主査を置き、書記の教員が補佐する。専任教員はどちらかの学科に所属するとともに、いずれかの部会・分科会に所属している。原則として月1回定期的に会議を開催し、部会・分科会で協議した事項のうち本学全体に関わるものや調整を伴うもの等は、教学運営組織である各種委員会に諮っている。

大学院音楽研究科の教学組織についても、部会・分科会を基本にしており、カリキュラム、シラバス、授業・試験の運用及び教育研究成果の発表等について責任を負っている。

3. 教学運営組織

教学運営組織は、全学に共通する課題等を審議するため、委員会を組織し、学科・コース等の枠を超えた横断的な組織として位置づけている。

委員会には責任者として委員長を置き、構成員は教職協働体制となっている。委員会には、その職務のうち特定の分野について審議を行うため、必要に応じて作業部会を置いている。なお、委員会及び作業部会で協議した事項は、部会・分科会に対し提案や検討を依頼する等、部会・分科会との連携体制を確立している。

大学院音楽研究科には、独自の研究科FD委員会があるが、その他は基本的に学部の組織と共通である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-12】学園組織図

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神や目的については、学内において理解や支持が得られており、学外に対しても十分に公表ができています。

中長期計画については、さらなる検討を行い時代の進展に合わせた取組みを引き続き進めていく。

【基準1の自己評価】

使命・目的は、「大学学則」及び「大学院規則」に「目的」として定め、教育目的は、「人材養成目的」として学科ごとに明文化し、簡潔に文章化している。また、大学の個性・特

色を反映し、学校教育法に照らして適切な目的を掲げている。

使命・目的と人材養成目的は、「学生便覧」、『履修要綱』、「教員便覧」、『学校法人東成学園の活動』、ウェブサイトにおいて学内外に周知するとともに、中長期計画策定に反映させている。

使命・目的と人材養成目的は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映し明示している。

使命・目的と人材養成目的を達成するために、教育研究組織、教学組織、教学運営組織を整備し、適切に機能させており、基準1を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

昭和音楽大学（以下、本学）は、アドミッション・ポリシーを建学の精神及び教育目的に基づいて音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科修士課程、同博士後期課程で明確に定めており、それぞれの『入学者選抜要項』とウェブサイトで周知している。音楽学部のアドミッション・ポリシーは、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に基づいて、共通して身につけておくことが望ましい知識や能力、態度を明確に示している。令和 4(2022)年度入学者選抜において、学力の3要素の評価方法やコース別の試験科目の配点、「入学希望理由書・活動報告書」の配点区分、記述式問題における出題の意図・評価する能力等を『入学者選抜要項』に明示している。令和 3(2021)年度からは、内部質保証委員会を組織し、アドミッション・ポリシーを起点とする本学全体の教育の質保証について点検・評価する体制を整備した。

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学ではアドミッション・ポリシーに基づいて『入学者選抜要項』を作成し、要項に基づいて公正かつ妥当な方法により、適切な体制の下に入学者選抜試験を運用している。

入学者選抜試験の体制として、教授会の下に入試委員会、入試実施本部、アドミッション委員会を置き、互いに連携して入試の運営を担っている。入試委員会は、併設する短期大学部と協同で運営している。入試委員会は、学長、大学院音楽研究科長、音楽学部長、音楽科長（併設短期大学部）、各部会主任、常務理事（教学担当）、事務局長、アドミッション・オフィサー、学長が必要と認めた者等で構成し、入学者選抜の企画立案及び調整、出題・問題点検・採点委員等の選定、『入学者選抜要項』の作成、入学者選抜の合否判定案に関する事、入学者選抜における特待生候補者の選考等を審議している。

音楽学部には7つの入学者選抜試験の制度（特待生選抜、学校推薦型選抜（公募）、学校推薦型選抜（指定校）、総合型選抜、一般選抜、外国人留学生選抜、社会人選抜）があり、出願資格や選考方法等は、『入学者選抜要項』とウェブサイトに明示している。また2つの学科ともに編入学の定員を設定し『学生募集要項』に基づいて試験を行っている。音楽専攻科は同じく『学生募集要項』に出願資格や選抜方法を明記している。

大学院音楽研究科修士課程の入試は前・後期合わせて2回、博士後期課程の入試は1回行っている。出願資格、選抜方法等は、大学院音楽研究科の『学生募集要項』とウェブサイトにも明示している。

入試問題は、専任教員及び非常勤教員の中から出題委員を選定して作成している。また、

出題のミスを防止すること等を目的に問題点検委員を選定している。さらに、入試問題は入試前に複数で最終チェックする体制とし、万全を期している。

入学者選抜の実施にあたっては、監督者や各会場の担当者にマニュアルを配付して各試験開始 30 分前に集合し打合せを必ず実施する等、適切に運用している。採点は、学長が委嘱した各専門分野の複数の採点委員が行っている。点数入力後は教職員によって複数回の読み合わせを行う等、予め定めた役割分担に沿って確認しながら行っている。入試の当日運営については、専任教員及びアドミッション・オフィサーにより構成する入試実施本部が、全体を統括し管理する体制を整備している。

合否判定は入試委員会で審議した上で、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定している。合否の発表は、ウェブサイトで受験者が個別に確認する方法で行い、併せて書面をもって通知している。

本学では入学予定者全員に対して、入学後の学修の円滑化を促進するために「入学前教育」を実施している。また令和 2(2020)年度からは、高大連携を締結している一部の高校との組織的な入学前教育も開始している。

令和 2(2020)年度から、新型コロナウイルスの対応として、従来の対面式の入学者選抜に加えてオンライン式の入学者選抜を導入している。導入にあたっては、オンライン用の『入学者選抜要項』を別に作成し、ウェブサイトで周知した。実施に際しては、入試実施本部の下にオンライン入試に対応する入試実施本部作業部会を設置した。また、対面式の入学者選抜実施に際しては、文部科学省通知「令和 3 年度入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に沿って対応し、特に発声を伴う歌唱の実技試験については事前にシミュレーションを行い、所管の保健所の指導の下、受験生及び採点委員への安全対策を十分に講じた上で試験を実施した。加えて、体調不良者や濃厚接触者に対しては、試験日の振替え、又は追加で試験日を設定する等の対応を行い、受験機会を確保した。オンラインによる入学者選抜は令和 4(2022)年度入学者選抜でも継続して実施することとしている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】『令和 3 年度入学試験要項（昭和音楽大学）』【資料 F-4-1 と同じ】

【資料 2-1-2】『令和 3 年度入学試験要項 指定校推薦入試（昭和音楽大学）』【資料 F-4-2 と同じ】

【資料 2-1-3】『令和 3 年度学生募集要項（昭和音楽大学編入学、音楽専攻科、研究生、音楽専攻科外国人留学生、研究生外国人留学生）』【資料 F-4-4 と同じ】

【資料 2-1-4】『令和 3 年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）学生募集要項』【資料 F-4-5 と同じ】

【資料 2-1-5】『令和 3 年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）学生募集要項』【資料 F-4-6 と同じ】

【資料 2-1-6】ウェブサイト（修学に関する情報）

【資料 2-1-7】学力の 3 要素の評価方法やコース別の試験科目の配点

【資料 2-1-8】「入試委員会規程」

【資料 2-1-9】アドミッションセンター規程」

【資料 2-1-10】「入学者選抜規程」

【資料 2-1-11】令和 3 年度入学試験 出題委員・採点委員一覧

【資料 2-1-12】 入学試験監督者・係員マニュアル

【資料 2-1-13】 「入学前教育」のお知らせ

【資料 2-1-14】 高大連携校の協定書・学習計画書

【資料 2-1-15】 ウェブサイト（令和 3 年度オンライン式入学試験要項（昭和音楽大学）
【資料 F-4-3 と同じ】

【資料 2-1-16】 発声を伴う実技試験における感染防止対策について

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の音楽学部の学生数と定員の関係は以下のとおりである。

【2-1-1：音楽学部の学生数と定員の関係】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入学者数	283	298	339	364	320
入学定員	275	275	275	285	285
入学定員超過率	1.03	1.08	1.23	1.28	1.12
在籍者数	1,112	1,117	1,169	1,262	1,302
収容定員	1,180	1,180	1,180	1,170	1,160
収容定員超過率	0.94	0.95	0.99	1.08	1.12

音楽学部の学生数と入学定員及び収容定員は、過去には未充足（0.7 倍未満）又は超過（1.3 倍以上）の学科が見られたが、平成 29(2017)年度に 4 学科を 2 学科に再編成した後は、2 学科ともに良好な水準となっている。

音楽専攻科における過去 5 年間の学生受入れの充足率は、平均して 0.36 である。

大学院音楽研究科修士課程の学生数と定員の関係は以下のとおりである。

【2-1-6：大学院音楽研究科修士課程の学生数と定員及び収容定員の関係】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入学者数	44	50	54	43	52
入学定員	24	24	24	41	41
入学定員超過率	1.83	2.08	2.25	1.05	1.27
在籍者数	73	95	104	101	99
収容定員	48	48	48	65	82
収容定員超過率	1.52	1.98	2.17	1.55	1.21

大学院音楽研究科修士課程の入学定員超過率は、一時期 2.25 となったが、定員の見直し等により、令和 3(2021)年度は入学定員、収容定員ともに良好な水準となった。大学院音楽研究科博士後期課程の過去 5 年間の学生受入れの充足率は、平均して 0.65 である。大学院音楽研究科博士後期課程の全国平均は、令和 3(2021)年度を除く 4 年間の平均充足率は 0.62（日本私立学校振興・共済事業団より）となり、平均的な充足率となっている。

学生の適切な受入れ数を確保するため、入試広報委員会が中心となって、オープンキャンパス、夏期・冬期講習会等の取組みを検討し、受験生の要望にきめ細かく応えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-17】 「私立大学・短期大学等入学志願動向（博士課程及び博士後期課程）」

【資料 2-1-18】 『Guide Book 2022』【資料 F-2 と同じ】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽専攻科については、一定のニーズは継続しているため、募集活動を工夫する等、定員充足率の改善に努めていく。

博士後期課程の入学確保については、学外出身者に向けての募集をより積極的に行っていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、以下のとおり教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備運営している。

1. 教学運営組織

教授会の下に配置している委員会は、学科・コース等の枠を超える横断的な組織で、教育、学生生活、進路支援等の改善や課題に取り組むため、専任教員と事務職員協働の体制となっている。委員会ごとに規程を定め開催し、必要に応じてその職務のうち特定の分野について審議するため作業部会を置いている。特に学修支援に関わる教学運営組織は以下の委員会が挙げられる。

「教育課程委員会」は、本学の教育課程の策定や検証、シラバスや科目ナンバリング、クラス全体会の運用、教育サポートスタッフ、授業出席状況調査等、教育課程全般を担当している。主な職務のうち、シラバスに関わる執筆要項や記載内容の検証や時間割の配置を検討するために、教育課程委員会の下に時間割・シラバス作業部会を置いている。

「海外研修委員会」は、科目として設定している海外研修について、その企画の立案や実施、運用上の問題点の把握、対策等を行っている。新型コロナウイルスの感染拡大により海外渡航ができない状況においては、海外研修委員会が中心となって、関連部会と連携し、国内での代替研修案の企画立案や実施を行った。

「演奏委員会」は、学生の学修成果発表の場としての演奏会の企画、指導等を行っている。年間を通して多数の演奏会や公演等を担当し、準備段階より携わることによって、学生の学修成果を十分に発揮できる機会と環境を作っている。

「キャリアセンター」は、芸術系大学としての専門性を活かしたキャリア教育の推進と学生及び卒業生の就職や進学等の進路支援の活動を行っている。授業への取組みのほか、教育課程外の支援講座の計画立案と運営にも取り組んでいる。

「図書委員会」は、図書館資料の収集方針を定め、資料や契約データベースの選定を行っている。『研究紀要』については、寄稿原稿の査読を行い、機関リポジトリで公開

している。令和2(2020)年度には、新たな学修支援として電子書籍（動画含む）の選書を行い、環境が整い次第、導入することとなっている。

「学生生活委員会」は、課外活動や学生会の活動の支援等を行い、学生相談や生活面、奨学金等の経済的支援等、円滑に学生生活が送れるよう支援している。

2. クラス制

「クラス制」は、学生の学修や生活全般にわたって指導、相談を行う学生支援体制の1つである。学科・コース・学年を単位としてクラスを設けクラス担任に専任教員を配置している。「クラス全体会」は、オリエンテーション期間を含め年間6回あり、学業に関すること（履修登録、出欠席状況、学業成績等）、卒業後の進路に関すること、その他学生生活上生じる問題への助言を行っている。またクラス全体会の開催に際しては、事前にクラス担任の打合せを開催し、学生指導に必要な情報を共有している。

3. オリエンテーション期間の新入生、履修、授業に関するガイダンス

「新入生ガイダンス」は、本学学生であることの自覚と誇りを身に付けてもらうこと、大学の学修が円滑にスタートできるようになることを目的として、沿革、建学の精神、使命・目的、教育課程等の説明、図書館の紹介等を行っている。「履修ガイダンス」は、クラス担任が『履修要綱』、『履修登録に関する注意事項』等に基づき指導している。「授業ガイダンス」は、「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」等の特徴的な科目をはじめソルフェージュ科目や外国語科目等、履修上特に注意を要する科目のほか、資格課程（教職、学芸員、司書）についてガイダンスを行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-2-1】 学園組織図【資料 1-2-12 と同じ】
- 【資料 2-2-2】 令和3年度教学運営組織等構成員
- 【資料 2-2-3】 「教育課程委員会規程」
- 【資料 2-2-4】 「海外研修委員会規程」
- 【資料 2-2-5】 「演奏委員会規程」
- 【資料 2-2-6】 「キャリアセンター規程」
- 【資料 2-2-7】 「図書委員会規程」
- 【資料 2-2-8】 「学生生活委員会規程」
- 【資料 2-2-9】 「クラス制に関する規程」
- 【資料 2-2-10】 2021年度オリエンテーション資料
- 【資料 2-2-11】 『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』【資料 F-12-1 と同じ】
- 【資料 2-2-12】 『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』
【資料 F-12-2】 と同じ
- 【資料 2-2-13】 『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科(博士後期課程)履修要綱』
【資料 F-12-3】 と同じ
- 【資料 2-2-14】 『令和3年度 履修登録に関する注意事項』【資料 F-12-4】 と同じ

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 障害のある学生への支援

本学では、障害学生支援に関する指針を定め、障害のある学生から合理的配慮に関する申し出があった場合、学務部学生課が相談窓口となり、支援組織である学生生活委員会が関係部門（担当教職員、学生相談室、保健室、必要に応じて学外の専門家）と緊密に連携し、障害のある学生が充実した学生生活を送れるようにサポートしている。

2. オフィスアワーによる学修相談体制

授業や学修等勉強の悩みについての相談に応じるため、「学修さぼーと」という名称のオフィスアワー制度を設けている。「学修さぼーと」は、学生が授業時間以外に専任教員と相談できるシステムであり、通常授業期間中の毎週火曜日 12:15 から 12:45 の間は、各専任教員がレッスン室、研究室に在室して対応している。

3. TA(Teaching Assistant)、RA(Research Assistant)等による学修支援

本学では、教育内容の充実をはかるために TA 制度を設けている。TA は、「ティーチング・アシスタント規程」に基づいて、教育課程委員会において適切に運用している。TA は、大学院生を対象とし、募集科目と募集人数を学生に示して募集を行い、応募者の中から一人ひとりの院生の学業とのバランスに配慮した上で選定している。TA 採用者には、適切に業務をしてもらうため、科目担当者との面談や研修への参加を義務付けている。TA 及び教員には「ティーチング・アシスタント(TA)の仕事についてのガイドライン」を配付し周知している。

また、研究支援体制の充実・強化及び若手研究者の養成・確保を促進するため、RA の制度を設け、大学院音楽研究科博士後期課程を修了した者には、博士研究員の制度を設け、継続的に研究活動に取り組める環境を整えている。

TA、RA 以外の学修支援の仕組みとして、伴奏研究員、合奏研究員、重唱研究員、実習研究員及び非常勤嘱託の制度があり、教育効果を高める教育スタッフの一層の充実を図っている。

さらに、教学に関する円滑な運営を図るために助手を置いている。助手の職務は、実習授業の対応を中心とした部会運営業務と大学全体の運営業務に大別され規程で定めている。

4. 中途退学者、休学者及び留年者への対応

(1)出席状況調査の実施

レッスンや授業を欠席しがちになり休学、退学、留年に至るケースを早期に把握し抑止するため、出席状況調査を実施している。調査は年間 3 回実施し、結果は授業担当教員とクラス担任が把握するとともに担当部署の職員も共有して学生指導に活用している。担当職員が、履修状況や出席状況のデータを提供し、クラス担任が学生に個別に学修指導を実施している。

(2)退学・休学への対応

退学や休学を申し出た学生に対しては、クラス担任が、学生課職員と連携し学生と個

別に面接して相談に乗っている。経済的な問題の場合は、奨学金制度や短期大学への編入学制度について説明、学修上の問題の場合にはコース変更の制度を紹介する等、個別の事情に向き合って相談対応を行っている。

(3)留年防止対策

修得単位数が十分でない学生については、クラス担任が個別に指導を行っている。毎年度当初には、卒業年次生の卒業判定シミュレーションを行い、履修漏れの点検をした上で必要な指導を行っている。

(4)退学防止プロジェクトの設置

退学者を極力減少させていくことを目的に、教職協働で構成する「退学防止プロジェクト」を設置している。このプロジェクトでは、発足当初は特に1年生を対象として、入学直後から必修科目の欠席が多い学生等、退学につながる兆候をいち早くキャッチし、個別に学生又は保護者に連絡を取る等、状況の改善を図る取組みを行った。その後各年度末に単位取得状況等を確認し、必要に応じてクラス担任と連携しながら対応している。

(5)GPA(Grade Point Average)を活用した学修の確認及び指導

各学生のGPAの情報を各担任が把握し、面談を通して学修状況を各学生と確認し、課題のある学生については必要な指導を行っている。

(6)学生相談の体制

学生生活に不安を抱える学生への支援として、「学生相談室」を開設し、専門のカウンセラー3人による学生相談を週4日の体制で行っている。また、学生生活委員会の担当教員による学生相談も行っている。

(7)基礎学力を補うための授業科目の開設

学修成果を確実に獲得できるように、基礎的な内容を補う授業を開設している。楽典の基礎を復習し、「ハーモニー演習」の学修にスムーズに移行できるようにする「音楽基礎演習」、ピアノの主科実技以外の学生のピアノの基礎力向上を図る「鍵盤演奏表現Ⅰ」等がある。

(8)グレード制の導入

外国語科目やソルフェージュ科目では、グレード制による授業を実施している。新入生に対してプレイスメント試験を実施し、それぞれの能力、習熟度に配慮したクラス編成としている。

(9)補習授業の実施

イタリア語の前期試験成績が一定のレベルに達していない学生について、後期に補習授業を行っている。また、英語の基礎力が不足している学生に対しては、「英語ホンキ講座」を後期に開講している(令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により中止)。

(10)転科・転コースの制度

在学期間中に進路変更を希望する学生に対しては、学び直しを支援するために転科・転コース制度を設けている。

(11)「基礎ゼミ」の開講

入学後に大学での学びを円滑にするため、1年次の導入教育として「基礎ゼミ」を開講している。大学4年間で主体的に学ぶための思考力や汎用力を身につけ、将来のキャリアデザインを描けるようにしている。グループごとに分けディスカッション等を展開

することで、学生間の交流の場にもなっている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-2-15】「2021 学生便覧」(障害学修支援ページ) p71 【資料 F-5 と同じ】

【資料 2-2-16】「2021 学生便覧」(学修さぽーとページ) p40 【資料 F-5 と同じ】

【資料 2-2-17】「ティーチング・アシスタント規程」

【資料 2-2-18】「ティーチング・アシスタント(TA)の仕事についてのガイドライン」(学生用・教員用)

【資料 2-2-19】「リサーチ・アシスタント規程」

【資料 2-2-20】「昭和音楽大学助手の職務に関する規程」

【資料 2-2-21】出席状況調査の実施に関する資料

【資料 2-2-22】「退学防止プロジェクト」の継続について

【資料 2-2-23】「2021 学生便覧」(学生相談室ページ) P41 【資料 F-5 と同じ】

【資料 2-2-24】『令和 3 年度昭和音楽大学 履修要綱』(外国語科目やソルフェージュ科目
グレードページ) 【資料 F-12-1 と同じ】

【資料 2-2-25】外国語科目 後期補習授業のお知らせ

【資料 2-2-26】英語ホンキ講座に係る資料

【資料 2-2-27】転科・転コース制度に関するお知らせ

【資料 2-2-28】「基礎ゼミ」シラバス

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

退学防止については、改善傾向にあるが、退学防止プロジェクト、クラス担任、担当職員等が連携して、さらなる改善に向けて取り組んでいく。

TAについては、募集しても応募がない科目もあるため、周知方法を改善していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導を行う組織として「キャリアセンター」を設置し、音楽大学としての専門性を活かしたキャリア教育並びに、就職・進学等に対する相談・助言等の業務を行う体制を整備している。キャリア支援に関する方針の策定や運営に関する事項、部会・分科会、事務局との調整等を行うため「キャリア委員会」を設置している。

「キャリアセンター」は、センター長、副センター長、キャリア委員、キャリアコンサルタント、就職相談員、キャリア支援室職員により構成し、以下の事業を運営している。

1. キャリア教育及び資格取得のための支援

本学では、平成 22(2010)年度に文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択されたのを機に、体系的なキャリア教育をカリキュラムの中に位置づけ、学生が自己の資質や能力を活かし主体的にキャリア形成していくことを積極的に支援している。

また、キャリア形成に資する授業科目を「キャリア科目」として『履修要綱』に記載し、各自の専門分野の科目と組み合わせることで自身のキャリア形成に役立てるよう促している。「フィールドインターンシップ①・②」を音楽学部全体の選択科目(キャリア科目)として設置することによって、全学的に将来の仕事につながる実践的な就業体験ができるようになっている(令和 2 年度は開講せず)。また、アートマネジメントコースの「インターンシップ①・②」では、専門分野に関連した業界組織との連携の下に実施し、年度末にはインターンシップ先の事業担当者を招いて報告会を行うとともに、報告書としてもまとめている。さらに、本学の特徴的なキャリア科目として、「音楽活動研究①・②・③・④」がある。地域において学生の専門性を活かした音楽活動を行う中で、主体性、コミュニケーション能力を育み、地域貢献活動を通じて自身の成長を図り、将来の具体的な仕事のイメージをつかむことにつながっている。令和 2(2020)年度は「音楽活動研究③・④」のみ開講した。

【2-3-1：キャリア科目一覧】

科目名	概要 (令和 3(2021)年度)	必・選	単位
キャリアデザイン	多様なゲストスピーカーのお話から、音楽業界の現状やニーズについて理解し、複眼的な視点でキャリアについて考える。	選択	1
フィールドインターンシップ①・②	音楽系企業や芸術文化組織等で就業体験を行う。実践的な力をつけると同時に、プレゼンテーション能力、課題解決力の獲得を目指す。	選択	各 2
芸術特別研究 I・II	優れた演奏や作品に触れることにより、感性を磨き、視野を広げる。感想を記入し、レポートを作成する。	必修	各 1
ミュージックビジネスと社会	レコード会社、プロモーター、アーティストマネジメント等、音楽関連産業の機能と役割、音楽ビジネスのあり方を考察する。(サウンドプロデュースコース必修)	選択	2
ライブビジネスと社会	現場で業務に携わるプロモーターやアーティストによる講義。自らの学びを将来実社会でどのように生かしてゆくかを考える。(サウンドプロデュースコース必修)	選択	2
音楽活動研究①	社会における音楽の役割、対象や目的に沿った演奏会の創り方について専門的に学び、実際の演奏活動の見学を通じて、音楽のもつ力を体感する。	選択	1
音楽活動研究②	専門的な技術を学ぶとともに、実際の演奏活動の映像を検証し、ディスカッションをする。自分にとって音楽とは何かについて考察を深める。	選択	1
音楽活動研究③・④	演奏活動、楽器指導、演奏会の企画運営を体験し、「礼・節・技」の備わった音楽人として成長することを目指す。	選択	各 1

このほか舞台スタッフコースでは「公演実習」において現場を学び、音楽療法コースでは「音楽療法実践演習 I・II」等において近隣施設の協力の下に実習を行い「施設実習」は、学内の「音楽療法室 Andante」のほか、学外の施設において音楽療法の 3 つの領域(医療・福祉・教育)を実践的に学ぶことができ、教員が引率してきめ細かい指導を行っている。

「ポートフォリオ」は、学生がポータルサイト上の自身のページに自ら学んだことを

記録・蓄積することによって、自らの学びの可視化を行い、振り返りを行うことができる。この「ポートフォリオ」は、「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」をはじめとしたキャリア科目で活用するとともに、「進路意識調査」においても利用している。

資格については、教職課程、学芸員課程、司書課程が履修できる。教職課程は、中学校教諭と高等学校教諭の免許状のほか、本学が推薦する学生は、玉川大学との協定に基づき、小学校教諭二種免許状を在学中に取得することが可能である。司書課程は、平成24(2012)年度に国内の音楽大学で初めて開設し、音楽の専門性を備えた司書の育成を行っている。このほか、指定科目のうち3科目以上単位修得すると、社会福祉主事任用資格を得ることができる。

舞台スタッフコースでは「舞台機構調整技能士（音響）3級」及び「日本照明家協会技能認定2級」、音楽療法コースでは「日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）」等が取得できる教育課程を編成している。また、主にピアノを学ぶ学生のためには、本学で開講する授業科目を修得することによって、一定の基準を満たした場合、カワイピアノグレード（演奏・指導）の資格を認定する制度を導入している。さらに、学生の関心の高かった保育士の資格取得については、学内で受講できるよう「保育士資格試験対策講座」を開講している。

2. 就職・進学に対する相談・助言

「キャリアセンター」では、キャリア支援室職員のほかにキャリアコンサルタント（有資格者）2人と、就職相談員1人が月曜日から金曜日まで勤務している。スタッフは、内容によってクラス担任や実技担当教員と連携をとりながら、学生のさまざまな相談に応じ、きめ細かな進路指導を行っている。

「キャリアセンター」の活動について、新入生には「基礎ゼミ」の授業の中でガイダンスすることとしている。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響により実施を見送ったが、2年生以上の学生には、毎年前期のオリエンテーション期間に「キャリアセンター説明会」を実施し、利活用を促している。また平成28(2016)年度より、学部3年生を対象とした「全員面談」を実施して学生の現状を積極的に把握し、企業就職を希望する学生だけでなく、演奏家や音楽指導者を希望する学生も「キャリアセンター」を積極的に利用できるようにしている。平成29(2017)年度からは、学部2、3年生の希望者を対象に「職務適性診断テスト」を実施し、学生が自身の特性にあった能力を活かせる職業選択を行えるよう促している。また、学生の意識を高めるため『キャリアサポートガイドブック』さらに、保護者向けに『キャリアサポートガイドブック（保護者編）』を発行し、多様な進路支援講座や学内合同企業説明会等、本学のキャリア支援活動を紹介している。企業には、本学学生の強みや本学のキャリア支援を紹介する冊子を送付している。ポータルサイトやウェブサイトにおいても情報の発信を行っている。

3. 進路支援に関わる事業の企画・実施

「キャリアセンター」では、在学生や卒業生を対象として、さまざまなキャリア支援講座・学内企業説明会・合同企業説明会を実施している。令和2(2020)年度からは新型コロナウイルス対応として、オンラインで講座や説明会に参加できるようにした。

「キャリアセンター」では、本学に届いた求人票を公開し、併せて、求人情報システム及び「就職活動支援コンテンツ」でもさまざまな業界・職種の求人情報が得られるようにしている。求人情報は、ポータルサイトを通じて閲覧が可能となっている。また、学内の伴奏研究員や合奏研究員等の求人や演奏団体のオーディションの情報等も公開している。ウェブサイトでは「就職活動支援コンテンツ」で、一般的な就職活動の流れや基本的な社会人としてのマナー等、就職活動に役立つ情報を掲載している。

令和 2(2020)年度には学生の意識向上とキャリア活動への動機づけとして、図書館、司書課程と共同で「調べよう、見つけよう！！昭和音大生のためのキャリアフェア」を実施した。

4. 進路支援に関わる調査・分析

学生の進路に対する意識を実技の教員やクラス担任が把握し、卒業後の進路についての確かなアドバイスを行うことを目的として、「進路意識調査」を毎年度行っている。調査の結果は、学生へのアドバイスだけではなく、新しい進路支援講座の開講や学内合同企業説明会に招聘する企業の選定等にも活用している。就職が内定した学生に対しては「内定報告書」の提出を求めている。

平成 28(2016)年度より、キャリア委員会所属教員とキャリア支援室職員が毎年企業を訪問し最新の採用情報を入手し委員会で情報共有している。令和 2(2020)年度には、新型コロナウイルスの影響により訪問が出来なかったことから、郵送やメールを活用して本学卒業生の就職先企業へのアンケートを実施した。令和 2(2020)年 3 月に、過年度卒業生を対象に「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」を実施し、現在の就業形態と音楽との関わりから、学んだことが役立っているか等を調査し、また、同年 10 月に実施した「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」では、学修成果の獲得及びその活用に関して調査した。これらの集計結果は、毎年実施している、「進路決定状況調査」の結果とともに、キャリア委員会で報告し、教育活動や進路支援活動に活かしている。

令和 2(2020)年 10 月に点検評価委員会が実施した「学修成果に関する学外有識者会議」では、上記の各調査結果が共有され、本学における学修について意見聴取し、教育課程委員会、キャリア委員会といった関連する教学運営組織で情報共有を行った。

5. 大学院音楽研究科のキャリア教育

大学院音楽研究科では、学生の多様なキャリアの可能性に応える取組みを行っている。それまでの自身の経験の振り返りと将来に向けての考えを整理することを目的として、「ポートフォリオ」の作成を求め、部会・分科会の教員へもフィードバックしている。教育職員免許状（専修免許状）の取得が可能である。また、音楽芸術運営専攻（音楽療法）では、学部段階で専攻でなかった学生に認定音楽療法士（補）の受験資格を得るために必要な学部の科目（修了要件外）の履修を認める制度を整える等、資格取得を積極的に後押ししている。

大学院修了後に留学を視野に入れて海外研修を希望する学生がいたため、音楽学部の海外研修に特別に参加を認めることとしていたが、平成 28(2016)年度の入学者からカリ

キュラムを見直し、正規の科目として開設し、留学支援の強化を図っている。

6. 卒業生のキャリア支援

卒業後のキャリア支援として、「キャリアセンター」では、卒業生に対して、卒業後も進路相談を実施している。また、プロの演奏団体への入団を後押しすることを主眼として、若手の卒業生を中心に編成する「テアトロ・ジューリオ・ショウワ・オーケストラ」の活動を通じたキャリア支援を行っている。これまで、6人の卒業生が経験を生かしてプロのオーケストラに入団している。さらに、卒業後の演奏機会をできるだけ増やすことを目的として、大学が出資して関連会社の株式会社プレルーディオを立ち上げている。そこでは、「登録アーティスト」制を採用し、「SHOWA ミュージック・カフェ」等の演奏会を企画・制作して、卒業生の演奏機会を提供している。このほかにも、卒業後の国外留学を支援するための「下八川圭祐基金」の制度や進路支援講座を卒業生に案内する等、卒業後についてもキャリア支援を積極的に行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-3-1】「キャリアセンター規程」【資料 2-2-6 と同じ】
- 【資料 2-3-2】『令和 3 年度昭和音楽大学 履修要綱』（キャリア科目）【資料 F-12-1 と同じ】
- 【資料 2-3-3】『令和 2 年度 インターンシップ報告書』
- 【資料 2-3-4】ウェブサイト（ポートフォリオシステム）
- 【資料 2-3-5】「進路意識調査」
- 【資料 2-3-6】資格課程の取得状況一覧
- 【資料 2-3-7】「小学校教員養成特別プログラムに関する協定書」
- 【資料 2-3-8】舞台スタッフ・音楽療法コースの専門資格取得者状況
- 【資料 2-3-9】カワイピアノグレード（演奏・指導）の資格認定制度
- 【資料 2-3-10】保育士資格試験受講者数
- 【資料 2-3-11】『音楽とかかわる仕事』（キャリアサポートガイドブック）
- 【資料 2-3-12】『キャリアサポート GUIDE BOOK 保護者の皆さまへ』（キャリアサポートガイドブック）
- 【資料 2-3-13】『採用ご担当の皆さまへ 音楽で育んだチカラが社会を動かす』（キャリアサポートガイドブック）
- 【資料 2-3-14】ウェブサイト（キャリア支援講座・説明会スケジュール）
- 【資料 2-3-15】ウェブサイト（昭和音楽大学生・短大生のための就職情報ネット）
- 【資料 2-3-16】ウェブサイト（求人システム・就職情報サイトリンク）
- 【資料 2-3-17】ウェブサイト（図書館ページ（就職支援・キャリアサポート））
- 【資料 2-3-18】「調べよう、見つけよう！！「昭和音大生のためのキャリアフェア」関係資料
- 【資料 2-3-19】「内定報告書（様式）」
- 【資料 2-3-20】「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」
- 【資料 2-3-21】「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」
- 【資料 2-3-22】「進路決定状況調査」
- 【資料 2-3-23】学外有識者会議議事録(2020 年 10 月 29 日)

【資料 2-3-24】 オーケストラ研究員の進路

【資料 2-3-25】 「SHOWA ミュージック・カフェ」

【資料 2-3-26】 ポートフォリオ・研究計画書・執筆計画書の作成について（修士課程）

【資料 2-3-27】 株式会社プレルーディオ会社パンフレット

【資料 2-3-28】 下八川圭祐基金の募集案内

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

産業界との連携を密にし、卒業生や採用企業へのアンケート調査や学生の個別面談の結果を分析し、その結果を「キャリアセンター」の取組みに活かしていく。

新型コロナウイルスの影響下、オンラインを活用した講座開設や情報提供等に引き続き取り組んでいく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、以下のとおり、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させている。

1. 学生生活の支援組織

学生生活の安定のための支援は、学生生活委員会、クラス担任、及び学生課が中心的役割を担っている。学生生活委員会は、学生の福利厚生、学生相談、課外活動、学生会活動、学生寮、奨学金、ボランティア等、学生生活全般について対応している。学生相談については、学生生活委員会の委員が担当するほか、臨床心理士の資格を有するカウンセラー3人がローテーションを組み、週4日「学生相談室」に在室して対応している。また、外国人留学生への支援や指導については留学生委員会が中心となって行っている。

教学上の指導を円滑に行い、学生生活全般の充実を図るために「クラス制」を設けている。各クラスにはクラス担任として専任教員を配置して、学業に関する相談を始め、学生生活上の問題等についても指導・助言を行っている。

2. 奨学金等の経済的支援

本学独自に行う奨学金制度及び学費減免制度の運用は、主に東成学園奨学生選考委員会等が担っている。学外団体の奨学金を含めた奨学金全般の手続き等については学生課が担当している。各種奨学金制度については、『Guide Book2022』『特待生・奨学金制度のご案内』『学生便覧』並びにポータルサイトで紹介している。

学費減免制度を含む本学における経済的な支援は以下のとおりである。

(1)学費支援奨学金（給付）

国による支援制度「高等教育の修学支援新制度」の要件に該当せず、経済的に就学が困難な学生を対象に学費を減免する制度であり、対象は音楽学部と大学院音楽研究科の学生である。音楽学部の給付額は自宅外生 30・10 万円と自宅生 15・5 万円の 4 種類、大学院音楽研究科の給付額は 50 万円と 25 万円の 2 種類を設定し、家計状況に関する資料や学業成績等により書類審査、面接を行い、東成学園奨学生選考委員会で選考し、学長が決定している。

(2)貸与奨学金（貸与）

学校法人東成学園並びに同窓会組織である「同侪会」からの拠出によって創設された基金に基づき運用が開始された無利子貸与奨学金である。対象は音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科である。貸与額は授業料の 1/4 相当額であり、他の奨学金との併用は妨げない。学生本人からの申請に基づき書類審査、面接を行い、東成学園奨学生選考委員会が選考している。この奨学金は卒業後に返還（無利子）しなければならないが、卒業時に特に優秀な成績を取った者には、貸与額の一部又は全額の返済を免除する場合がある。給付型奨学金にシフトしているため、平成 29(2017)年以降は応募・採用ともに実績がない。

(3)応急貸与奨学金（貸与）

主たる家計支持者の失職、死亡又は災害による家計急変のため学費の支弁等に支障が生じたときに、学費の一部を貸与することにより就学を経済的に支援することを目的とした奨学金制度である。貸与額は授業料の 1/2 相当額を限度としている。

(4)外国人留学生奨学金（給付）

外国人留学生奨学金は、外国人留学生のうち、経済的理由により学資の支弁が困難な者で、学業成績・人物ともに優秀な者に対し、音楽学部は 20 万円、大学院音楽研究科は 15 万円を奨学金として給付している。学生本人からの申請に基づき書類審査、面接を行い、東成学園奨学生選考委員会が選考している。

(5)激甚災害に伴う学費減免

地震・豪雨洪水等の激甚災害（激甚災害の特定を受けた場合）により、学費負担者が被災した場合に、学費等の減免措置を行う制度である。被災の状況に応じて、授業料の全額、3/4 相当額、1/2 相当額、1/4 相当額のいずれかを減免している。

(6)入学金の減免

在学生の兄弟姉妹又は配偶者が音楽学部に入學した場合は、入学金の全額を減免し、卒業生の子又は兄弟姉妹若しくは配偶者が入學した場合は、入学金の 1/2 額を減免している。また、附属音楽・バレエ教室に一定期間以上通い入學前に学修を行った者に対し、その期間に応じて入学金の 1/4 額若しくは 1/2 額の減免を行っている。

(7)附属音楽・バレエ教室受講料等の減免

学生は、本学併設の附属音楽・バレエ教室で学習する場合、入室金・施設費が免除、受講料の 3 割減免等、経済的支援をして学習機会を拡充する制度を備えている。

(8)学費提携ローン

就学援助のために、学費提携ローン制度がある。

(9)高等教育の修学支援新制度

本学は、令和 2(2020)年 4 月より実施された、国による支援制度の対象機関である。住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が支援対象である。世帯収入に応じた 3 段階基準にて、授業料並びに入学金の減免と奨学金が給付される。

(10)学外団体・組織による経済的支援

日本学生支援機構奨学金、地方自治体や民間団体の奨学金利用については、学生生活委員会と学生課が連携して、説明会、選考の実施、返還手続等の業務を行っている。日本学生支援機構奨学金では、新規募集に対して申し込みをした学生全員に対し、申請内容の確認、選考を行い、日本学生支援機構に推薦している。

外部団体奨学金については、ポータルサイトを活用し積極的に学生に情報を提供している。いずれも学生生活委員会の委員が選考等を行い推薦している。

3. 課外活動に対する支援

学生の課外活動への支援については、以下のとおりである。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響でサークル活動は停止とし、「昭和音大祭」の開催も見送った。令和 3(2021)年度においてもサークル活動は停止中であるが、秋の昭和音大祭は実施の方向で検討中である。活動再開については、安全安心の確保に留意し、慎重に判断していく。

(1)学生会活動

学生の課外活動は学生の自治組織である学生会が中心となって運営している。学生会は本学及び併設する短期大学部の学生によって構成している組織で、執行部、昭和音大祭運営委員会、クラブサークル協議委員会、卒業アルバム作成委員会等がある。学生会役員は学生会規約に基づいて活動を進め、必要に応じて学生生活委員会に報告している。

学生会では、本学公認のサークルに対して、団体の活動実績や構成人数により、年度ごとに助成額を決定し、交付している。

学生会及び課外活動を行う学生会登録団体に対しては、学生生活委員会と学生課、総務課が連携し、教室・設備・備品等の提供、各団体への顧問等の指導教員を配置する等の支援を行っている。顧問は、日頃の活動での指導や合宿等の学外活動では引率者として、事故防止等の安全面の指導を行っている。

(2)「昭和音大祭」

「昭和音大祭」は学生組織の昭和音大祭運営委員会が主催し、毎年秋に行われる本学の学園祭である。サークルや専攻分野ごとの演奏を中心としたパフォーマンスを「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」や「ユリホール」を含め、南校舎全体を使って開催している。昭和音大祭運営委員会は、テーマや開催コンセプト、企画内容、施設利用等の概要を学生生活委員会に相談し、学生生活委員会はそれに対して指導するほか、パフォーマンスをする舞台制作等の助言を行っている。また、財政的な支援として運営費を助成し、学生課、総務課及び学生生活委員会は模擬店の設置や会場の準備、収支決算について指導している。さらに、「昭和音大祭」期間中、学園祭の安全な運営を支援するために学生生活委員会委員が巡回している。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により実施を見送った。

4. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等

以下の取組みを行っている。令和 2(2020)年度以降は、所管の保健所の指示の下、新型コロナウイルスをはじめとした対応にあたっている。

(1)健康に関する支援

南校舎と北校舎それぞれに保健室を設置し、10:30 から 16:30 まで 2 人の看護師が交代で健康相談等に応じている。全学生を対象に年 1 回定期健康診断を実施し、希望者には保健室でアルコール・パッチテストを実施している。健康診断の結果は個々に看護師が通知し、健康上問題が見られる学生には個別に指導を行っている。また、近隣の提携病院とも校医契約を結び、定期健康診断後の書面による健康指導のほか、疾病への対応を行っている。さらに、受動喫煙防止と健康増進の観点から大学敷地内を全面禁煙としている。

(2)食育の取組みに関する支援

本学では、朝食をとる習慣づけとバランスのとれた食事を提供することを目的として、午前 8 時からカフェテリア（以下、学生食堂）を利用できるようにしている。併せて、学生が利用しやすくするために、本学と卒業生組織が補助して 100 円で朝食がとれるように平成 22(2010)年から継続して取組んでいる。現在は、卒業生組織の「同侪会」の協力も得ながら、授業日を含め年間 200 日程度の朝食メニュー（和食セット・洋食セット）を 100 円（通常 350 円）で提供している。また、授業後に練習室や図書館で自習する学生や一人暮らしの学生が多いことから、学生食堂及びミニコンビニは夜 19:00 まで営業している。令和 2(2020)年からは新型コロナウイルスの影響により、経済的に影響を受けている学生への経済的支援のため、大学と同侪会が差額を補助して夕食メニューについても 200 円（通常 440 円）で提供し、学生の食費負担軽減につながる支援を行っている。

(3)学生保険等

全ての学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、その保険料は本学が全額負担している。この保険は、正課を受けている間や学校行事に参加している間、大学に届け出た課外活動中、通学途中の事故等に対応している。また、教育実習、学外実習、インターンシップ等、学外での活動に参加する学生が加入する「学研災付帯賠償責任保険」の保険料も本学が全額負担している。また、国民年金への加入についての案内を「学生便覧」で行っている。

(4)心的支援

学生の心的支援に関する相談は、臨床心理士の資格を有するカウンセラーがローテーションで週に 4 日間担当して行うほか、学生生活委員会の担当教員による相談も行っている。また、各クラスを担当する専任教員（クラス担任）は、学業に関する相談や、学生生活上の問題等についての相談対応、指導・助言を行っている。入学時のガイダンスや「学生便覧」、リーフレットで周知している。対面、電話、メール、手紙等、学生が相談しやすい方法で相談を受け付け、「学生相談室」や電話にて面談を行っている。

(5)寮生への支援

寮生に対しては、学生生活委員会（令和 2(2020)年度までは学寮運営委員会）が中心となって支援している。オリエンテーション期間に、新規入寮者を対象とした説明会を設定し、入寮者に対し寮則の再確認や、基本的な生活習慣の周知を行っている。

(6)外国人留学生への支援

留学生に対しては、留学経験を持つ教員を中心に構成する留学生委員会が、日本における生活全般の指導を行っている。また、入出国手続き支援や、学外の外国人留学生奨学金への支援を行っている。さらに「キャリアセンター」との連携により就職のための個別相談や東京外国人雇用サービスセンターによる留学生向けガイダンスを行っている。

令和 2(2020)年度からは、オンライン会議システムを利用し、留学生同士の親睦と、教員とのコミュニケーションを図り、新たな環境の中で、学生生活をスムーズに送ることができるよう支援を行っている。

(7)大学院学生に対する支援

本学が行う経済的支援並びに成績優秀者に対する支援は、大学院学生にも適用されている。また、TA や RA の運用により、対象学生に授業運営や学生指導のスキルを実践的に学ぶ場を提供している。

(8)防犯に対する注意喚起の取組み

キャッチセールスや架空請求の被害、マルチ商法、インターネットオークションの被害等、手口の詳細を「学生便覧」に掲載し、学生への注意喚起を図っている。また、必修科目である「基礎ゼミ」の中で防犯に対する注意喚起を行っている。

(9)SNS・インターネット利用に対する注意喚起の取組み

SNS といったコミュニケーションツール、情報収集ツールの普及に伴い、個人情報流出の危険性について「学生便覧」等に掲載し、注意喚起等を行っている。また、必修科目である「基礎ゼミ」の中で、SNS・インターネット活用における注意事項や、危機対応、サイバー犯罪に注意すること等について講義を行っている。

5. 新型コロナウイルスの感染拡大に対する学生支援

新型コロナウイルスの感染拡大により、遠隔授業や対面でのレッスンや実習を行うための学修環境を整備したことに加えて、学生支援の観点から以下の取組みを行った。

(1)緊急奨学給付金の支給

遠隔授業のための環境整備、教室外学修環境の維持、感染予防対策に伴う生活費の負担増への対応として、希望者に対して、令和 2(2020)年 5 月に音楽学部、大学院音楽研究科の学生に 1 人 10 万円、音楽専攻科生に 1 人 7 万円を給付した。

(2)学費納入期限等手続きの延長

上記の支援に加えて、例年 4 月 20 日としている前期納入期限を 5 月 20 日に延長し、さらに状況に鑑みて 6 月 30 日に再延長した。また、休学や退学に関する届出期限についても延長対応を行った。

(3)夕食支援

学生食堂で 100 円の朝食セットの提供という従来の取組みに加えて、アルバイト収入

が減少している中、学生生活支援を強化する方策として、200円（通常440円）で夕食セットが利用できるよう令和2(2020)年8月31日より開始した。

(4)オンライン会議システムを活用した多面的な取組み

オンライン会議システムを活用し、緊急事態宣言により学生が通学できない状況下でも、オンラインにてクラス全体会を開催し、遅滞なく学生に対して情報伝達を行った。さらに、「キャリアセンター」においてもオンライン会議システムによる進路相談に対応した。外国人留学生に対しては、留学生委員会が中心となり、来日できない留学生に対し、オンライン会議システムにより授業参加ができるようサポートを行った。

(5)教科書等の発送対応

学生が購入申し込みした教科書について、本学が送料を負担して学生に発送した。また、図書館資料の貸出・返却を郵送で行ったことについては、後述2-5-②の図書館部分に記載している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-4-1】「学生生活委員会規程」【資料 2-2-8 と同じ】
- 【資料 2-4-2】「留学生委員会規程」
- 【資料 2-4-3】学生相談室、医務室等の利用件数
- 【資料 2-4-4】「クラス制に関する規程」【資料 2-2-9 と同じ】
- 【資料 2-4-5】『Guide Book 2022』【資料 F-2 と同じ】
- 【資料 2-4-6】『特待生・奨学金制度のご案内』【資料 1-1-8 と同じ】
- 【資料 2-4-7】「学費支援奨学金規程」
- 【資料 2-4-8】「学費支援奨学金選考基準細則」
- 【資料 2-4-9】「学校法人東成学園貸与奨学金規程」
- 【資料 2-4-10】「学校法人東成学園応急貸与奨学金規程」
- 【資料 2-4-11】「外国人留学生奨学金規程」
- 【資料 2-4-12】「外国人留学生選考基準細則」
- 【資料 2-4-13】「学生等の兄弟姉妹等の入学に係る学費減免規程」
- 【資料 2-4-14】「学生・卒業生等の諸入学に係る入学金減免規程」
- 【資料 2-4-15】「附属音楽・バレエ教室在籍者の入学に係る学費減免規程」
- 【資料 2-4-16】「附属音楽・バレエ教室納付金減免措置に関する規程」
- 【資料 2-4-17】「2021 学生便覧」（支援・学外奨学金ページ）P36-P37【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-18】「2021 学生便覧」（学生会ページ）P53-P54【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-19】『2019年度 昭和音大祭プログラム』
- 【資料 2-4-20】「2021 学生便覧」（保健室ページ）P42-P44【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-21】「2021 学生便覧」（健康管理ページ）P45【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-22】100円朝食に関する資料
- 【資料 2-4-23】「2021 学生便覧」（学生保険ページ）P63【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-24】「2021 学生便覧」（学生相談室ページ）P41【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-25】学寮説明会資料
- 【資料 2-4-26】「2021 学生便覧」（学外での留意事項ページ）P57【資料 F-5 と同じ】

【資料 2-4-27】「2021 学生便覧」(SNS・インターネットでの注意事項ページ) P59-P60

【資料 F-5 と同じ】

【資料 2-4-28】ウェブサイト(緊急奨学給付金支給に関するお知らせ)

【資料 2-4-29】ウェブサイト(学費納入期限等手続きの延長のお知らせ)

【資料 2-4-30】200 円夕食の提供のお知らせ

【資料 2-4-31】2020 年度 教科書販売の体制について

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

学生の経済的な状況を見守りながら、夕食支援等、学生生活の安定のための支援に引き続き取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、平成 19(2007)年 4 月に川崎市麻生区の新校舎に移転し、南校舎と北校舎で教育研究活動を行っている。

南校舎及び北校舎は、いずれも小田急線新百合ヶ丘駅から徒歩 5 分以内であり、学生・教職員の教育研究活動にとって利便性に富んだ環境にある。最寄り駅である新百合ヶ丘駅は、新宿駅から快速急行の電車で約 20 分の距離にあり、都心の芸術文化施設へのアクセスも容易で、芸術文化を学ぶ学生にとって理想的な環境である。

南校舎と北校舎の校地面積は、併設する短期大学部と共用し、22,085.1 m²である。他に多摩区に収容定員 20 人の男子学生寮と 64 人の女子学生寮がある。校舎面積は 33,905.6 m²で、校地と同様、設置基準上必要な面積を上回っている。南校舎敷地内には 623.5 m²の運動場用地がある。南校舎は、各階フロアを「教室ゾーン」「レッスン室ゾーン」「練習室ゾーン」等に分けている。

北校舎は平成元(1989)年、南校舎は平成 18(2006)年の竣工であり、いずれも新耐震基準(昭和 56(1981)年 6 月建築基準法施行令改正)を満たしている。平成 23(2011)年の東日本大震災において、建物、構造、設備ともほとんど損傷はなかった。その後、平成 24(2012)年に、川崎市内の民間施設としては初となる災害時の帰宅困難者受入れについての協定を川崎市と締結している。また麻生警察署と「災害等の発生に伴う施設使用に関する協定書」を締結。警察署の建物が倒壊した場合を想定し、大学施設の一部を警察署の本部機能として提供することとしている。

施設設備の運営管理については、事務組織として総務部が総括して担当している。施設設備のメンテナンスについては、専門的な知識・技術が必要なことから、設備業者に委託し、連携して管理している。施設設備の管理のため防災センター・守衛室を設け、担当者を常駐させている。異常がある場合は、機械的に発報する装置があり、迅速に対応している。業務委託で警備員が24時間365日常駐し、定期的に巡回し安全を確認している。設備、警備、清掃の委託業者には毎日、報告書を提出させているほか、総務部との定期的な連絡会議により連携のとれた運営管理を行っている。防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成届出、自衛消防組織の設置届出、防災管理点検等を適切に行い、消防法に対応している。

本学の特徴としてピアノをはじめとして多数の楽器を保有しているため、専門の部署として「楽器室」に担当職員を置き、楽器の貸出・修理に対応するほか、楽器の調律に関する計画、運用を行っている。また、大規模な劇場施設を有するため、施設課劇場運営係に専門の技術者を含めて担当者を配置し、劇場利用に際しての安全管理、機器備品のメンテナンスに関する計画、運用等を行っている。

毎年度実施している「学生満足度調査」において、施設・設備に関する項目を設け、学生の意見を収集し、学修環境の改善に活用している。学生満足度調査における学生からの意見として練習室に対する要望が多数寄せられていたことから、令和2(2020)年度にウェブサイトでの練習室の予約管理システムを導入し、より効率的な運用を行っている。

新型コロナウイルス対策として以下の対応を行い、安全な学修環境を整備している。

- ①各校舎エントランスに検温器、手指消毒用アルコールを設置し水際対策を行うほか、各教室、レッスン室にも手指消毒用のアルコールやペーパータオル等を常備している。
- ②換気については、全室機械換気設備を備え、加えて小まめな換気を励行している。
- ③各教室、学生食堂、ロビーの椅子は間隔を空け着席、各部屋の定員は通常の50%以下で運用する。
- ④学生食堂のほか、各階ロビー、会議室等にアクリルパネル、教室やスタジオ、アンサンブル室、レッスン室には手指消毒液のほかパーテーションを設置し感染拡大防止対策を実施している。
- ⑤トイレや多数の人が触れる箇所は清掃員による定期的な消毒を実施している。

- ⑥学内で行われる公演等は、行政や業界団体等が定めるガイドラインに沿って様々な基準を設け、対策を講じた上で実施している。



オーケストラスタジオでの合奏の授業



レッスン室での個人レッスンの様子

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-1】校地・校舎等の面積【データ編表共通基礎データと同じ】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 「テアトロ・ジリオ・ショウワ」「ユリホール」

「テアトロ・ジリオ・ショウワ」は、1,367席を持つ本格的なオペラ等の舞台芸術の上演が可能なヨーロッパスタイルの馬蹄形の劇場である。「ユリホール」は359席の室内楽を中心としたシューボックス型のコンサートホールであり、両施設とも通常の授業や実技試験、学修成果の発表の場として利用するとともに、社会貢献・地域貢献の視点から、学外にも貸し出している。どちらも専門的な技術を必要とする施設であり、施設課劇場運営係が両施設を管理している。特に、本格的な舞台機構を備えている「テアトロ・ジリオ・ショウワ」には専門技術者を配置し、安全確保に万全を期している。

2. 教室・レッスン室等

(1) 一般教室

ほとんどの教室には、グランドピアノとAV機器を配備している。C511（階段教室）、A214、A311には、マルチメディア装置（マイク、CD、DVD、プロジェクター等）を設置し、多様な講義が実施できる環境となっている。また、A211、A212、A215、A316、B311、A411教室に、常設のプロジェクターとスクリーンを設置している。南校舎においては教室にLAN回線及びWi-Fi環境を整備し、Microsoft Teams（以下、Teams）やMicrosoft Forms（以下、Forms）を授業等で有効活用している。

(2) メディアルーム・電子音楽教室

PCを設置する教室として、B013（メディアルーム）では、「情報機器演習」の授業や論文作成のための参考文献検索ガイダンス等を行っている。サウンド編集室、サウンド演習室、工房（北校舎5階）では、電子音楽やオーディオ編集、舞台照明、舞台音響

等の授業ができる専門性の高いPCを整備している。また、C401、C402には3つの独立ブースと、調整室、レコーディング設備を備えた本格的なレコーディングスタジオがあり、実践的な授業や学生の自主的な活動に活用している。

(3)「音楽療法室 Andante」

音楽療法コースの実習の場として、「音楽療法室 Andante」が3室(C311、C312、C313)ある。各部屋にDVD等の録画機材を設置した観察室を併設している。記録した実習内容は、学生の授業の振返りに活用している。また、2年次生の授業の一環として、上級生の実習見学を行う場所としても活用している。さらに、実習参加児童の保護者が見学するためにも利用している。

(4)スタジオ

オーケストラのためのリハーサルスタジオ、オペラやミュージカルのリハーサルに適したスタジオ(C101、C102、C103)、バレエスタジオ(C601、C602)があり、それぞれの専門分野に応じた学修ができる。また、「体育実技」は、芸術系大学の特色を反映した授業内容のため、屋内での実施を前提とし、スタジオで授業を行っている。

(5)ML(Music Laboratory)教室

MLは、12台の電子ピアノによる子機と親機で構成される教育機器で、鍵盤楽器の基礎教育からソルフェージュ、スコアリーディング等をグループで学ぶことができるシステムである。本学には4教室あり「鍵盤ソルフェージュ」「鍵盤演奏表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」等の授業に使用している。

(6)レッスン室

楽器毎の特性に合わせ、防音や残響に配慮して設計した最適なレッスン環境を整備したレッスン室が、135室ある。

3. 自習室・練習室

学生の自習室としては図書館がある。図書館には、閲覧席、個人キャレル（個人用閲覧席）があるほか、複数の学生が一緒に学修できるグループエリアがある。実技の自習室にあたるピアノ等を備えた練習室は133室あり、いずれも無料で使用することができる。また、一般教室やレッスン室を、授業に支障がない範囲で、学生に対し練習室として開放している。さらにB012（メディアルーム）にはPCを設置し、学生が自習室として利用している。このほか、学生食堂やロビーの円卓等が自習スペースとして利用されている。

4. 図書館

図書館は、南校舎地階に位置し、併設する短期大学部と共用している。図書館の概要と活用状況は以下のとおりである。

(1)施設の概要

延べ床面積は1,597㎡で、蔵書174,094冊を所蔵している。館内のレイアウトは利用者の便を優先し、開架音楽図書架・開架一般図書架・閲覧席・視聴覚ブース・資料等の閲覧に複数で利用できるグループエリアに区分して配置している。

閲覧席数は318席（資料閲覧用267席、視聴覚用30席、個人キャレル17席、オンラ

インデータベース閲覧用 4 席) を整備しており、収容定員に対する座席数の割合は 22% である。

個人キャレルでは、図書館資料(視聴覚以外)を閲覧するほか、電源や Wi-Fi を提供しているため、個人用 PC を持ち込んで勉強することができる。オンラインデータベース閲覧席では、本学所蔵の特別資料を電子化したデータや、「国立国会図書館デジタルコレクション」等を閲覧することができる。

令和 3(2021)年 3 月には、国立情報学研究所の目録規則変更(Cat2020)に対応するために、図書館システムの改修を行った。

(2)利用状況と利用の促進

令和 2(2020)年度の図書館開館日数は、年間 216 日(夏期休暇期間にも約 3 週間開館)である。利用については、入館者延べ 12,070 人、貸出人数延べ 6,231 人、貸出冊数 11,440 冊であった。

また、年々学術情報のデータベース、音楽関係のデータベース、新聞・雑誌のデータベース、オンライン版音楽事典等を増やし、学外からもアクセスできるようにして利便性を高めている。

さらに、ポイント制度を導入し、図書館を多く利用する学生に対して貸出条件を広げる等の学生サービスを展開している。レファレンス(資料相談)は、音楽大学を卒業し司書資格を有する職員が担当し、学生だけでなく、教員のレファレンスにも対応している。

令和元(2019)年 4 月に図書館システムをリニューアルし、ウェブサイトと OPAC を 1 つにすることで、ポータルサイトとしての機能を向上させている。

(3)蔵書の特徴

蔵書に関しては、創立以来、音楽の専門書や実用楽譜を中心に資料収集を行ってきたが、近年は、ポピュラーやジャズ関係の資料に加え、大学院で使用する研究用資料の収集に力を入れる等、所蔵資料全体のバランスに配慮している。新規購入については、図書委員会が学生の意見も反映して選書している。また、貴重な音楽関係の写真を収集した日本有数のコレクションである「小原写真コレクション」「堀田写真コレクション」を有し、学内外の利用に供している。

(4)連携した活用の取組み

平成 28(2016)年度からは、図書館資料を実習授業に活用する取組みとして、学芸員課程の授業の 1 つである「博物館実習 I」の一環として写真資料の展示を館内で行っている。学生は、作品の選定や展示のレイアウト等について参画し、図書館利用者が鑑賞できるように工夫した取組みを継続して行っている。また、平成 29(2017)年度には、オペラ研究所、図書委員会、学芸員課程の協力の下、この年に開催した大学オペラ公演「ドン・ジョヴァンニ」にちなんだ所蔵資料の写真展を、「ユリホール」の通路と「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」のホワイエで行った。

平成 29(2017)年度から 3 年間にわたり、鍵盤楽器部会及び附属ピアノアートアカデミーとのコラボレーション企画により、海外出版社のセミナーを実施している。

令和 2(2020)年度には「キャリアセンター」、司書課程及び図書館とのコラボレーション企画で、音楽の学びを就職に結びつけるために、キャリア形成と学びに関する書籍

やパスファインダーの紹介を「キャリアフェア」として実施し、図書館のウェブサイトに掲載した。

(5)アーカイブ資料、電子化

特別資料に関しては、平成 27(2015)年度から館内で閲覧できるように電子化を進め、所蔵資料を順次公開しているほか、大学オペラや卒業公演等の史料を収集し、オープンリール等は媒体変換して学園アーカイブ史料として保存している。

現在、所蔵資料の書誌情報をデータ化し、学外から利用可能な OPAC にて所蔵情報を提供している。なお、これらの利便性を高めるために、館内に検索用端末 8 台を設置している他、ノートパソコン 15 台を常備し学生に貸し出している。

(6)ラーニングコモンズ

平成 29(2017)年 4 月からグループエリア、セミナールーム、ブラウジングコーナーをリニューアルし、ラーニングコモンズとして学生に提供している。

(7)新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス対策は、日本図書館協会及び文部科学省の指針にしたがって令和 2(2020)年 6 月開館時より、次の対策を実施している。Forms とメールを活用することで、オンラインでの資料の貸出申請を 24 時間可能とした。館外にカウンタを設置することで、入館することなく資料の貸出・返却や対面でのレファレンスに対応できるようにした。入館については、QR コードで利用したいエリアを事前申請することによって、入館人数、滞在時間を管理している。また、全席指定制にすることで、使用した席の把握と速やかな消毒を実施している。これらの対策については、感染防止以外にも新型コロナ感染者が発生したときの行動履歴調査に対する情報提供も想定している。

閲覧席はビニールシートで仕切り、座席を間引くことで、ソーシャルディスタンスを確保した。館内は機械換気を行っており、窓のない部屋については、扇風機と空調を活用して換気している。

参考書等多数が利用する資料については、希望者にはビニール手袋を配布している。閲覧した資料は直接棚に戻さず、指定した場所に置くように指示し、返却資料と併せて可能なものは消毒し、1 日隔離したのち配架している。そのほか資料の貸出冊数の増加、貸出期間の延長等を行った。これらの対策は、学生にとって安全な利用という面ではメリットだったが、統計上は、利用者数や貸出冊数が減少してしまった要因の 1 つとなった。感染防止対策の内容は、都度見直しを行い、図書館のウェブサイトで公開することで周知している。

緊急事態宣言発出により令和 2(2020)年 4 月から 5 月の閉館期間は、遠隔授業や論文執筆のための図書館資料の貸出・返却や授業のための図書館資料の複写を郵送で対応し、送料及び複写代を全額大学負担で行った。6 月の開館後については、学生向けに大学が送料を一部負担する形で図書館資料の貸出・返却を郵送で行った。

また、同時期に Teams を活用したコース別の参考文献検索ガイダンスを実施し、新入生向けには、4 月の「基礎ゼミ」の課外学修として図書館紹介動画を YouTube で公開し、視聴できるようにした。

レファレンスについてはメールとオンラインでの受付も開始した。

(8)学生の図書館運営への参加

大学院生については、図書館のスタッフとして、10人規模の大学院生をアルバイトとして雇用し、就業経験とともに経済的な支援の一環ともなる取組みを行っている。

大学2～4年生及び短期大学部2年生については、令和3(2021)年4月よりライブラリー・サポーター制度（以下、リブ・サポ）を導入し、短期アルバイト（原則1か月契約）として雇用している。年間延べ128人、活動回数約550回（735時間）とし、学業に支障のない範囲で活動している。応募に際しては、主科又はゼミの教員と相談し理解を得る必要がある。リブ・サポ導入により、学生が選書や書架整備等の作業をとおして、図書館を使いやすく、快適な学修空間とする点について理解を深めていくことを目的とする。そうすることで、学生の視点やアイデアを反映させながら、利用者のニーズに寄り添った図書館運営につなげる。

この制度は、一般コースと専門性の高い業務も担当する司書コースに分かれており、司書としてのスキルアップが可能となっている。司書コースへの応募には、「情報サービス演習Ⅱ」のレファレンス関係の単元を5回以上出席し、課題の提出を終えていることを条件としている。活動報告については図書館ウェブサイトで公開している。

副次的効果として、退学防止、中止になった演奏活動等に代わる経済支援、留学生の孤立防止、大学に対する情報の収集、音楽以外のキャリアアップも考えられる。

5. イタリア研修所

イタリア北部・ヴェネト州にある45,636㎡の広大な敷地内に2,300㎡の研修施設（最大60人収容の宿泊室、食堂、教室、レッスン室、練習室他）を設置し、学生の海外研修の拠点として活用している。

研修の際は、研修所においてイタリア人講師によるレッスン、ヨーロッパ文化理解のための授業や研修成果発表会を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-5-2】 帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書
- 【資料 2-5-3】 災害等の発生に伴う施設使用に関する協定書
- 【資料 2-5-4】 「学校法人東成学園「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」使用規程」
- 【資料 2-5-5】 「学校法人東成学園「ユリホール」使用規程」
- 【資料 2-5-6】 講義室、演習室、学生自習室等の概要【データ編表共通基礎データと同じ】
- 【資料 2-5-7】 情報センター等の状況【データ編表 2-12 と同じ】
- 【資料 2-5-8】 閲覧座席数【データ編表共通基礎データと同じ】
- 【資料 2-5-9】 図書館・図書資料等【データ編表共通基礎データと同じ】
- 【資料 2-5-10】 『Library User's Guide』
- 【資料 2-5-11】 ウェブサイト（図書館ページ（トップ））
- 【資料 2-5-12】 ≪ドン・ジョヴァンニ≫写真展チラシ
- 【資料 2-5-13】 海外出版社のセミナーチラシ
- 【資料 2-5-14】 キャリアフェアチラシ
- 【資料 2-5-15】 『OPAC 操作の手引き』
- 【資料 2-5-16】 『データベースの案内』

【資料 2-5-17】 図書館のコロナウイルス感染防止対策

【資料 2-5-18】 大学院生アルバイトに係る資料

【資料 2-5-19】 ライブラリー・サポーターに係る資料

【資料 2-5-20】 「情報サービス演習Ⅱ」に係る資料

【資料 2-5-21】 イタリア研修所に係る資料

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

南校舎、北校舎ともに、エレベータ、多目的トイレ、スロープ等を設置し、利便性の向上に努め、校舎全体のバリアフリーに配慮している。令和 3(2021)年 3 月より NPO 法人しんゆり・芸術のまちづくりのウェブサイトにはバリアフリー情報を掲載している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-22】 バリアフリーに関する資料

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の実技レッスンは、主科実技は教員と 1 対 1 で、副科実技は個人又は数人のグループにて行っている。履修者が多い授業については、複数のクラスを開講している。履修者が多いソルフェージュや語学の授業については、習熟度別にクラス分けをすることによって適切なクラスサイズとなっている。また、主科・副科実技科目、演習科目、講義科目等、多様な授業形態に対応するため、講義室 37 室、講堂 1 室、ホール 2 室、ゼミ室 5 室、レッスン室 101 室、アンサンブル・レッスン室 18 室、スタジオ 14 室（汎用スタジオ、オーケストラスタジオ、バレエスタジオ、ミュージカル用スタジオ、録音スタジオ）等を備えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-23】 クラスサイズに関する資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

図書館の利用に関しては、データベースの使い方や OPAC ガイドのオンライン実施、動画配信を活用する等、利用方法のサポートを工夫し利用の促進を図っていく。さらに、貸出手順の見直し、オンライン・レファレンスの利用推進、SNS から情報発信等を行うことで、利便性を向上させていく。

施設設備については、新型コロナウイルス対策を講じつつ、引き続き適切な学修環境の整備と運営・管理を行っていく。高度にメディアを活用した授業を進めるためにさらなる ICT 環境の整備を進めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の

意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生生活全般に関して学生の意見や要望を聴取し、満足度を高めていくために、平成19(2007)年度より毎年度1回、9月に「学生満足度調査」を実施している。点検評価委員会が主体となり、「学修支援」「進路支援」「学生生活支援」「図書館」「教職員の対応」「施設・設備」の各分野に関して学生の意見を聴いている。本学の多数ある調査の中で、全学を挙げて取組んでいる調査といえる。数値結果は過年度実施の数値との経年変化を検証し、学生の自由記述として提出のあった意見や要望については内容を確認し、関連部署や委員会等に情報提供し、関連部署等としての改善案の提出を求めている。関連部署等からの改善案は点検評価委員会が分析、検討したうえで、回答内容をまとめてポータルサイトに掲載し学生にフィードバックしている。「学生満足度調査」は令和2(2020)年度から調査方法をマークシートによる紙面調査からFormsによる回答形式に変更したが、経年変化も踏まえて分析し、学生の意見を運営の改善に反映するものとなっている。

学生から直接意見を聴取するため、平成30(2018)年9月に、学長が主導して「学生の代表者との合同点検評価委員会」を開催し、率直な意見交換をする機会を設けた。

その他学生の意見聴取については、ウェブサイト「問い合わせ」ページを設け、入力された意見・要望の内容に応じて、担当部署へ問合せ内容が即時メール配信されるよう整備している。さらに、事務局の窓口や電話でも問い合わせができるようにしている。

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生満足度調査」の「学修支援」の設問のうち、「ポータルサイトの活用」については、年々利用が増えていることを本調査で把握し、学生の利便性を高めるためスマートフォンやタブレット等の端末からもポータルサイトが利用できるよう対応を行った。令和2(2020)年度の調査でも、ポータルサイトの活用が学部、大学院とも大きく増えた。これは緊急事態宣言期間中に学内の掲示板を撤去して情報伝達手段をポータルサイトに集約したことによる。同時に情報量が増えたため「わかりやすさ」の満足度が減少した。事務局職員やクラス担任等もこの結果を把握し、改善策について検討した。その結果、ポータルサイトの運用マニュアルを見直し、担当する職員の業務標準化を図り、利用者にとって分かりやすいものとなるよう告知対象を明確にする改善を行っている。

「学修上の質問・相談」については、令和2(2020)年度にはクラス担任と実技教員に相談する割合が増加した。事務職員の割合もほぼ変化はなく、特に履修登録に関しては教職員が連携して対応している。履修人数に制限を設けた科目について、履修登録方法の改善を求める声に対しては、令和3(2021)年度には、事前登録や優先登録等の制度を導入して改善を図った。

「自分のコースの教育内容」についての満足度については、令和2(2020)年度の学部の数値が82.7点と高水準で、年々上昇傾向にある。平成29(2017)年度に設置した新学科の教育

改革、毎年度行っている学修成果の向上に向けてのカリキュラム改訂等が支持されている結果となった。大学院生の満足度については、修士90%、博士100%と学部同様に高水準である。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談については、学生相談室及び保健室の看護師が対応している。学生相談室での臨床心理士によるカウンセリングについては学生課が窓口になり、予約による相談としている。相談方法等についての詳細は「学生便覧」に明示している。

令和2(2020)年度に実施した「学生満足度調査」において「奨学金制度についての情報提供は分かりやすいか」については、昨年度より満足度がやや下がっている。これは、新型コロナウイルスの影響により年度当初に学内奨学金等について各種説明会が開催できなかったことが原因と分析している。これらを踏まえて、令和3(2021)年度はポータルサイトでの案内に加え、随時窓口での個別説明も実施し改善ができています。

令和2(2020)年度、「学生生活支援」の中でとりわけ満足度が高かったのは、「100円朝食に対する大学の支援(学部89.1点、大学院91.0点)」及び「食堂・売店等に対して(学部83.3点、大学院89.3点)」で、令和2(2020)年度から始まった「200円夕食」も好評である。100円朝食の提供に対する満足度については、令和2(2020)年度の本調査の中でも最も高く、本結果を受け、大学と同僚会の経済的補助についても引き続き本年度も継続して実施している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

これまで「学生満足度調査」の自由記述に記載されることの多かった練習室に対する不満が多く、これについて検討した結果、令和2(2020)年度から練習室予約システムを導入して改善を図った。「空き時間を過ごす場所」として、学部では学生食堂が、大学院では図書館が上位にある。一定の制約を設けて施設利用を提供しているが、そうした対策については、学生の理解を得られている。

「授業で使う機器備品」に関しては、満足度の数値に大きな変化は見られなかった。

「図書館について」は、例年高い満足度を維持してきた。平成29(2017)年度に館内の一部がリニューアルし、アクティブ・ラーニングを支援するための学修スペースや、個人キャレルの増設等、学生にとって快適な設備・空間を提供している。「資料(種類・数・質等)」についても学部・大学院ともに満足度が向上し、「利用方法(規則・開館日・時間等)」についても学生の意見を聞きながら検討を重ねてきた。令和2(2020)年度には、緊急事態宣言を受けて日本図書館協会及び文部科学省の指針にしたがって利用方法を定めた結果、学生にとって利便性が低下することとなったが、学生が安全に図書館を利用できる環境作りを優先した。学生の意見を取り入れた図書館サービスを実現するために、令和3(2021)年度からライブラリー・サポーター制度を新たに導入した。学生の参画を得ることで、図書館への理解を深めてもらいつつ、一緒に図書館の運営を考えてもらう機会となっている。一方で学外からも利用できる「契約データベース(Naxos Music Library等)の活用」については、満足度を維持することができた。

令和 2(2020)年度、「教員の対応への満足度」「事務職員への対応の満足度」は、学部、大学院とも 82%と、高い数値を維持した。自由記述にも日頃の取組みに対する感謝の言葉がこれまでになく多く並んでいるが、引き続き SD 研修等を通じて改善に取り組んでいくこととしている。

「PC 等の利用環境について」は、令和 2(2020)年度にはそれ以前の上昇傾向と異なり満足度が下がってしまった。令和 2(2020)年度はタブレット端末の貸与や学内の Wi-Fi 環境の拡充等の改善策を講じたが、遠隔授業を通じ更なる通信環境への不満が出たものと分析している。この結果を受けて、学内のさらなる Wi-Fi 環境の拡充について予算化し、令和 3(2021)年度の事業として取り組むことが決まっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】 令和 2 年度「学生満足度調査」

【資料 2-6-2】 「学生の代表者との合同点検評価委員会」議事録

【資料 2-6-3】 「2021 学生便覧」（学生相談室・保健室等ページ）P41-P44 【資料 F-5 と同じ】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生満足度調査」を継続するとともに、学生の意見・要望を直接学生から聴取する機会を定期的に設けていく。調査結果や要望に対する回答について、図書館及びポータルサイトでの公開だけでなく、ウェブサイトを利用して学外への発信も進めていく。

ポータルサイトの改善を継続し、利便性を充実させていく。さらに、Wi-Fi 環境のさらなる改善を進め、ICT の活用を加速させていくことで学生の学修面の利便性向上を図っていく。

質量ともに充実した朝食・夕食を安価で学生に提供することを、同僚会の経済的支援の協力を得ながら、学生生活支援として継続していく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを明確に定め、『入学者選抜要項』とウェブサイトにて周知している。問題の作成は大学が自ら行い、出題ミス防止のために問題点検委員を任命している。入学者選抜については、対面式に加えてオンライン式を導入し、入試実施本部、入試委員会が公正かつ妥当な方法により、適切な体制で運用している。

音楽学部の入学定員と収容定員は良好な水準で、大学院音楽研究科修士課程は定員を見直し良好な水準となった。音楽専攻科及び大学院音楽研究科博士後期課程は定員未充足が続いているが、大学全体として適切な水準といえる。

教職協働による学生への学修支援として、教職協働の委員会を組織するほか、クラス制やガイダンスを行っている。学修支援を充実させるため、障害学生への支援、オフィスアワーの導入、TA、RA 制度、伴奏研究員、合奏研究員等の配置を行っている。休・退学を防ぐため、出席状況調査の実施やクラス担任による個別対応、退学防止プロジェクトの設置、補習授業の実施、転科・転コース制度等を整備し取り組んでいる。

キャリア支援については、「キャリアセンター」がキャリア委員会と連携し、就職・進学

等に対する相談・助言、進路支援に関わる講座等の企画・運営等を行っている。

学生生活支援については、学生生活委員会と学生課が中心的な役割を担い、複数の奨学金制度を設け経済的支援を行っている。心身の健康相談については、保健室と学生相談室を設置し、看護師や臨床心理士が対応するほか、食育等にも取り組んでいる。

校舎は、設置基準上必要な面積を上回っており、バリアフリーに配慮した施設となっている。新耐震基準を満たし、帰宅困難者の受入れ協定を麻生区等と締結している。学内には劇場やホールのほか、目的に応じてスタジオ、教室、練習室、メディアルーム、ML 教室、図書館等を配置している。また、適切なクラスサイズとなるよう、クラスの履修者数を管理している。

学修支援や学生生活、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるため、「学生満足度調査」に全学あげて取り組んでいる。数値結果は経年変化を検証し、自由記述は内容を確認、したうえで、関連部署からの改善策を取りまとめ学生にフィードバックしている。この調査結果を踏まえて練習室の予約システムの導入、Wi-Fi 環境の整備等を行っており、PDC Aサイクルが機能している。以上により、基準 2 を満たしていると評価できる。

基準3 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

昭和音楽大学（以下、本学）は、建学の精神と教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、『履修要綱』とウェブサイトにおいて周知している。本学のディプロマ・ポリシーは、点検評価委員会が中心となって設定した。音楽学部のディプロマ・ポリシーは、平成28(2016)年度に設置したワーキンググループが見直しを行い、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成28(2016)年3月31日に策定した『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』を基に、大幅な改定を行った。

また、令和2(2020)年度からは、学生が取得した学位や資格、能力、知識等の学修成果を可視化するために、学位記や卒業証明書、成績証明書とは別に、「ディプロマ・サプリメント」を作成し、卒業年次の音楽学部生全員に交付を開始した。さらに、令和3(2021)年度からは組織の見直しにより内部質保証委員会を設定し、ディプロマ・ポリシーを含めた本学全体の教育の質保証について点検・評価を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料3-1-1】『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』【資料F-12-1と同じ】

【資料3-1-2】『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』【資料F-12-2と同じ】

【資料3-1-3】『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）履修要綱』【資料F-12-3と同じ】

【資料3-1-4】「ディプロマ・サプリメント」に関する資料【資料1-1-6と同じ】

【資料3-1-5】ウェブサイト（修学に関する情報）【資料2-1-6と同じ】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。なお、進級について特に基準を設けていないが、主科となる実技科目やコースにおける必修科目は、学年順に履修させるため、科目名に①②③④を付し履修制限を設けている。

1. 単位認定基準

単位認定の基準については、「昭和音楽大学学則（以下、大学学則）」第 15 条から第 17 条及び「履修規程」に明確に定めるとともに、詳細を『履修要綱』に記載し周知している。大学設置基準の規程に基づいて、授業形態（講義、演習、実技・実習、個人レッスン）により授業科目ごとに単位数を定めている。「履修規程」第 7 条第 1 項に「単位修得の認定は、試験、課題提出等、担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に行う」と明文化し、5 段階の評価基準（S・A・B・C・F）を「大学学則」第 18 条及び「昭和音楽大学大学院規則（以下、大学院規則）」第 14 条に規定するとともに『履修要綱』に掲載して周知し厳正に適用している。

本学は客観的な成績評価、科目間の成績評価基準の平準化を図るため学業成績を総合的に判断する指標として、成績評価に基づき単位当たりの成績評価の平均値を示す GPA(Grade Point Average)制度を導入している。教育課程委員会及び教授会等において、修得単位、GPA 数値により、学修指導を行っている。

これらの成績評価基準等は学生に分かりやすく『履修要綱』に示している。

2. 卒業認定基準

音楽学部の卒業認定は「大学学則」第 24 条に規定し、学生には『履修要綱』で分かりやすく示している。卒業認定については、修得単位の状況に基づき、教育課程委員会が判定した上で、教授会の審議を経て、学長が認定している。令和元(2019)年度以降の入学生においては、卒業要件単位数（124 単位以上）を修得し、GPA1.5 以上は卒業とする、と規定している。卒業要件単位数（124 単位以上）を修得したが、GPA1.5 未満の場合は追加授業、試験等を実施し、その結果をもって再度判定を行うこととしている。

本学の学部を卒業した者に学士の学位を授与している。学位の授与及び学位審査については、「昭和音楽大学学位規則」に明文化している。

3. 修了認定基準

大学院修士課程及び博士後期課程の修了認定は「大学院規則」第 17 条に規定し、学生にはそれぞれの『履修要綱』で分かりやすく示している。音楽研究科の修了については、修得単位の状況及び学位審査の手続きに沿って、論文等の審査を行い、教育課程委員会が判定した上で、研究科委員会の審議を経て学長が認定している。

本学大学院の修士課程を修了した者（修士）、本学大学院の博士後期課程を修了した者（博士）には学位を授与している。大学院音楽研究科修士課程、同博士後期課程それぞれの学位の授与及び学位審査については、「昭和音楽大学学位規則」に明文化している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-6】「昭和音楽大学学則」【資料 F-3-1 と同じ】

【資料 3-1-7】「昭和音楽大学大学院規則」【資料 F-3-2 と同じ】

【資料 3-1-8】「履修規程」

【資料 3-1-9】「昭和音楽大学学位規則」【資料 F-3-3 と同じ】

【資料 3-1-10】 学位審査及びスケジュール（修士課程・博士後期課程）

【資料 3-1-11】 ウェブサイト（修学に関する情報）【資料 2-1-6 と同じ】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年度に設定された内部質保証委員会が中心となって、教育の質をさらに高めるために、継続して点検・評価を進めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神に基づき教育目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、『履修要綱』とウェブサイトにおいて周知している。本学のカリキュラム・ポリシーは、点検評価委員会が中心となって設定した。

音楽学部のカリキュラム・ポリシーは、平成 28(2016)年度にワーキンググループを設置し見直しを行い、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成 28(2016)年 3 月 31 日に策定した『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』が示されたのを機に、あらためて検討し大幅な改定を行った。さらに、組織の見直しにより令和 3(2021)年度から内部質保証委員会を設置し、カリキュラム・ポリシーを含めた本学全体の教育の質保証について点検・評価を行っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

音楽学部のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて策定している。そのため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーで定めている専門的能力の各項目（基礎力、技術力、専門知識、表現力、実践的活動能力）と学士力の各項目（知識・理解、汎用的能力、態度・志向性、創造的思考力）は、一貫性を確保している。

大学院音楽研究科修士課程のカリキュラム・ポリシーは、音楽芸術表現専攻及び音楽芸術運営専攻が定める人材養成目的を反映したディプロマ・ポリシーを踏まえたものであり、一貫性を確保して作成している。同博士後期課程のカリキュラム・ポリシーは、人材養成目的を踏まえてディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して作成している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科修士課程、同博士後期課程のそれぞれにおいて以下のとおり体系的な教育課程を編成している。

1. 教育課程

(1)音楽学部の教育課程

音楽学部の教育課程は、「大学学則」に定めるとおり、「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の3つの柱により編成している。

①教養科目

全学科・コース共通に開講する科目群で、各コースの専門分野の学修において学問的な基礎を担う科目や、卒業後に社会人として生きていくために必要であると考えられる科目等を配置し、多様な学びを可能にしている。また、芸術系大学の特性を活かし、幅広い視点で音楽を捉える力を育むと同時に、生涯にわたって多方面で活躍できるキャリア・マネジメント力と職業意識を養うことを目指すキャリア科目も含まれる。

②外国語科目

必修科目として位置づけている語学系の科目群で、本学においては英語、イタリア語、ドイツ語、及びフランス語を開講している。必要な科目や単位数は、コースの専門性に応じて設定している。英語についてはプレイスメントテストを実施しクラス分けを行うことにより、レベルに合ったクラスで受講することができるようにしている。

③専門科目

各コースの専門分野の学修のために設置している科目で、学科・コースの専門性に特化した科目群である。専攻主科実技科目や主科に関わる実習科目、卒業論文等がこれにあたる。

また、音楽学部ではカリキュラム・ポリシーで定めている能力がどの科目で獲得できるのかを具体的に把握できるよう、開講している全ての科目を「学修成果に対応したカリキュラム・マップ」として可視化し、『履修要綱』に示している。加えて、学修成果の達成に必要な授業科目の流れ及び各授業科目のつながりを「カリキュラムツリー」として可視化し、ウェブサイトを示している。

(2)音楽専攻科の教育課程

器楽専攻と声楽専攻それぞれで必修科目と選択科目に分けて授業科目を設定し、器楽専攻においてはさらに楽器区分ごとに分けている。

(3)大学院音楽研究科修士課程の教育課程

「大学院規則」に定めるとおり、「専門科目」と「共通科目」の2つの柱からなる。学生は毎年度の初めに「研究計画書」及び「ポートフォリオ」を提出することとしている。さらに、修了年次生については修士論文又は修士研究の題目を含む「修士論文・修士研究執筆計画書」の提出を求め、いずれも期日までの提出を義務付けている。

①専門科目

各分野のより高度な専門的知識や技能を修得するため、専門分野により特化した科目群である。とりわけ、主科に関わる科目と修士論文・修士研究の執筆に関わる科目は、学位取得の要件となる重要な科目であり、最終試験及び学位審査に至るまで、修士課程の教育課程の中心に位置づけている。そのほか、専門分野ごとに定めた必修科目、選択必修科目、選択科目があり、学生が、自らの特性や希望する将来のキャリアに応じて授業科目を履修できる。

②共通科目

音楽芸術表現専攻・音楽芸術運営専攻共通に開講する科目群で、音楽及び芸術全般に関する広範な知識を修得することを目的としている。専攻横断的に科目を履修することもできるのが特徴で、社会での多様なキャリアに向けた、主体的な学びを促している。

(4)大学院音楽研究科博士後期課程の教育課程

以下のとおり、2つの科目群からなる。

①研究課題に基づいて専門性を高度に高める専門科目

きわめて高度な知識と教養及び卓越した技能を持って自立して研究を行う能力を涵養するための科目群である。領域共通の必修科目と領域ごとの選択必修科目がある。「博士研究指導」をはじめ、博士論文の執筆指導を行う「博士論文演習」、専門分野の実践的な研究を行う「博士特別表現研究」及び「博士特別運営研究」がこれに該当する。これらは博士の学位取得に関わる重要な科目であり、最終試験及び学位審査に至るまで、博士後期課程の教育課程の中心に位置づけられている。とりわけ「博士研究指導」は博士後期課程における研究を総括するとともにその根幹をなす科目であり、学生は、毎年度当初に作成・提出する「研究計画書」及び「博士論文執筆計画書」について指導と承認を受け、年度末には「研究進捗状況報告書」、及び「博士特別表現研究」における年次演奏発表（声楽、器楽）又は年次作品提出（作曲）若しくは「博士特別運営研究」における年次研究発表の評価とあわせて、全体的な年次研究成果の評価を受ける。

②専門の研究分野と関連分野における幅広い知識と知見、応用能力を獲得するための科目

音楽芸術表現領域、音楽芸術運営領域のそれぞれの分野の専門性を高める研究を基本としながら、学生の興味や資質、研究内容あるいは将来のキャリアデザインによって、領域横断的に選択可能な科目群である。音楽を中心とする芸術文化についての知識と知見を獲得するとともに、広い視野に立った学際的な研究を行うためのさまざまな方法論を学ぶ。

2. シラバス

シラバスは、教育課程委員会の下に設置している時間割・シラバス作業部会が中心となり、項目設定を検討のうえ「シラバス執筆要項（以下、執筆要項）」を作成している。全科目のシラバスは内容を確認のうえウェブサイトに掲載している。

シラバスは科目、曜日・時限、担当教員名、教育目標と概要、学修成果、授業展開（講義内容は詳細に1回ずつ記載する）、評価方法・評価割合（%）、履修上の注意、授業外学修の指示、教科書・参考書等の項目を「執筆要項」に沿って科目担当教員が記しており、その内容は、その科目を担当する部会・分科会が確認している。評価方法については、定

期試験（筆記・実技試験、課題提出、作品提出、成果発表）及びその他の試験（授業内小テスト）の項目に分け、科目ごとに評価の割合を設定している。

3. 単位の上限定

単位の実質を担保するため、年間の履修単位数の上限（48単位）を定めている。例外として意欲があり、2年生以上で、GPAの値が3.5以上の優秀な学生に対しては、教育課程委員会が審議の上、単位の上限を超えて履修を認める場合がある（実技科目を除き1年間に4単位までとしている）。

教職・学芸員・司書課程の資格に関する科目等については、この上限単位に含まない。単位で定める学修時間及び履修単位数の上限については、『履修要綱』に明記している。

4. 科目ナンバリング

教育課程の体系的編成を表す手段の1つとして、音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科修士課程の全科目を対象に、令和3(2021)年度より科目ナンバリングを導入した。科目ナンバリングは、学生の主体的な学修支援を目的とし、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学生が授業科目を履修する際、授業科目の分類、難易度を理解したうえで選択することができる。また、学外へ本学の教育課程を公開することによって、体系性の理解の促進や大学間の単位認定の円滑化につながっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』【資料 F-12-1 と同じ】

【資料 3-2-2】『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』【資料 F-12-2 と同じ】

【資料 3-2-3】『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）履修要綱』【資料 F-12-3 と同じ】

【資料 3-2-4】ウェブサイト（修学に関する情報）【資料 2-1-6 と同じ】

【資料 3-2-5】「カリキュラムツリー」

【資料 3-2-6】「シラバス執筆要項」

【資料 3-2-7】科目ナンバリングに関する資料

【資料 3-2-8】ウェブサイト（2021年度シラバス）

3-2-④ 教養教育の実施

音楽学部では、上述したとおり、教育課程の3つの柱の1つとして「教養科目」を設定し、教養教育を実施している。そのうち「基礎ゼミ」は、全コース共通の必修科目として、「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」は一部のコースを除き全学的に必須科目として位置づけている。

1. 「基礎ゼミ」

初年次の導入科目として平成29(2017)年度より開設し、大学における学びをスムーズに行うため、学生自身の学びの環境の理解、大学で学ぶ意義の探求、主体的に学ぶための必要なスキルの修得、キャリアデザインの描写、コミュニケーション・スキルの修

等、を行っている。この授業を通して、建学の精神や大学で学ぶ意義の理解や、「聴く・読む・調べる・まとめる・書く・伝える」等の学修に必要な基本的なスキル、課題を発見し解決する力を身につけることができる。

2. 「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」

この科目は、大学の開設当初から設定している科目で、優れた音楽・芸術表現を鑑賞する機会を学生に提供している。音楽を学ぶ際には、自分の専攻に関心が集中してしまうが、他の演奏家の多様な音楽表現や音楽以外の芸術を鑑賞することができるよう、幅広い鑑賞作品を対象としている。この授業を通して、感性を磨き、視野を広げることができ、鑑賞後にレポートを作成することにより、文章をまとめる力を身につけることができる。

本学では、教養科目の運営及び充実のための教学組織として「教養科目分科会」を置いている。また、上述した「基礎ゼミ」「芸術特別研究」は全学的な取組みとなるため、「基礎ゼミ分科会」「芸術特別研究分科会」を置き実施体制を充実させている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-9】「基礎ゼミ」シラバス【資料 2-2-28 と同じ】

【資料 3-2-10】「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-11】「部会規程」

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1. 適切なクラス編成

幅広い専門知識、高度な技能や応用能力を修得することを目指す専門科目（「ソルフェージュ」、「ハーモニー演習」等）や外国語科目においては、学修効果をより高めることと、個々の学生にとって最も適切な学修環境を確保するため、学修歴や能力に応じたクラス分け授業の取組みを行っている。

2. 独自教材の開発

「総合ソルフェージュ」では、受講生一人ひとりがタブレット端末を使用して、本学が独自に開発した教材を使用する授業を行っている。

3. フィールドワークの活用

本学では学内での授業に留まらない実践的な学びを重視し、これを建学の精神である「礼・節・技の人間教育」と結び付ける授業を開講している。

(1) 「音楽活動研究」

地域の教育機関、福祉施設、イベント等での演奏活動等を通じて、自己表現力やコミュニケーション能力を向上させ、社会性を身につけることができる。

(2) 「フィールドインターンシップ」

音楽系企業や芸術文化団体等との連携の下、音楽に関わるプロフェッショナルな現場で就業体験をすることができる。

(3) 「企画制作演習」「公演実習」「施設実習」

アートマネジメントコースにおいてコンサートの企画制作を行う「企画制作演習」と、舞台スタッフコースの「公演実習」は、より専門性の高い実習である。音楽療法コースの「施設実習」は、学内外の施設において医療・福祉・教育の3つの領域を実践的に学ぶことができる。

4. コース間の連携

コース間で連携した授業の取組みにも特徴がある。声楽コースの「オペラ演習」、ミュージカルコースの「ミュージカル演習」、バレエコースの「バレエ演習」では、成果発表に向けて、他コースの学生と交流しながら学ぶことができる。大学オペラ、ミュージカル、バレエ、さらに学内外のさまざまな演奏会にも、出演する実技系の学生以外にも、アートマネジメントや舞台スタッフの学生が授業の一環として実習に参加している。

5. 産業界との連携

「ライブビジネスと社会」では、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会と連携して、音楽業界で実際に活躍しているプロモーターやアーティストを招き、社会との関わりを学ぶ実践的な授業を展開している。

6. 音楽大学の特性を活かした語学学習

芸術系大学の特徴を活かした授業内容の工夫として、ミュージカルコースの「ミュージカル・イン・イングリッシュⅠ」では、ドラマやミュージカル作品等を題材として英語によるパフォーマンスを行い、演劇に必要な英語の発音と表現力を身に付ける授業を行っている。

7. 大学院音楽研究科の取組み

大学院音楽研究科修士課程においては、「演奏家・作曲家」「指導者」「研究者」「実践者」という4つのキャリアを想定して、そのキャリアデザインに沿った、より専門的で高度な学びができるようにしている。とりわけ、専門知識を持った教員による複数指導体制の授業は、あらゆる角度から専門性を高める効果を上げている。声楽（オペラ）における「オペラ特別演習」、弦管打楽器における「合奏特別演習」等は、複数指導体制による授業である。

さらに、音楽の世界において即戦力となるための実践的な研究を重視している。音楽芸術表現専攻声楽（オペラ）では、2年間の研究成果の発表として、劇場でのオペラ作品上演を行う。音楽芸術運営専攻アートマネジメントにおいては、「音楽芸術運営特別演習」で舞台作品の制作を選択することができ、作品の上演に向けた制作過程を、実践的に研究する。また、専攻共通の「学外実習研究」では、学外（海外も含む）でのマス

タークラスや講習会、コンクールへの参加、学会発表やインターンシップを単位として認める等、学生の主体的な学びを促している。

博士後期課程においては、幅広い視野と識見を獲得するため、領域横断的・学際的な研究や、プレゼンテーション能力の育成を重視している。最も特徴的な「音楽と学術研究特講」は、音楽芸術表現領域・音楽芸術運営領域の双方の学生と、博士後期課程を担当する両領域の複数の教員とが一堂に会して、各々の多様な専門的見地から、共通のテーマについて自由なプレゼンテーションとディスカッションを行うという、ユニークな形態の授業である。

8. FD 活動

教授方法の改善を進めるための組織体制として、音楽学部及び大学院音楽研究科にそれぞれ FD 委員会を置き、学生による授業評価アンケートの実施やその結果の分析、フィードバック等を定期的に行っている。また部会・分科会においても教育課程、授業・試験運用等の見直しを不断に行っている。部会・分科会単位での FD 研修会も年に複数回行い、コースごとでも授業方法等の改善を定期的に行っている

部会・分科会や FD 委員会等で検討した改善策を科目の運用に反映する際は、教育課程委員会及び同委員会の下に設置している「学部・短大教育課程ワーキンググループ」「修士教育課程ワーキンググループ」「博士教育課程ワーキンググループ」にて審議している。

9. 新型コロナウイルスへの対応

(1)遠隔授業実施態勢の整備

本学では新型コロナウイルス対策のため IT 推進委員会を中心に令和 2(2020)年 4 月の自治体からの休校要請期間中に Microsoft Teams（以下、Teams）を使ってオンラインを活用した遠隔授業の実施体制を整えた。この間、同委員会を一時的に拡充して下部組織として遠隔授業等実施プロジェクトを立ち上げた。

音楽学部長をガバナー、事務局長をガバナー補佐として教職協働の組織体制とし、遠隔授業実施に係る意志決定を一元化した。その下に技術チーム、機材チーム、利用者支援チームを編成した。

技術チームでは、遠隔授業運用のアプリケーションを Teams に決定し、導入のための技術的な必要事項について対応した。さらに、構内で遠隔授業を受講するケースを想定し Wi-Fi ルーターの大幅な増設と、回線の接続容量を増強した。

機材チームでは、教員と学生が遠隔授業の運用・受講に必要な機材の調達を行った。新型コロナウイルスの流行下で在庫が少ない中、Wi-Fi ルーターとタブレット端末を調達し、初期設定や機材のマニュアルを作成した上で、学生や教職員に送付貸出を行った。授業を受けるため必要なデータ量に不安のある教員や学生には、通信データ量無制限の SIM カードを中心に調達、無償で貸与した。

利用者支援チームは、教職員合わせて約 20 人で編成した。全学生、教職員にアンケートを行い保有するデバイスの状況を確認し足りないデバイス等の数を把握した。遠隔授業利用のため、教員・学生毎に Teams の操作マニュアル及びオンラインでの操作説明会

の開催、著作権法についての動画撮影、Teams の操作に不安のある教員や学生に対してのレクチャー対応を行った。また遠隔授業の導入時期には、全学生と教職員を対象とした相談窓口を設置し、授業と併行し利用者へのサポート体制を整え対応した。

以上、3 つのプロジェクトチームが総力をあげて短期間に遠隔授業実施のための体制を作り、令和 2(2020)年 5 月 11 日からは実技科目を含む全ての科目において遠隔授業を実施した。

遠隔授業開始にあたり、授業の質が引き続き保たれるよう、学生と教員に対し、録画禁止等の注意事項を周知した。また、教員と学生相互にやりとりが生じる授業運営を行うよう、授業運用マニュアルに記載し、教員間で共有を行った。遠隔授業の形態としては、教員と学生が同じ時間に通信し教員は講義や実演等を行い学生はそれを視聴する「リアルタイム通信型（同時双方向型）」、事前に資料や課題を学生に提供し学生が課題に取り組む、教員が添削指導を行う「資料・課題提示型」、事前に記録動画、録音音声を提供し決められた時間内に学生が視聴する「記録動画配信型」の 3 つを採用した。

(2)対面授業再開

令和 2(2020)年 6 月 1 日より実技科目を対面授業に切り替え、6 月 15 日より全面的に対面授業を再開した。この間、新型コロナウイルスの影響により入国ができなかった留学生に対しては、遠隔授業を継続し、授業進度に差が出ないように配慮した。

(3)本年度の新たな取り組み

令和 3(2021)年度は、オンラインを活用した教育活動の新たな試みとして多様なメディアを高度に利用したメディア授業を実施している。全授業回数の過半を以下の方法で行う科目をメディア授業科目としており、メディア授業には以下 2 種の授業形態がある。1 つは「同時双方向型」(Teams 等のテレビ会議システムを用いて特定の時間に授業をリアルタイムに配信し、双方向に映像や音声のやり取りを行う方式)、2 つ目は「オンデマンド型」(インターネットを利用して、文書、図画、写真、音声、動画等により授業内容を配信・配付し、授業の時間、場所は特定せずに、小テストや課題提出、質疑応答、教員からのフィードバックを併せて行う方式)である。今年度は、先行的に実施しているが、将来的には拡大していくことを想定している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-2-12】 クラスサイズに関する資料【資料 2-5-23 と同じ】
- 【資料 3-2-13】 「ソルフェージュ」 シラバス
- 【資料 3-2-14】 「ハーモニー演習」 シラバス
- 【資料 3-2-15】 「音楽基礎演習」 シラバス
- 【資料 3-2-16】 「音楽教養基礎」 シラバス
- 【資料 3-2-17】 「総合ソルフェージュ」 シラバス
- 【資料 3-2-18】 「音楽活動研究」 シラバス
- 【資料 3-2-19】 「フィールドインターンシップ」 シラバス
- 【資料 3-2-20】 「企画制作演習」 シラバス
- 【資料 3-2-21】 「公演実習」 シラバス
- 【資料 3-2-22】 「施設実習」 シラバス

- 【資料 3-2-23】「オペラ演習」シラバス
- 【資料 3-2-24】「ミュージカル実習」シラバス
- 【資料 3-2-25】「バレエ演習」シラバス
- 【資料 3-2-26】「ライブビジネスと社会」シラバス
- 【資料 3-2-27】「楽演祭」パンフレット
- 【資料 3-2-28】「ミュージカル・イン・イングリッシュ」シラバス
- 【資料 3-2-29】「オペラ特別演習」シラバス
- 【資料 3-2-30】「合奏特別演習」シラバス
- 【資料 3-2-31】「音楽芸術運営特別演習」シラバス
- 【資料 3-2-32】「学外実習研究」シラバス
- 【資料 3-2-33】「音楽と学術研究特講」シラバス
- 【資料 3-2-34】遠隔授業関連資料
- 【資料 3-2-35】メディア授業科目について

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

新たに導入したナンバリング制度について、科目間の関連性や難易度の設定が履修計画の参考になっているか調査・分析していく。

全学が一丸となって取組んだ遠隔授業の経験をメディア授業においても取り入れ、学修成果が向上しているかの検証を進める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3 つのポリシーを踏まえた学修成果及び人材養成目的の達成状況は以下のとおり点検・評価し、適切に運用している。

1. 学修状況に関する調査

学生の学修状況を点検・評価するために、点検評価委員会が「新入生アンケート」及び「学修に関する実態アンケート」「学生満足度調査」を毎年度実施している。

「新入生アンケート」は、本学志望の動機や入学時における本学への期待等についての情報を得ることにより、教育や生活面に対する学生支援に活用することを目的として、オリエンテーション期間に実施している。

「学修に関する実態アンケート」は、在学生の学修に関する実態を把握・分析し、そ

の結果を授業改善、カリキュラム改善、学生への履修指導等に活用することを目的として全学生に実施している。1週間の時間の使い方、授業への取り組み方、これまで経験した授業形態等について調査項目を設け、学修の実態をきめ細かく把握している。加えて、本学が設定し『履修要綱』等に示した学修成果について、その獲得状況を自己評価する項目も設定している。

「学生満足度調査」は、学修や学生生活全般に関わる33項目を設定し、大学運営全体についての学生の意見を聴くために全学を挙げて取り組んでいる調査である。

また、FD委員会が担当している「学生による授業評価アンケート」は、実技科目、講義、演習科目全ての科目を対象として実施（3人未満の科目は除く）し、シラバスとおりに実施しているか、授業やレッスンに工夫がされているか、満足しているか等の項目を設定し、学生の意見を聴くとともに、学修への取組状況についても把握している。

2. 学修成果に関する調査

「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」は、学修成果の獲得状況や課外活動の参加状況等の情報を得ることで、学修や学生生活支援の充実を図ることを目的とし、点検評価委員会が平成29(2017)年度から卒業年次の学生を対象に毎年度実施している。ディプロマ・ポリシーと連動した設問項目を設け、獲得できた成果について学生自身が自己評価をするものである。

3. 進路に関する調査

学生の学修の状況や進路に対する意識を把握し、卒業後の進路についての的確なアドバイスを行うことを目的として、「キャリアセンター」が「進路意識調査」及び「進路決定状況調査」を毎年度実施している。

「進路意識調査」は、学部の全学生を対象に毎年6月から7月にかけて実施している。

調査項目は、希望する進路や、そのために現在準備していること等で、学生は「ポートフォリオ」を通じてアンケートに回答し、クラス担任や実技担当教員がその回答に対してアドバイスしている。調査結果については、「キャリアセンター」が分析し、学生の進路に対する考え方の傾向を把握し、指導に活用している。

「進路決定状況調査」は、卒業年次生に対して毎年度実施している。芸術系大学の特性に鑑み、就職だけでなく、進学、演奏・創作活動等での自立を目指す者が多いことに着目し、「進路決定者（率）」という捉え方をしている。

4. 学生及び学外者からの意見聴取

学生の意見聴取については、平成30(2018)年9月に「学生代表者との合同点検評価委員会」を開催した。点検評価委員会に音楽学部、大学院音楽研究科の複数の学生を招き、学生満足度調査や学修に関する実態アンケート、学生による授業評価アンケート等の結果を説明した上で、学生と意見交換を行った。

学外者からの意見聴取については、平成29(2017)年11月に「自己点検・評価に関する学外有識者会議」を行った。キャンパス移転後10年の節目に本学の学生の学修成果について学外者の視点から意見を聴取することを目的としたもので、3つのポリシーを

踏まえた学修成果に対する評価や本学の地域貢献への期待等、貴重な意見交換が行われた。その後、令和元(2019)年9月にも、地域の有識者を招き、本学学生の学修成果について学外者の視点から意見を聴取した。続いて令和2(2020)年10月には音楽関連企業の有識者を招き、本学学生の学修成果について意見を聴取した。

本学が平成26(2014)年1月に実施した「産業界の人材ニーズ調査」ではコミュニケーション能力が一般企業等で必要な能力であるとの結果を受け、当時の「音楽人基礎」等の授業に反映させてきた。その後平成29(2017)年度からは「基礎ゼミ」の講義内容にディスカッション・グループワーク、プレゼンテーションを取り入れている。

5. 卒業生・就職先企業へのアンケート調査

卒業生については、令和2(2020)年3月に、過年度卒業生を対象に、社会人が音楽大学で学び直しができるカリキュラム編成を目的として「社会人の学び直しニーズに関するアンケート(旧学修ニーズ調査)」を実施し、現在の就業形態と音楽との関わりから、学んだことが役立っているか等を調査した。また、令和2(2020)年10月に、「学修成果に関するアンケート(過年度卒業生対象)」を実施し、学修成果の獲得及びその活用状況に関して調査した。このアンケートは点検評価委員会で分析結果を点検し、学修ニーズ調査はカリキュラム編成に関わる項目が含まれるため、教育課程委員会においても結果の点検を行った。

就職先企業については、令和2(2020)年10月に、本学卒業生の就業先企業に対して、音大卒業生に求めていることや、新型コロナウイルスが採用等に影響があったかキャリア委員会が調査し、結果を点検した。

6. 実技試験の観点別評価

主科の実技試験において、教員が学生個々に対して、「技術」「芸術」の観点別評価とコメントを記載し、学生にその内容を手渡す「所見フィードバック」の取組みを平成25(2013)年度から実技科目で実施している。5段階の成績を通知するだけでなく、観点別評価と採点教員のコメントを併せて示すことで、学生の学修意欲の向上と学修成果の獲得に役立っている。この「所見フィードバック」の取組みが、学生にとって学修の参考になっているかを把握するためにアンケートを実施しているが、「参考になった」と回答した割合がかなり高く、この効果によりコースによっては実施回数を増やす例も出ている。

7. 資格取得状況の把握

資格に関する教職課程、学芸員課程、司書課程は、資格課程分科会で各課程の取得状況や教員採用試験の結果等を点検し、学生指導に活用している。コース独自の専門的な資格取得状況として、舞台スタッフコースでは「日本照明家協会照明技能検定2級」「舞台機構調整技能士(音響)3級」「足場の組立特別教育」の各種資格取得に向けて、学内での講習や検定試験受験ができるよう配慮する等、大学が積極的に支援し成果に結びついている。「日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)」の資格取得者数を把握している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-3-1】 令和 2 年度「新入生アンケート」
- 【資料 3-3-2】 令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」
- 【資料 3-3-3】 令和 2 年度「学生満足度調査」【資料 2-6-1 と同じ】
- 【資料 3-3-4】 令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」
- 【資料 3-3-5】 令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」
- 【資料 3-3-6】 「進路意識調査」【資料 2-3-5 と同じ】
- 【資料 3-3-7】 「進路決定状況調査」【資料 2-3-22 と同じ】
- 【資料 3-3-8】 「学生の代表者との合同点検評価委員会」議事録【資料 2-6-2 と同じ】
- 【資料 3-3-9】 「自己点検・評価に関する学外有識者会議」議事録
- 【資料 3-3-10】 「学修成果に関する学外有識者会議」議事録
- 【資料 3-3-11】 「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」【資料 2-3-20 と同じ】
- 【資料 3-3-12】 令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」【資料 2-3-21 と同じ】
- 【資料 3-3-13】 「卒業者の就業状況調査」
- 【資料 3-3-14】 令和 2 年度 実技試験における所見フィードバック及びプレゼンテーション実施
- 【資料 3-3-15】 「所見フィードバック及びプレゼンテーションに関するアンケート」
- 【資料 3-3-16】 資格課程の取得状況一覧【資料 2-3-6 と同じ】
- 【資料 3-3-17】 舞台スタッフ・音楽療法コースの専門資格取得者状況【資料 2-3-8 と同じ】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述した各種の調査等について、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは以下のとおりである。なお、これらの取組みは、本学で定めているアセスメント・ポリシーに基づいて行っている。

1. 学修状況に関する調査のフィードバック

「新入生アンケート」及び「学修に関する実態アンケート」は、学修指導の改善に向けて実施している。その結果は点検評価委員会において分析し、分析結果は、FD 研修会やSD 研修会の場で定期的に報告し、教職員の学修指導に役立てるよう共有している。

「学生による授業評価アンケート」の結果は、教育内容・方法の改善に向けて行っている。担当科目の数値結果、担当科目の学生からの自由記述、科目全体の数値結果を教員にフィードバックしている。FD 委員会は対象教員全員に対して「授業改善計画書」の執筆を依頼している。特に専任教員の「授業改善計画書」は、教員業績評価の評価項目として定めるとともに、ティーチングポートフォリオの一項目としてウェブサイトで公開している。アンケートの結果のうち、数値が低い科目や改善意見が出ている科目については「学生による授業評価アンケート審議作業部会」を開催し、FD 委員長や音楽学部長、大学院音楽研究科長が内容を確認している。問題があると判定した場合は、学長に報告し、学長は指導等適切な措置を行うことを規程に定めている。

2. 学修成果に関する調査のフィードバック

「学修成果に関するアンケート」は、教育内容・方法の改善に向けて行っている。調査結果については点検評価委員会において分析している。建学の精神を理解し実践しているか、ディプロマ・ポリシーに定める学修成果の獲得状況を項目ごとに把握することができ、新たな課題の発見や改善につなげられる PDCA サイクルとなっている。

3. 進路に関する調査のフィードバック

「進路意識調査」及び「進路決定状況調査」は、進路指導における適切な情報把握と改善に向けて行っている。「キャリアセンター」が分析を行い、全体の傾向やコースごとの特徴を把握し、キャリア委員会や教授会等を通じて情報共有し、学生への指導、支援講座の充実、教育課程の検討等に反映している。

4. 学生及び学外者からの意見聴取のフィードバック

平成 29(2017)年 11 月に地域の外部有識者を招き実施した「自己点検・評価に関する学外有識者会議」の記録を、当時の点検評価小委員会及び点検評価委員会で共有した。これを機に、卒業生に対する「学修成果に関する調査」の実施につながった。

令和 2(2020)年 10 月に実施した、外部有識者との会議では、卒業生の雇用先でもある企業から獲得すべき能力について具体的な提言があり、内容を点検評価委員会、教育課程委員会ほか学内の複数の委員会で共有した。本学のディプロマ・サプリメントは、学生の獲得能力が数値化され、グラフにて可視化されている点が、特に有効であると評価された。

5. 卒業生へのアンケート調査のフィードバック

「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」は、教育内容・方法の改善に向けて行っている。社会人となった今、学び直しが必要か、必要な場合、どのような形態の授業を希望するかを確認し、学び直しができるカリキュラム編成について検討をはじめたところである。「学修成果に関するアンケート(過年度卒業生対象)」は、同様に教育内容・方法の改善に向けて行っている。ディプロマ・ポリシーで定める学修成果が獲得できたか、社会人となってからその学修成果が活用できているかを把握している。これらのアンケートは点検評価委員会が結果の分析を行っている。

6. 実技試験の観点別評価のフィードバック

主科実技試験に関する「所見フィードバック」が、学生にとって学修の参考になっているかを把握するため、アンケートを実施している。観点別評価が「参考になった」と回答した学生の割合は高く、学修に役立っていることが把握できた。学生からの要望や意見を踏まえ、全学で継続しながら実施時期や返却方法についても検討を続けており、それぞれ部会・分科会で検討し、実施回数を増やす実施例も出ている。

7. 資格取得状況の把握とフィードバック

資格課程分科会を中心に結果を検証し、教育内容の改善に活用している。各コース独自の資格取得に関しても、結果を把握し、向上に努めている。

8. その他（入試区分別の追跡調査）

入学者選抜の妥当性を検証するため、入学後の学修状況等を調査したうえで、クロス分析を行っている。企画広報部企画・IR推進室が分析資料を作成し、アドミッション委員会が入試区分別に、GPAの分布や学修時間、卒業時の受賞実績、退学者の状況等を確認した上で検証を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-18】『令和 3 年度昭和音楽大学 履修要綱』【資料 F-12-1 と同じ】

【資料 3-3-19】「入試区分別追跡調査」目次

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果を点検・評価するために、さまざまな視点からアンケートを実施しているが、実施回数が多く、回答者にとって負担が生じている。分析結果の検証だけではなく、アンケートの回数や、設問、実施時期についても検証していく。

学修成果に関するアンケートについては、成績や GPA との関係性を分析する等、授業内容・方法及び学修指導等の改善がさらに進むよう、クロス集計を活用していく。

【基準 3 の自己評価】

本学ではディプロマ・ポリシーを定め、『履修要綱』『学生便覧』等で周知し、単位認定の基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。学修成果の可視化のため「ディプロマ・サプリメント」を作成し、卒業生全員に交付を開始している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえカリキュラム・ポリシーを定めていることから両ポリシーには一貫性がある。カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程を編成している。シラバスは、時間割・シラバス作業部会を設置し、「シラバス執筆要項」を作成している。開講している全科目のシラバスは内容を確認したうえでウェブサイト公開している。単位の実質化の観点から履修単位の上限を設定し、科目ナンバリングも導入している。教養科目の実施組織として「教養科目分科会」「基礎ゼミ分科会」等を適切に配置している。

授業方法の工夫として、ソルフェージュや外国語科目では、学修歴や能力に応じてクラス分けを行っているほか、適切なクラスサイズとなるよう、同一授業を複数開講する等して調整している。音楽学部では、本学独自に開発した教材を活用する授業、フィールドワークを活用した授業、産学連携による授業、コース間連携による授業等を開講している。大学院音楽研究科修士課程の授業では複数教員が連携して行う授業、博士後期課程では音楽芸術表現領域・音楽芸術運営領域双方の学生と教員が音楽芸術表現領域・音楽芸術運営領域双方の学生と教員がディスカッション等を行う授業がある。教授方法の改善を進めるため FD 委員を置き、教育課程委員会の下に学部、修士、博士それぞれのワーキンググループを配置している。

新型コロナウイルス対策のため IT 推進委員会（当時）を中心に休校要請期間中に Teams を使ってオンラインを活用した遠隔授業が可能な体制を整えた。学生、教員向けの相談窓口を設置し、授業と併行し利用者へのサポート体制を整備した。

学生の学修状況を点検・評価するため、「新入生アンケート」、「学修に関する実態調査」「学修成果に関するアンケート」「学生満足度調査」を実施し、結果は点検評価委員会が検証し、FD 研修会や SD 研修会を通じて共有している。学生の就職や進路の状況を点検・評価するため、「進路意識調査」「進路決定状況調査」を実施し、その結果については、「キャリアセンター」が学生への指導、進路支援講座の充実等に活用している。

また積極的に学生代表及び学外者からの意見聴取を行うための機会を設け、学修成果の獲得状況等について点検・評価を行っている。さらに就職先や企業へのアンケート調査を実施し、社会のニーズの把握に活用している。結果については点検評価委員会、教育課程委員会等と共有し、教育課程や授業内容の改善に役立てている。

以上により、基準 3 を満たしていると評価できる。

基準 4 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・ 発揮

昭和音楽大学（以下、本学）では、「昭和音楽大学学則（以下、大学学則）」第 43 条において「学長は、本学を代表し校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定めており、学長の意思決定の権限と責任を明確にしている。

学長がその職責を果たしリーダーシップを適切に発揮するため、以下の補佐体制を整備している。

1. 学園運営委員会

学園全体の活動学園全体の活動について、報告事項、審議事項等が議案として提起される場である。理事会の決定に基づく、業務の実施方法の検討、及びその遂行、教学事項に関する協議、その他学園の日常業務に関する協議、及び決定、並びにその遂行を行っている。各部門の部局長が構成員となっていることから、学長方針の伝達、意見交換等、リーダーシップを発揮するうえで重要な組織となっている。

2. 内部質保証委員会

内部質保証委員会は、学長が委員長となり、内部質保証委員会規程に基づき、3つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証の双方について点検・評価を行っている。委員には学部長や大学院音楽研究科長、常務理事（教学担当）、事務局長等が構成員となり、学長がリーダーシップを発揮する上で構成員の意見を聴取し決定の判断材料を得る機能を有している。

3. 点検評価委員会

点検評価委員会は学長の下に設置し、上述した内部質保証委員会の指示を受け、教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等に対して改革・改善の指示を行う体制となっている。学長の指示によって本学の点検・評価の PDCA サイクルが確立され、リーダーシップが発揮できる体制が整備されている。

4. 学長諮問委員会

学長諮問委員会は、学長が教学に係る方針の策定を行うにあたって学長を補佐し、協

議、検討するために設置している。音楽学部長が委員長となり、大学院音楽研究科長、事務局長、学務部長、学務部教務課長、企画広報部企画・IR推進室長で構成し、学長からの諮問に関して協議・検討する組織として機能している。

5. 学長補佐

学長の命を受けて、特定の業務を遂行し、学長を補佐するため、「昭和音楽大学学長補佐に関する規程」を定め、2人の学長補佐を配置している。

6. その他

音楽学部長、大学院音楽研究科長、図書館長は学長が推薦し、最終的には理事会が承認するが、これらの役職者は、学長と同一の任期中それぞれの立場において学長を補佐している。また、学生に関わる問題については、学生生活委員長についても学長が対処を指示できることとしている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的を達成するために、教学マネジメントの一環として教学組織、教学運営組織を整備している。

教学組織は、専門分野の教育課程の運用、課題の解決等のため、専任教員を構成員とする部会・分科会を組織している。部会・分科会は、併設する短期大学部と協同して、主に授業内容・方法の検討、授業及び試験の運用、学修成果の発表等について協議を行っている。責任者として、部会には主任、分科会には主査を置き、その運営を委ねている。専任教員は必ずいずれかの部会・分科会に所属している。原則として月1回定期的に会議を開催し、部会・分科会で協議した事項のうち本学全体に関わるものや調整を伴うもの等は、教学運営組織である教育課程委員会を始めとする各種委員会に諮っている。大学院音楽研究科の教学組織についても、部会・分科会を基本にしており、カリキュラム、シラバス、授業・試験の運用及び教育研究成果の発表等について責任を負っている。

教学運営組織は、全学に共通する課題等を審議するため、委員会を組織し、学科・コース等の枠を超える横断的な組織として位置づけている。委員会には責任者として委員長を置き、構成員は教職協働体制となっている。委員会には、その職務のうち特定の分野について審議を行うため、必要に応じて作業部会を置いている。委員会及び作業部会で協議した事項について、部会・分科会に対して提案又は検討を依頼する等の連携を行っている。大学院音楽研究科には、独自の教学運営組織として研究科FD委員会があるが、その他は基本的に学部と協同の組織である。

教学組織及び教学運営組織の活動状況は、議事録や実施計画・結果等の資料が、教授会、研究科委員会、学園運営委員会に報告され、活動状況を把握している。部会活動及び委員会活動の重要な事項については、審議事項として教授会、研究科委員会、学園運営委員会に提案され、学長が決定に関与する仕組みを整備している。

副学長は、「大学学則」第42条第2項、第43条に副学長の組織上の位置づけを明確に定め、必要に応じて副学長を置き学長を補佐する体制を整備している。現在、副学長は任命していない。

学部長、研究科長は、教学組織、教学運営組織全体の動向を把握し、個別の課題について部会主任に対する助言、指導等を行い、規程で定める副学長の役割をもカバーしながら学長を補佐する機能を果たしている。これらの活動状況について、学園運営委員会を通じて学長に報告され、学長が教学マネジメントにおいて意思決定する体制が整備できている。

以上のように、学長は教学組織及び教学運営組織を統括するとともに、権限を適切に分散し、それぞれを有効に機能させてその管理を行い、使命・目的の実現に向けて強いリーダーシップを発揮している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行に必要な事務組織を置き、職員を適切に配置し、業務分掌に関する規程に基づき業務を執行している。事務局は、理事長室、企画広報部、学務部、総務部、財務・経理部、演奏センター、事業運営部、研究施設によって組織し、事務局長が事務局を統括している。また、事務局長の下、部長、課長を置き、必要に応じて、部には部次長、課には課長代理、係長、主任を置いて、指揮命令系統を明確にしている。

また、教学運営組織の構成員は教員と職員の協働で構成し、それぞれの委員会の目的に応じてその業務を行う部署より職員が出席している。さらに、教授会においては、教授会を構成する教員だけでなく、職員も教授会に出席し、教学マネジメントを機能させている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-1】「昭和音楽大学学則」【資料 F-3-1 と同じ】
- 【資料 4-1-2】「昭和音楽大学大学院規則」【資料 F-3-2 と同じ】
- 【資料 4-1-3】「学園運営委員会規程」
- 【資料 4-1-4】「内部質保証委員会規程」
- 【資料 4-1-5】「点検評価委員会規程」
- 【資料 4-1-6】「学長諮問委員会規程」
- 【資料 4-1-7】「昭和音楽大学学長補佐に関する規程」
- 【資料 4-1-8】「教授会規程」
- 【資料 4-1-9】「大学院研究科委員会規程」
- 【資料 4-1-10】「部会規程」【資料 3-2-11 と同じ】
- 【資料 4-1-11】「東成学園事務組織及び業務分掌規程」
- 【資料 4-1-12】令和 3 年度教学組織構成員
- 【資料 4-1-13】令和 3 年度教学運営組織等構成員【資料 2-2-2 と同じ】
- 【資料 4-1-14】2021 年度教授会構成員
- 【資料 4-1-15】内部質保証の PDCA サイクル図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制は十分に整備しているが、役割分担については、引き続き見直しを図っていく。今後も、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮できるよう、補佐体制と位置づけている組織等が

機能しているか点検・評価していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

音楽学部及び大学院音楽研究科は、【4-2-1】に示すとおり、全ての学科・専攻が大学設置基準及び大学院設置基準の定める専任教員数及び教授数を充足している。

音楽学部及び大学院音楽研究科の専任教員の採用は、「昭和音楽大学専任教員選考規程」に基づき、また、専任教員の昇格も、同規程に基づいて適切に行っている。なお、この規程に定める各職位の選考基準は、大学設置基準に準拠し定めている。

【4-2-1：音楽学部及び大学院音楽研究科の専任教員数（令和3(2021)年5月1日現在）】

	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備 考		
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手	
学 士 課 程	音楽学部 音楽芸術表現学科	14人	6人	3人	0人	23人	10人	5人	3人	555人	36.2人	*定数のほか、附属研究所に所属する専任教員が在籍 ・兼任科目その他、学科間に共通に開講されている科目が多数あり ・非常勤教員の学科毎のカウントはしていない ・募集停止の学科は音楽芸術表現学科に統合された形であり、専任教員は実態としてその年の基準に従っている。このことを加味した音楽芸術表現学科のOTは22.2人となる	
	音楽学部 音楽芸術運営学科	9人	4人	3人	0人	16人	8人	4人	3人		29.1人		
	音楽学部 作曲学科	3人	2人	0人	0人	5人	5人	3人	0人		0.2人		
	音楽学部 器楽学科	4人	3人	1人	0人	8人	8人	4人	0人		0.3人		
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	19人	10人	—		—		—
	計	30人	15人	7人	0人	52人	50人	26人	6人	555人	人		
教 員 組 織	大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤 教員	備 考	
			研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準 数				基準数計
		音楽研究科 音楽芸術表現専攻(M)	19人	17人	11人	30人	12人	8人	6人	18人	0人	274人	実技科目その他、専攻間に共通に開講されている科目が多数あり、非常勤教員の修士課程の専攻毎のカウントはしていない
		音楽研究科 音楽芸術運営専攻(M)	4人	3人	5人	9人	2人	2人	1人	3人	0人		
		音楽研究科 音楽芸術専攻(D)	11人	11人	12人	23人	6人	4人	4人	10人	0人		
	計	34人	31人	28人	62人	20人	14人	11人	31人	0人	292人		
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任 教員	うち 教授数	うち実務家 専任教員数	うちみなし 専任教員数	基準数	うち 教授数	うち実務家 教員数	うちみなし 教員数	助手	非常勤 教員	備 考
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

※エビデンス集（データ編）より

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、人材育成の方針及び教員に求める能力を定め、能力の獲得に向け、UD(University Development)、BD(Board Development)、FD、SDの取組みを推進していくこととしている。この方針に基づいて「FD研修に関する規程」を定め、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための

組織的な研修を行っている。

教員の研修は、全ての専任教員及び非常勤教員を対象としたFD全体研修会と、専門分野ごとの部会・分科会による部会・分科会FD研修会を行い、企画立案及び実施は併設する短期大学部と協同のFD委員会又は各部会・分科会が担当している。令和2(2020)年度のFD全体研修会は、後日オンデマンド型配信による撮影動画を視聴の上、参加報告書を提出する形式での実施方法を導入した。その結果、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた中で、全ての専任教員が研修会に参加した。

大学院音楽研究科は、独自にFD委員会を組織し、音楽学部との共通課題については、全体研修会を音楽学部と合同で実施している。

FD研修のテーマについては、毎年度、FD委員会が年間で音楽学部、大学院音楽研究科共通のテーマを定め、そのテーマに沿った内容で研修会を開催している。議事録はFD委員会で確認し、部会・分科会での課題を共有する機会を得ている。令和2(2020)年度のFD研修会では、年間テーマに対する研修のほか、授業支援ツールMicrosoft Teams（以下、Teams）を活用した、遠隔授業及びレッスンについて、その運営方法、学修効果、Teams活用による課題についての意見交換を行った。

このほか、教員の資質・能力向上への取組みとして「学生による授業評価アンケート」を学部、大学院ともに実施している。アンケート結果は、個別の教員にフィードバックするとともに、学生の満足度に課題があると判断した教員については、学部長が改善に向けて助言、指導を行っている。

専任教員の業績評価は、平成24(2012)年度から教員業績評価制度を導入して実施している。専任教員は、当該期間における大学活動全般についての実績を4つの領域（「教育領域」「研究領域」「学内運営領域」「社会貢献領域」）に分け、教員自身が「教員業績ポートフォリオ」に記載している。業績評価は、次の①～④の手続きを経て行っている。

- ① 部会主任・分科会主査による一次評価
- ② 教員業績評価委員会による二次評価
- ③ 学園運営委員会での全ての専任教員の三次評価
- ④ 学長による最終評価

本学の業績評価は、教員評価に活用するとともに、賞与の支給率に反映させている。「教員業績ポートフォリオ」のうち「教育に関する業績」は、「ティーチングポートフォリオ」として、一部をウェブサイトに公開している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料4-2-1】専任教員数【データ編共通基礎データと同じ】

【資料4-2-2】「専任教員選考規程」

【資料4-2-3】「教員業績評価委員会規程」

【資料4-2-4】「学校法人東成学園 人材育成の方針」

【資料4-2-5】「FD研修に関する規程」

【資料4-2-6】「FD委員会規程」

【資料4-2-7】令和2年度FD全体研修会資料

【資料4-2-8】令和3年度FD全体研修会資料

【資料 4-2-9】 令和 3 年度 FD 年間テーマ

【資料 4-2-10】 FD 参加報告書様式

【資料 4-2-11】 令和 2 年度 FD 活動一覧

【資料 4-2-12】 2020 年の教員業績評価及びティーチングポートフォリオ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員業績評価制度については、平成 24(2012)年度から毎年度実施している。その後も評価基準について改善を重ね、平成 28(2016)年度より本格的な運用を開始した。今後も点検評価委員会が中心となって、評価基準の検証を行っていく。

FD 研修会について、専任教員は全員参加しているが、非常勤教員は全員の参加ができていない。FD 研修会の動画視聴を活用し、非常勤教員の参加率を向上させていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、人材育成の方針及び教員、職員に求める能力を定めている。能力の獲得に向けて、UD、BD、FD、SD の取組みを推進していくこととしている。この方針に基づいて「SD 研修実施方針」と「SD 研修に関する規程」を定め、職員に必要な知識技能の習得により能力及び資質を向上させるための研修の機会として、SD 研修会を毎年度実施している。令和 2(2020)年度は、SD 研修会を 9 月に開催し、学長、理事長、事務局長の講話、「東成学園の中長期計画と将来像」に係る講演等を行い、全職員に共通する内容を取り上げた。本研修では、職員の能力伸長の試みとして担当業務のプレゼンテーションを行う時間を設けている。令和 2(2020)年度は「新入生アンケート、学修実態調査結果を読み解く」をテーマに、企画広報部企画・IR 推進室職員が担当した。

「東成学園の中長期計画と将来像」に係る講演については、教員と職員共通の SD 研修会とし、本研修会に参加した教員については、後日オンデマンド型配信による撮影動画を視聴の上、参加報告書を提出する形式での実施方法を導入した。結果、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた中で、全ての専任教員、専任職員が本研修会に参加した。

管理者のための研修については、日本私立大学協会、私学経営研究会等、学外の研修・セミナーに職員を積極的に派遣し、職務管理能力の向上を図っている。平成 24(2012)年度から学外の SD セミナー団体の研修プログラムの会員となり、全ての専任職員を対象に例年 30 人程度を SD セミナーへ派遣し、職員の更なる資質・能力向上を図っている。

研修制度と併せて「人事考課規程」を整備している。人事考課は、2度の賞与及び年度末の昇給・昇格時期に実施し、考課対象時期の業績、勤務態度、能力等を評価するものであり、職員の資質・能力の向上を促し、業務に活かす仕組みとして整備している。さらに、「自己申告書」の提出が自己評価、自身の業務目標の設定等、管理者の部下の状況把握、職員からの自由な意見・提案をくみ上げる機会にもつながっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-1】「学校法人東成学園 人材育成の方針」【資料 4-2-4 と同じ】

【資料 4-3-2】「SD 研修実施方針」

【資料 4-3-3】「SD 研修に関する規程」

【資料 4-3-4】令和 2 年度 SD 研修会資料

【資料 4-3-5】「令和 2 年度 SD セミナー Quon Academy」参加者及び参加内容一覧

【資料 4-3-6】令和 2 年度 私学事業団等参加状況一覧

【資料 4-3-7】「人事考課規程」

【資料 4-3-8】「自己申告書」シート

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向けた取組みは十分にできている。今後は「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」に定めたプロジェクトのうち、UD、BD について具体的な取組みを着実に実行していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員には研究室を割り当てており、実技個人レッスン担当の教員については、レッスン室と兼用であるが、その時間以外は研究室として利用している。教員は、個別に専用の PC 他必要な備品、消耗品を大学が用意している。

個人研究費は、教授・准教授・講師・助教に対して年に 25 万円を限度として、研究に使用できる。

専任教員、非常勤教員による科学研究費助成事業（以下、科研費）については、申請する前に事務局が説明会を設定し申請に向けたサポートを行い、採択後は、基本的に備品、消耗品等の調達に関して職員が行う等支援している。

本学の科研費の採択は、継続事業が令和元(2019)年度 3 件、令和 2(2020)年度 5 件、令

和 3(2021)年度 5 件であり、新規事業が令和元(2019)年度 2 件、令和 2(2020)年度 0 件、令和 3(2021)年度 2 件となっている。

「専任教員の勤務に関する規程」において原則週 4 日の出校日と就業規則に定める休日以外の日を研究日として定めている。夏季・冬季・春季の休業期間等通常授業のない期間については、学長が命ずる業務のある勤務日以外の日を研究日とし、まとまった研究時間をこの期間に確保できるようにしている。また、専任教員等の研究成果の発表の場として、研究紀要への論文掲載を促している。さらに、実技系の教員については、「教員研究発表」を例年開催し、専任・非常勤問わずに発表する機会を設けている。

専門分野の研究を行うための研究組織として、8 つの附属研究所を設置しており、研究所の研究員は専任教員が中心となって構成し、各年度の事業計画に沿って研究活動を推進している。

研究所は、年度ごとに研究テーマを定めて研究を実施しているが、外部の団体、行政機関等からの委託を受けて研究に取り組むことも増えてきている。

一部の研究所においては、独自の研究紀要を継続的に発行し、研究発表の機会を促している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-1】「専任教員の勤務に関する規程」
- 【資料 4-4-2】令和 3 年度研究所構成員
- 【資料 4-4-3】「オペラ研究所規程」
- 【資料 4-4-4】『日本のオペラ年鑑』
- 【資料 4-4-5】『オペラ創作人材育成事業 報告書』
- 【資料 4-4-6】ウェブサイト（「オペラ情報センター」）
- 【資料 4-4-7】「バレエ研究所規程」
- 【資料 4-4-8】『バレエ教育現場との連携による日本におけるバレエ教育システムに関する研究』
- 【資料 4-4-9】ウェブサイト（「バレエアーカイブ」）
- 【資料 4-4-10】『バレエ情報センター機能の構築』プロジェクト関連資料
- 【資料 4-4-11】『日本におけるバランシン』関連資料
- 【資料 4-4-12】「バレエ教育に関する全国調査」基本結果
- 【資料 4-4-13】「舞台芸術政策研究所規程」
- 【資料 4-4-14】ウェブサイト（川崎市スポーツ・文化総合センター事業）
- 【資料 4-4-15】「イングランド及びスコットランドにおける文化芸術活動に対する助成システム等に関する実態調査」報告書
- 【資料 4-4-16】「日本音楽芸術マネジメント学会規約」
- 【資料 4-4-17】「歌曲研究所規程」
- 【資料 4-4-18】『高校生のための歌曲コンクール応募要項』2020 年度開催分
- 【資料 4-4-19】「アートマネジメント研究所規程」
- 【資料 4-4-20】『音楽芸術運営研究 2020』
- 【資料 4-4-21】「音楽療法研究所規程」
- 【資料 4-4-22】『音楽療法研究 2020』

- 【資料 4-4-23】 令和 2 年度神奈川県・昭和音楽大学協働事業「高齢者施設音楽療法活用事業」目次
- 【資料 4-4-24】 「音楽療法ディベロップメント事業」
- 【資料 4-4-25】 「音楽教育研究所規程」
- 【資料 4-4-26】 令和 2 年度「推薦音楽会」出演者募集のお知らせ
- 【資料 4-4-27】 「ピリオド音楽研究所規程」
- 【資料 4-4-28】 「ピリオド音楽研究所公開講座」第 27 回開催案内

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する規程を整備し、研究機関として良好な研究環境を維持するために、厳正に運用している。

科学研究費助成事業に関しては、「科学研究費補助金事務取扱規程」と「公的研究費取扱規程」を定めるとともに、適切な管理と運用を行うため「公的研究費内部監査実施要領」、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」、「公的研究費不正防止計画」、「公的研究費の使用に関する行動規範」を定め不正防止に努めている。

研究倫理については、「研究倫理委員会」を設け、申請がある場合に速やかに開催している。また、「研究倫理規範」、「研究倫理規程」、「研究成果有体物取扱規程」を定め、適切に対応している。

また、FD 研修会において「研究倫理」をテーマにガイダンスを実施し、教員の意識向上を図っている。学部の学生に対しては、研究倫理審査対象となることから「基礎ゼミ」の授業内で研究倫理について導入的な授業を実施し、啓蒙を図っている。

大学院音楽研究科では、オリエンテーション期間中に、修士課程、博士後期課程の学生に研究倫理に関するガイダンスを実施している。博士後期課程の学生には、日本学術振興会の研究倫理教材の通読と研究倫理 e ラーニングの受講を推奨している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料4-4-29】 「科学研究費補助金事務取扱規程」
- 【資料4-4-30】 「公的研究費取扱規程」
- 【資料4-4-31】 「公的研究費内部監査実施要領」
- 【資料4-4-32】 「公的研究費の不正防止に関する基本方針」
- 【資料4-4-33】 「公的研究費不正防止計画」
- 【資料4-4-34】 「公的研究費の使用に関する行動規範」
- 【資料4-4-35】 「研究倫理委員会規程」
- 【資料4-4-36】 「研究倫理規程」
- 【資料4-4-37】 「研究倫理規範」
- 【資料4-4-38】 「研究成果有体物取扱規程」
- 【資料4-4-39】 「個人情報保護に関する規定」
- 【資料4-4-40】 令和2年度FD全体研修会資料【資料4-2-7と同じ】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費については、教授・准教授・講師・助教に対して年 25 万円を限度として研

究費を使用できるようにしている。この使用に関しては、「教員個人研究費規程」等を整備して適切に運用している。また、研究費の適切な使用と利便性を図るためにハンドブックを作成し配付している。

教員が共同で教育改革に取り組む研究に採択された場合に、研究活動を経済的に支援する「学長裁量経費」の制度を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-41】「教員個人研究費規程」
- 【資料 4-4-42】「研究論文刊行促進費規程」
- 【資料 4-4-43】『2021 年度教員個人研究費ハンドブック』
- 【資料 4-4-44】「共同研究費規程」
- 【資料 4-4-45】「研究紀要規程」
- 【資料 4-4-46】『研究紀要（令和 2 年度）』目次
- 【資料 4-4-47】「教育職員研究発表規程」
- 【資料 4-4-48】「研究員研究発表規程」
- 【資料 4-4-49】「学長裁量経費規程」
- 【資料 4-4-50】2021 年度 教育改革に対する取組の募集について
- 【資料 4-4-51】「専任教員海外研修派遣規程」

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」の取組みとして設定している「「研修」「研究」時間と機会の拡充」を推進するため、専任教員の研究環境について現状を把握し、研究時間の確保等に向けた取組みを検討していく。

学内の研究費等による研究については、領域横断的な共同研究の活発化を図るとともに、『研究紀要』への投稿を促進していく。また、博士後期課程の学生へのヒアリングを行い研究活動の現状を把握する取組みを行っていく。

【基準 4 の自己評価】

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、学園運営委員会、内部質保証委員会、点検評価委員会、学長諮問委員会、学長補佐を置き、それぞれが機能している。教授会の職務や権限を明確に規定するとともに、事務局には適切な事務組織及び職員を配置し、教学マネジメントの体制を構築している。職能開発については、SD 研修を組織的、計画的に実施し、学外の研修等も積極的に活用している。さらに、人事考課制度を整備し、研修成果を業務に活かすとともに、職員の資質の向上に結び付けるよう活用している。

「教員の配置・職能開発等」については、教育課程を適切に運営するために学科・専攻ごとに専任教員を配置し、大学設置基準の定める教員数を充足している。教員の採用や昇格は規程に基づき適切に行っている。教員の FD 活動は、全学合同の FD 研修会、教育課程ごとの部会・分科会部会 FD 研修会により教員の職能開発を適切に行っている。「学生による授業評価アンケート」は対象教員全員に改善計画書の提出を依頼し、専任教員には提

出を義務付けて、改善につなげている。

専任教員個々の教育研究活動等を改善し、教育、研究等の活性化につなげるために、教員業績評価制度を設けて教員評価を実施している。

「研究支援」については、研究室の整備、研究倫理に関する整備、研究活動への資源配分等を適切に行っている。

以上のとおり、教学マネジメントの機能性、教員の職能開発、職員研修の実施、研究支援体制の整備等が適切であり、基準 4 を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人東成学園（以下、本学園）は、「学校法人東成学園寄附行為（以下、寄附行為）」において、法人の目的を明確に規定している。高い公共性を有する学校の運営主体として主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的に、令和2(2020)年3月に「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」を策定し、これを経営の規律の基本とした制度設計、規程の整備により学園運営を行っている。

また、学修環境の改善、教職員の資質向上、職務遂行上の倫理規範等を踏まえて、学生の満足度向上を図る教育研究活動を展開している。

さらに、社会に開かれた大学としての役割を果たすべく、学修成果の発表、教育資源の社会への提供、情報の公表等を誠実に行っている。

私立学校法第63条の2に基づき事業報告書や財務諸表をウェブサイトで公開し、経営の透明性を維持している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-1】「学校法人東成学園寄附行為」【資料 F-1 と同じ】

【資料 5-1-2】「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」

【資料 5-1-3】「東成学園事務組織及び業務分掌規程」【資料 4-1-11 と同じ】

【資料 5-1-4】「東成学園就業規則」

【資料 5-1-5】「専任教員の勤務に関する規程」【資料 4-4-1 と同じ】

【資料 5-1-6】「理事会業務委任規程」

【資料 5-1-7】「学園運営委員会規程」【資料 5-1-7 と同じ】

【資料 5-1-8】「東成学園稟議規程」

【資料 5-1-9】「学校法人東成学園経理規程」

【資料 5-1-10】「研究倫理規程」【資料 4-4-36 と同じ】

【資料 5-1-11】「個人情報の保護に関する規程」【資料 4-4-39 と同じ】

【資料 5-1-12】ウェブサイト（教育研究上の基礎的な情報）

【資料 5-1-13】ウェブサイト（修学に関する情報）【資料 2-1-6 と同じ】

【資料 5-1-14】ウェブサイト（教員の養成の状況についての情報）

【資料 5-1-15】ウェブサイト（財務状況・事業報告書）

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のため、本学園のガバナンス・コードに定めるとおり、「学校法人東成学園 中長期計画2020-2024」を策定し、改善のための継続的な活動を行っている。また、人材養成目的を達成するために、専門分野の教育マネジメントを担当する教学組織、学科・コースを横断する課題に取り組む教学運営組織等の教員組織体制を整備し、定期的に会議を開催している。

さらに、定期的に開催する公演・演奏会等の学修成果の発表、生涯学習講座の開設、長年続く地域の芸術祭に対する企画制作運営、地域の社会活動参加、劇場施設の地域への提供等、本学の教育・研究資源を積極的に社会へ提供する取組みを続けている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-16】「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」【資料 1-2-11 と同じ】

【資料 5-1-17】 教学組織・教学運営組織等一覧【資料 2-2-2 と同じ】

【資料 5-1-18】「部会規程」【資料 3-2-11 と同じ】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への取組みとしては、雨水を再利用できる設備を有しており、トイレ流水用、屋外散水用、防火用水等に再利用している。本学周辺は「川崎市緑の基本計画」の緑化推進重点地区（新百合ヶ丘地区）に指定されており、キャンパスだけでなく駅に続く通学路周辺、公開空地の植栽の手入れ等キャンパス内外の緑化に努めている。また、麻生区が実施している「エコのまち麻生推進」の一環として「緑のカーテン」に協力し、夏季において校舎建物の一部の外壁がグリーンカーテンになるよう実施している。

省エネルギーへの対策としては、東日本大震災以降、共用部の照明の間引きや一部消灯により節電を行っている。各教室・レッスン室の空調の集中管理も可能である。令和3(2021)年度以降は、蛍光灯のLED化も推進している。教職員はクールビズにより、省エネルギーに協力している。学内には分別ごみ箱を設置し、分別回収することにより資源のリサイクル化を進めている。

現キャンパスへの移転後は、敷地内全面禁煙を全学方針として定め、クリーンな環境保全に貢献している。

人権への配慮として、「ハラスメント防止等に関する規程」「障害学生支援に関する指針」を策定している。ハラスメントについては「ハラスメント対策委員会」を置き、発生時の迅速な対応と調査、再発防止に係る改善策を検討する体制を敷いている。ハラスメントの防止に向けた意識の啓発に関しては、教員には「教員便覧」に「ハラスメント防止等に関する規程」を掲載するとともに、リーフレット『ハラスメントを許しません!』を作成し、周知している。学生には、「学生便覧」にハラスメント相談員の配置や相談窓口を含めて掲載し、周知している。また「個人情報保護に関する規程」を定め、ウェブサイト上で個人情報保護方針を学内外に周知している。

研究倫理については、「研究倫理規範」、「研究倫理規程」、「研究倫理委員会規程」を定め、適切に運用している。

研究費の不正利用防止については、「科学研究費補助金事務取扱規程」と「公的研究費取

扱規程」「公的研究費内部監査実施要領」とともに、不正使用を防止するため、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」を定めている。さらに、「公的研究費不正防止計画」「公的研究費の使用に関する行動規範」を整備し、適正に運用している。

利益相反、情報セキュリティ対策に関しては、委員会及び制度を整備し、適切に運用している。学内システムのセキュリティ対策は、ファイアウォール及びユーザー権限を設定することにより、不正アクセスやサーバへのアクセスを制限するほか、PC全台にウィルス対策ソフトを導入している。サーバ室は常時施錠し、入室をシステム管理者のみに制限している。

衛生管理及び教職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法第13条に基づき産業医を、同法第18条に基づき、南校舎、北校舎にそれぞれ衛生委員会を設置している。

安全性を確保するため、防火・防災対策の計画を作成し、さらに防犯に係る「学校法人東成学園防犯カメラの設置及び運用に関する規程」を整備の上、管理を行っている。停電等の災害対策として非常用発電装置を設置し、非常用の保安電力を確保するとともに、自動火災報知設備の受信機を備えている。防火器具は、消火器、消火栓、煙感知器、消火水槽、非常時避難口誘導灯、非常放送設備、一部スプリンクラー等を設置し、年2回の消防設備点検を行っている。南校舎では24時間365日、北校舎では夜間を除き毎日警備員が常駐している。夜間は機械警備で対応し、緊急時は警備会社のセンターに通報される。防犯対策として、学生が校内を利用できる時間帯については、警備員が立哨、巡回、防犯カメラによる監視を行い、学生の退館後は、警備員の巡回後の機械警備により監視している。施設設備については委託業者が常駐し、建物や機器の維持管理を職員と連携して行っている。

防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成届出、自衛消防組織の設置届出、防災管理点検等を適切に行い、消防署と連携し消防法に対応している。南校舎は平成28(2016)年9月に麻生消防署に申請し、「防火・防災優良認定証(旧マル適マーク)」認定を受けた。また、「避難訓練」を学事日程に組み入れ「消防訓練実施計画進行マニュアル」に基づいて、学生と教職員を対象に年2回実施している。このほか、事務職員はAED(自動体外式除細動器)講習会や放水・消火訓練、起震車体験等を行っている。なお、現在の校舎には重油・灯油等の消防法による危険物は保有しておらず、災害時の備蓄品として、約1,800人分の水、食料、アルミブランケット等を常備している。

AEDは南校舎に4台(1階、3階、5階、講堂)、北校舎に1台(事務局)それぞれ設置し、緊急時に備えている。南校舎・北校舎ともに保健室を有し看護師が日中常駐している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-1-19】「緑のカーテン」実施に関する調査(依頼)

【資料5-1-20】「ハラスメント防止等に関する規程」

【資料5-1-21】「障害学生支援に関する指針」

【資料5-1-22】「2021年度 教員便覧」(ハラスメントの防止等に関する規程) p13-⑩-1

【資料F-8-3と同じ】

【資料5-1-23】『ハラスメントを許しません！(リーフレット)』

- 【資料 5-1-24】「2021 学生便覧」(ハラスメントページ) P62【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 5-1-25】「研究倫理規範」【資料 4-4-37 と同じ】
- 【資料 5-1-26】「研究倫理規程」【資料 4-4-36 と同じ】
- 【資料 5-1-27】「研究倫理委員会規程」【資料 4-4-35 と同じ】
- 【資料 5-1-28】「衛生委員会規程」
- 【資料 5-1-29】「学校法人東成学園公益通報に関する規程」
- 【資料 5-1-30】「学校法人東成学園利益相反マネジメント規程」
- 【資料 5-1-31】「学校法人東成学園情報セキュリティ対策に関する規程」
- 【資料 5-1-32】「学校法人東成学園情報セキュリティ委員会規程」
- 【資料 5-1-33】「科学研究費補助金事務取扱規程」【資料 4-4-29 と同じ】
- 【資料 5-1-34】「公的研究費取扱規程」【資料 4-4-30 と同じ】
- 【資料 5-1-35】「公的研究費内部監査実施要領」【資料 4-4-31 と同じ】
- 【資料 5-1-36】「公的研究費の不正防止に関する基本方針」【資料 4-4-32 と同じ】
- 【資料 5-1-37】「公的研究費不正防止計画」【資料 4-4-33 と同じ】
- 【資料 5-1-38】「公的研究費の使用に関する行動規範」【資料 4-4-34 と同じ】
- 【資料 5-1-39】「学校法人東成学園防犯カメラの設置及び運用に関する規程」
- 【資料 5-1-40】「防火管理規程」
- 【資料 5-1-41】令和 2 年度消防訓練実施計画進行マニュアル
- 【資料 5-1-42】「防火・防災認定通知書」
- 【資料 5-1-43】市民救命講習について

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」に基づいて、本学園の運営を適切に行うために継続的に点検していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園では、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう、「寄附行為」に則り、最高意思決定機関である理事会を適切に開催している。また、戦略的かつ迅速な意思決定を行うために、「寄附行為」「理事会業務委任規程」に基づいて、常勤理事 5 人を中心に構成する学園運営委員会を週 1 回開催している。学園運営委員会は理事長、学長、副学長 (現在空席)、大学院音楽研究科長、音楽学部長、音楽科長 (併設短期大学部)、図書館長、常務理事、事務局長を構成員とし、年間 40 回を超える会議を通して、理事会の決

定に基づく業務の実施方法の検討、教学事項に関する協議、その他本学園の日常業務に関して速やかに意思決定できるよう審議している。学園運営委員会には、事務局の部門の長である部長が出席し、詳細な説明や報告を行い役職教職員が情報共有するとともに、その内容を各部門に速やかにフィードバックする等、機能的な法人運営を行っている。

理事の役割については、令和2(2020)年3月の理事会において業務役割分担を定め、個々の職務担当を明確にしている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-2-1】「学校法人東成学園寄附行為」【資料F-1と同じ】

【資料5-2-2】「理事会業務委任規程」【資料5-1-6と同じ】

【資料5-2-3】「学園運営委員会規程」【資料5-1-7と同じ】

【資料5-2-4】令和2年度 理事会の開催状況【資料F-10-2と同じ】

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

私立大学をとりまく環境は今後厳しくなることが予想されるため、理事長のリーダーシップの下、適切な理事会運営を継続していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会は、決算、予算、補正予算等の審議を行うことを中心に、年3~4回開催しているが、その出席率も良好である。理事会の構成は、教職員4人、卒業生2人、有識者3人であり、意思決定を円滑に行うに相応しいバランスの取れた構成ができています。

評議員会は、教職員8人、卒業生6人、有識者5人であり、役員の業務執行のチェック及び意思決定を円滑に行うに相応しい構成となっている。

理事会、評議員会ともに、出席できない場合には意思表示書を提出し書面による表決を行うこととしている。

理事会の委任を受けて審議決定する機関として、学園運営委員会を設置している。重要事項については、理事会の定めにしたがって学園運営を行うが、都度審議決定して対応すべき事項については学園運営委員会において判断し、意思決定を円滑に行う体制ができています。また、理事会、学園運営委員会ともに理事長が議長となり、適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

学園運営委員会には、理事長、学長、音楽学部長、大学院音楽研究科長、図書館長、事務局長等の各部門の長及び常勤理事が委員として出席するほか、事務局の各部長が出席す

ることで、法人と大学の活動についてリーダー間の十分なコミュニケーションが図られている。教学組織、教学運営組織、事務組織の各部署等から、事業計画、予算計画に基づく提案についての決定、活動状況報告等を行い、学園全体の動きを情報共有するとともに、決裁事項について迅速な意思決定ができています。

教職員からの情報や提案をくみ上げる仕組みとして、教員については、所属する部会・分科会、委員会での提案等を運営の改善に反映できるようにしている。職員については、事務会議が意見や提案等をくみ上げる仕組みとして機能している。事務会議は原則毎週1回開催され、事務局各部署の所属長等が出席し、業務執行の進捗状況報告、各部署が学園運営委員会に諮る議案についての事前協議を行うほか、教学組織や教学運営組織の審議・報告事項等、必要な情報を共有し、各部署の職員に書面報告して共有している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】「理事会業務委任規程」【資料 5-1-6 と同じ】

【資料 5-3-2】「学園運営委員会規程」【資料 5-1-7 と同じ】

【資料 5-3-3】「事務会議運営規程」

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園における法人と大学の各管理運営機能をチェックする機関は、理事会、評議員会、学園運営委員会が枢要な会議体とする体制があり、適切に機能している。また、監事は2人体制であるが、弁護士、元本学教授で認証評価の担当経験者で構成しており、監事会議は年7回開催し業務監査等を行っている。年4回は監査法人及び法人役員との連絡会議を行い、内部監査室を含めた三様監査の体制ができています。担当職員の監事への業務執行状況の説明を適宜行い、監事からは業務執行に対する意見が提出されている。さらに、監事は理事会及び評議員会に出席し、本学園の業務、財産の状況、理事の業務執行について意見を述べています。監事の選任は、「寄附行為」第7条に定め適切に行っている。

内部監査については、「学校法人東成学園 内部監査規程」を定め、本学園の健全なる経営の保持、発展に資することを目的に、令和 3(2021)年に財務・経理部に内部監査室を設置した。内部監査室は、本学園における運営諸活動の遂行状況について、適法性、効率性等の観点から、公正かつ客観的に調査及び検証し、調査結果の情報提供及び検証に基づく助言・提言等を行っている。

評議員の選任は、「寄附行為」第25条に定め、適切に選考している。評議員は、①この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者8人、②この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任した者6人、③学識経験者のうちから、理事会において選任した者5人からなる。評議員会は、「寄附行為」に基づいて適切に運営され、評議員会の決議諮問事項は、私立学校法第42条に基づいて「寄附行為」第23条に定めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-4】「学校法人東成学園寄附行為」【資料 F-1 と同じ】

【資料 5-3-5】「学校法人東成学園監事監査規程」

【資料 5-3-6】 監事の職務執行状況記録

【資料 5-3-7】 「学校法人東成学園 内部監査規程」

【資料 5-3-8】 令和 2 年度 評議員会の開催状況【資料 F-10-3 と同じ】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

監事の機能強化については、監事の役割を適切に発揮できるよう、コミュニケーションの場をさらに拡大していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務に関する中長期計画は、編成対象年度の予算を含む5年間の資金収支及び事業活動収支の計画に基づき、中長期の財務動向を見据えた計画となっている。この中長期計画は、令和6(2024)年度まで続く校地・校舎移転時の借入金返済に係る計画を反映し作成している。収入の部においては、主要な収入である学生生徒等納付金収入を算出するにあたり、入学者数を含めた学生数を予測している。支出の部においては、毎年度発生するピアノの入替えを始めとした授業用楽器等の取得に係る設備関係支出、さらには施設の大規模修繕に係る経費等を算出し、計画に反映している。人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出に関しては、年度ごとの基礎数値に増減目標率等を設定して算出している。

財務に関する中長期計画に基づく毎年度の事業計画策定と予算編成に際しては、予算編成基本方針を学園運営委員会の審議を経て、理事長が決定した後、各部会・分科会、研究所、事務局各部署に周知している。

各部会・分科会、研究所等から提出された事業計画書、事務局各部署と部会等間で調整した予算積算資料等を基に、予算ヒアリングを実施している。ヒアリングは、理事長、事務局長、財務・経理部長及び事務局各部署の所属長等との間で2回実施し、それらを集約して原案を作成している。その後、学園運営委員会の審議、評議員会の決議、理事会の承認を経て、理事長が決定している。

また、「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」において「安定的な財務基盤の確立」を掲げ、年度の事業計画にも反映させている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】 令和 3 年度 事業計画書【資料 F-6 と同じ】

【資料 5-4-2】 令和 2 年度の予算編成の基本方針、予算編成日程、予算編成参考資料

【資料 5-4-3】 財務に関する中長期計画

【資料 5-4-4】「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」【資料 1-2-11 と同じ】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

直近の3か年を見ても、入学者の確保が順調に推移しており、学生総定員に対する充足率も上昇している。加えて補助金獲得についても成果が出ており、収入の安定化に貢献している。経常収支差額がマイナスになっている年度もあるが、令和2(2020)年度は収支のバランスが保たれており、今後も継続的に安定が見込まれる状況である。

法人全体の翌年度繰越支払資金（現金預金）は、平成18(2006)年度末に校地・校舎を移転した際、多額の自己資金を使用したため、30億円にまで減少したが、令和3(2021)年3月末時点で42億円と増えている。令和3(2021)年3月末時点の正味財産は、161億円を確保しており、本学の存続を可能とする安定した財務基盤を確立している。

校地・校舎移転に伴う校地取得費用、女子学生寮建設資金の借入金の返済に関しては、平成17(2005)年度から令和2(2020)年度までの16年間、計画どおりに返済している。

事業活動収支の当年度収支差額については支出超過となっているが、その理由は校地・校舎移転に伴う借入金返済分の基本金組入れ負担が続くためである。累積額である翌年度繰越収支差額は、平成 24(2012)年度に旧厚木校地・校舎の一部を売却したことにより、大幅に改善し、財務基盤を強化している。

基本金組入前当年度収支差額は、平成30(2018)年度+18,000千円、令和元(2019)年度△525,000千円、令和2(2020)年度+254,000千円と推移している。令和元(2019)年度に、旧厚木校地賃貸借契約終了に伴う支出、新型コロナウイルスの影響による音楽教室受講料収入の減少を主な要因とするマイナスを計上している。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスへの対応による支出が増えたが、プラス要素として学生生徒納付金の収入増や管理経費支出の削減等により収支が改善した。収入と支出のバランスは維持している。

純資産構成比率、総負債比率等の貸借対照表に係る各種財務比率は、過去5年間、好転しながら健全に推移している。

外部資金導入の努力は、併設する短期大学部とともに以下のように様々な形で行っている。

補助金収入については、私立大学等改革総合支援事業等の採択を平成25(2013)年度から連続して受け、教育改革の充実や研究基盤の整備に取り組んでいる。特別補助の交付額は音楽の単科大学の中で、令和元(2019)年度まで8年連続最多の額であった。また、アートマネジメント人材育成事業を始めとする本学の豊富な人材や施設、資源を活かした先進的な取り組みに対して、文化庁や日本芸術文化振興会等の支援実績がある。さらに、教職員の研究活動を奨励し、専門分野の研究を推進するために、科学研究費助成事業への申請も積極的に行い、多くの教員が助成を受けている。本学の補助金、科研費の獲得状況は、音楽大学の中で上位に位置している。

寄付金収入に関しては、特定公益増進法人として平成29(2017)年9月から新たに5年間寄付金を募集し、当該期間のこれまでの寄付金総額は18,355千円を超えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-5】事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び大学単独）【データ編表 5-2、5-3 と同じ】

- 【資料 5-4-6】 貸借対照表関係比率（法人全体）【データ編表 5-4 と同じ】
- 【資料 5-4-7】 計算書類（平成 28 年度～令和 2 年度）【資料 F-11-1 と同じ】
- 【資料 5-4-8】 予算書（令和 3 年度）
- 【資料 5-4-9】 財産目録（令和 3 年 3 月 31 日現在）
- 【資料 5-4-10】 「資金運用規程」
- 【資料 5-4-11】 「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」
- 【資料 5-4-12】 金融資産の運用状況（平成 28 年度～令和 2 年度）【データ編表 5-5 と同じ】
- 【資料 5-4-13】 令和 2 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 選定結果【資料 1-1-9 と同じ】
- 【資料 5-4-14】 令和 2 年度私立大学の経常費補助金交付額一覧
- 【資料 5-4-15】 令和 2 年度私立大学の科学研究費助成事業採択件数・配分額一覧
- 【資料 5-4-16】 特定公益増法人寄附実績

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

金融資産の運用実績が低水準であるため、「資金運用規程」の範囲内での積極的な運用を計画していく。

寄付金収入に関して、より積極的な募集活動を展開していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、「学校法人東成学園経理規程」、「学校法人東成学園経理規程細則」等に基づいて、会計処理を適正に実施している。また、「資金運用規程」、「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」等を定め、資産及び資金の管理と運用を、経理システム、資産管理システムにより、安全かつ適正に実施している。

試算表や補助簿等、財務関連書類は毎月適時に作成し、予算の執行状況を含めて、月次決算の形で、財務・経理部長が理事長に報告している。

学校法人会計基準に基づく財務諸表は経理システムにより作成し、最終確認者である財務・経理部長が一括して処理する体制により、会計処理の適切性を担保している。また、決算は監査法人との連携により、適正に行っている。

特に金額が大きい事業等については、会議の承認を得るとともに、稟議決裁を経て予算執行する仕組みとしており、さらなる統制の徹底につながっている。

補正予算の編成に関しては、9月末日における執行状況及び事業計画を確認したうえで必要性を検討し、補正予算編成が必要な場合は、学園運営委員会の審議、評議員会の決議、理事会の承認を経て理事長が決定している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-5-1】「学校法人東成学園経理規程」【資料5-1-9と同じ】

【資料5-5-2】「学校法人東成学園経理規程細則」

【資料5-5-3】「資金運用規程」【資料5-4-10と同じ】

【資料5-5-4】「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」【資料5-4-11と同じ】

【資料5-5-5】「東成学園稟議規程」【資料5-1-8と同じ】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による監査と、監事による監査からなり、法令や規程に則って厳正に実施している。

監査法人の監査は、年間を通し監査契約を結び、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく計算書類の監査をしている。令和2(2020)年度は5人の公認会計士により延べ13日のスケジュールで行った。監査事項として、計算書類、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）等の会計帳簿書類の確認のほか、理事会、学園運営委員会等の議事録を基に取引内容と会計処理について監査している。これらの監査結果は、財務・経理部及び監査人から監事に対して報告を行っている。なお監査時の指摘事項等は、別途覚書により示され、その内容については、直ちに改善策を当該部署が検討、実施する等業務改善につなげている。

監事による監査は、決算原案ができ上がった時点で会計帳簿書類（資金収支計算書他）の閲覧で決算の資金収支、事業活動収支、資産負債の状況並びに計算書類の準拠性、現在高確認、保全状況等の調査を行っている。さらに、諸会議の議事録等の閲覧、理事、教職員からの聴き取り調査等とおして財産の状況を監査している。この結果については、理事会及び評議員会に監査報告書を提出し報告している。また、監事は年2回（11月、5月）の監査法人による監査に立ち会い、監査状況の報告を受けるとともに意見交換を行う等連携している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-5-6】監査報告書（令和2年度）【資料F-11-2と同じ】

【資料5-5-7】計算書類（平成28年度～令和2年度）【資料F-11-1と同じ】

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、監査法人、監事、内部監査室と情報共有しながら、中長期的な計画に基づく財務運営を適切に進めていく。

【基準5の自己評価】

本学園が定める「寄附行為」において法人の目的を明確に規定し、時代の変化に対応した大学づくりのため「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」を策定し、これを経営の

規律の基本として運営している。また「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」を策定し、改善のための継続的な活動を行っている。環境保全については、雨水再利用設備の設置、校地の緑化推進、照明のLED化、緑のカーテン等の取組みを行っている。人権への配慮として、「ハラスメント防止等に関する規程」「障害学生支援に関する指針」を策定し、リーフレット等で周知している。また「個人情報の保護に関する規程」「研究倫理規範」「公的研究費の不正防止に関する基本方針」について規定し適切に運用している。安全への配慮については、セキュリティ対策、非常用発電装置の設置、非常用保安電力の確保、自動火災設備・防火器具の設置、防火防災訓練等を行っている。また、「防火・防災優良認定証」の交付、AED講習会の実施等、危機管理への取組みを行っている。

「寄附行為」に則り理事会を適切に開催し、「理事会業務委任規程」に基づいて学園運営委員会を開催することで法人と大学の活動についてリーダー間の十分なコミュニケーションを図っている。理事会、学園運営委員会ともに理事長が議長となり、適切にリーダーシップを発揮できる体制となっている。理事会、評議員会ともに「寄附行為」に則り適切に運営している。教職員の意見等をくみ上げる仕組みとして、教員は部会・分科会、職員は事務会議や自己申告書がある。定期的な監事監査の開催、監査法人、法人役員、内部監査室の三様監査体制ができています。監事は理事会、評議員会で意見を述べ、選任については「寄附行為」に則り適切に行っている。

財務に関する5年間の中長期計画は、資金収支及び事業活動収支の計画に基づき作成し、年度ごとの基礎数値に増減目標率等を設定し、安定的な財務基盤の確立は「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」にも反映している。入学者は適切に確保できており、収支のバランスは維持している。また外部資金の導入も積極的に行っており、収入の安定化につながっている。

会計は、学校法人会計基準、「学校法人東成学園経理規程」、「学校法人東成学園経理規程細則」等に基づいて適正に実施している。経理システムにより会計処理は適切性を担保し、決算は監査法人との連携により適正に行っている。会計監査は、監査法人による監査と、監事による監査からなり、法令や規程に則って厳正に行っている。

以上により、基準5を満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

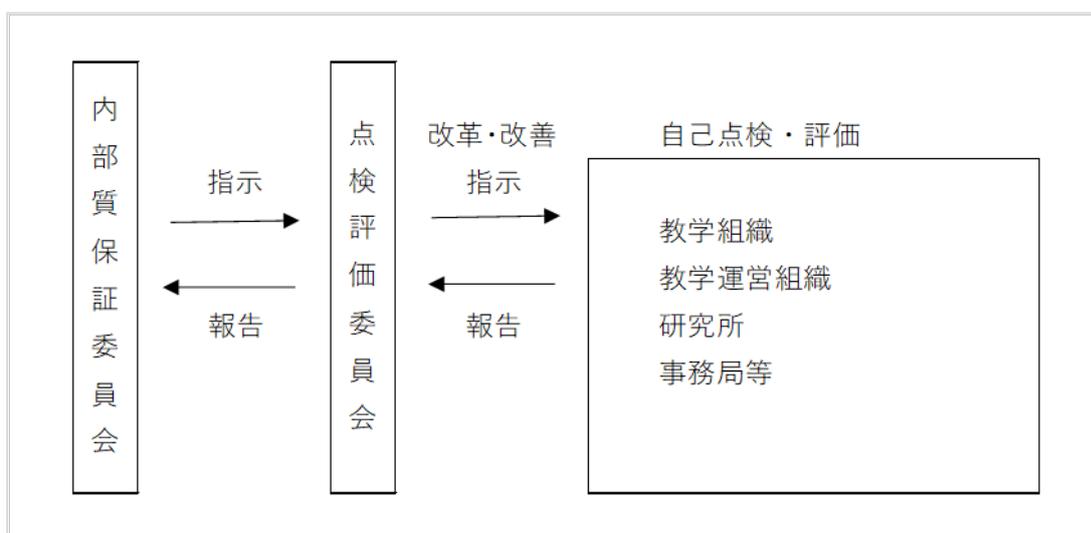
基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「内部質保証の方針」を定め、規程集に掲載するほか、ウェブサイトに公表し学内外に明示している。内部質保証に責任を負う組織として学長を委員長とする内部質保証委員会を設置し、全学的な観点からの点検・評価の検証を行い、必要に応じて点検評価委員会に指示を行うこととしている。点検評価委員会は、内部質保証委員会の指示を受け、教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等に対して改革・改善の指示を行う体制となっており、下図のとおり、責任体制は明確になっている。

【6-1-1：内部質保証の組織図】



<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】「内部質保証の方針」

【資料 6-1-2】「内部質保証委員会規程」【資料 4-1-4 と同じ】

【資料 6-1-3】「点検評価委員会規程」【資料 4-1-5 と同じ】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証については、全学的な方針を明示し、恒常的な組織体制を整備し、責任体制が明確になっているが、組織体制を令和 3(2021)年度に再編成しているため、内部質保証の組織体制の運用の向上を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、内部質保証のための自己点検・評価を内部質保証委員会と点検評価委員会が行っている。内部質保証委員会は、学長が委員長となり、内部質保証委員会規程に基づき、3つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証の双方について点検・評価を行っている。

点検評価委員会は、内部質保証委員会からの指示を受け、具体的に点検評価を実施している。点検評価は毎年度実施しているが、PDCA サイクルが適切に機能しているかを点検評価するために、3年に一度のサイクルで「自己点検評価書」を作成することとしている。社会への公表にあたっては、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で内容を確認した後、ウェブサイト公開している。

6-2-② IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IRに関する調査・データの収集と分析を行うために、事務局企画広報部に企画・IR推進室を設置している。企画・IR推進室では学修成果や内部質保証の向上に向けて、以下のアンケートの分析や、学内における調査資料を毎年度作成している。

【学修成果や内部質保証の向上に向けたアンケート分析】

- ①「新入生アンケート」…新入生の実態と希望を把握し、今後の学修支援と広報活動に役立てるために実施。
- ②「学修に関する実態アンケート」…学生の学修に関する実態を把握・分析し、今後の授業改善、カリキュラム改善、学生への履修指導等に活用するために実施。
- ③「学生による授業評価アンケート」…前期、後期、通年科目の授業やレッスンについて、授業回数の適切性や興味関心、満足度、学修成果に向けた工夫がされているか等を確認するために実施。
- ④「学生満足度調査」…学生の、学修環境や学生支援活動に対する満足度や実態を把握・分析し、今後の改善に活用するために実施。
- ⑤「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」…学生に在学中に身に付けさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らし、学生の卒業後の進路・就職状況等から、教育の成果や効果が上がっているかについて検証するために実施。
- ⑥「学修成果に関するアンケート(卒業年次生対象)」…カリキュラムを修了した学生が、ディプロマ・ポリシーに定められた能力をどの程度身につけたかを測定するために

実施。

【大学全体の質保証に関する調査資料の作成】

- ①入学志願動向表…分野別、地域別、高校別の志願者・入学者の推移、イベントや資料請求からの志願動向を調査している。
- ②入試区分分析…入試区分ごとに新入生アンケート、学修実態調査とのクロス集計分析、GPA 分布、受賞実績、退学者との相関関係分析を行っている。
- ③IR レポート…本学ウェブサイト「新入生アンケート」「学生による授業評価アンケート」「学修に関する実態アンケート」「学修成果に関するアンケート」を公開している。
- ④ファクトブック…本学の概要、入学生、在学生、卒業生、研究、財務状況を詳細に示した資料を作成し、学内公開している。

上記資料の作成にあたっては、各部署に IR 担当を定めて、連携して情報を収集している。また、分析資料や調査資料は関連する会議体で報告し、さらに、FD 研修会及び SD 研修会の際にこれらの資料を活用して発表を行っている。

企画・IR 推進室は、教育の質保証と大学全体の質保証の双方に関わる調査・データの収集と分析を行っており、IR としての機能を十分に果たしている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-2-1】「内部質保証の方針」【資料 6-1-1 と同じ】
- 【資料 6-2-2】「内部質保証委員会規程」【資料 4-1-4 と同じ】
- 【資料 6-2-3】「点検評価委員会規程」【資料 4-1-5 と同じ】
- 【資料 6-2-4】ウェブサイト（点検評価報告書）
- 【資料 6-2-5】「東成学園事務組織及び業務分掌規程」【資料 4-1-11 と同じ】
- 【資料 6-2-6】令和 2 年度「新入生アンケート」【資料 3-3-1 と同じ】
- 【資料 6-2-7】令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」【資料 3-3-2 と同じ】
- 【資料 6-2-8】令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」関係資料【資料 3-3-4 と同じ】
- 【資料 6-2-9】令和 2 年度「学生満足度調査」調査票及び集計・分析【資料 2-6-1 と同じ】
- 【資料 6-2-10】令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」【資料 2-3-21 と同じ】
- 【資料 6-2-11】令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」【資料 3-3-5 と同じ】
- 【資料 6-2-12】令和 2 年度 入学志願動向表目次
- 【資料 6-2-13】「入試区分別追跡調査」目次【資料 3-3-19 と同じ】
- 【資料 6-2-14】ウェブサイト（IR レポート）
- 【資料 6-2-15】「ファクトブック 2020」

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の方針に基づいた改革・改善の PDCA サイクルの適切な運用について、引き続き推進していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証に関する学生支援、学修環境、学修成果に関する調査・分析のうち、「学修に関する実態アンケート」「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」は、点検評価委員会だけではなく関連する教学運営組織の委員会でも結果を共有することとしており、教育の改善・向上に広く反映できるようにしている。「学生満足度調査」は、数値データ集計結果と自由記述の個別意見を関連する全ての部署に共有し、改善策の提案を求めた上で点検評価委員会が最終的にまとめて毎年度学生に公表している。「学生による授業評価アンケート」は、対象科目の担当教員全てに授業改善計画書の提出を求めている。特に専任教員については、教員業績評価の評価項目に授業改善計画書に対しての達成度評価を設定することと関連付けて全員に提出を義務付けている。ティーチングポートフォリオの項目に授業改善計画書を加えウェブサイトに公開することで記載内容の質を担保し、教育の改善・向上につなげる取組みとしている。

平成 27(2015)年度に受審した認証評価においては、改善を要する事項として、音楽学部の定員の未充足（2 学科）と超過（1 学科）があったが、同年設置した教育課程委員会で中長期的な視野で教育課程の再編成に取組み、定員未充足と超過のあった 3 学科（作曲学科、声楽学科、器楽学科）を改編し、平成 29(2017)年度に音楽芸術表現学科を開設した。音楽芸術表現学科の入学者は、令和元(2019)年度 214 人（定員超過率 1.22 倍）、令和 2(2020)年度 210 人（定員超過率 1.14 倍）、令和 3(2021)年度 216 人（定員超過率 1.17 倍）と推移しており、定員の未充足と超過は改善している。

また、一部の理事会で持回りにより審議が行われていた事項について、平成 28(2016)年度以降の理事会では、私立学校法及び「学校法人東成学園寄附行為」に基づき、郵送及び訪問持回りは一切なく、適切に開催している。

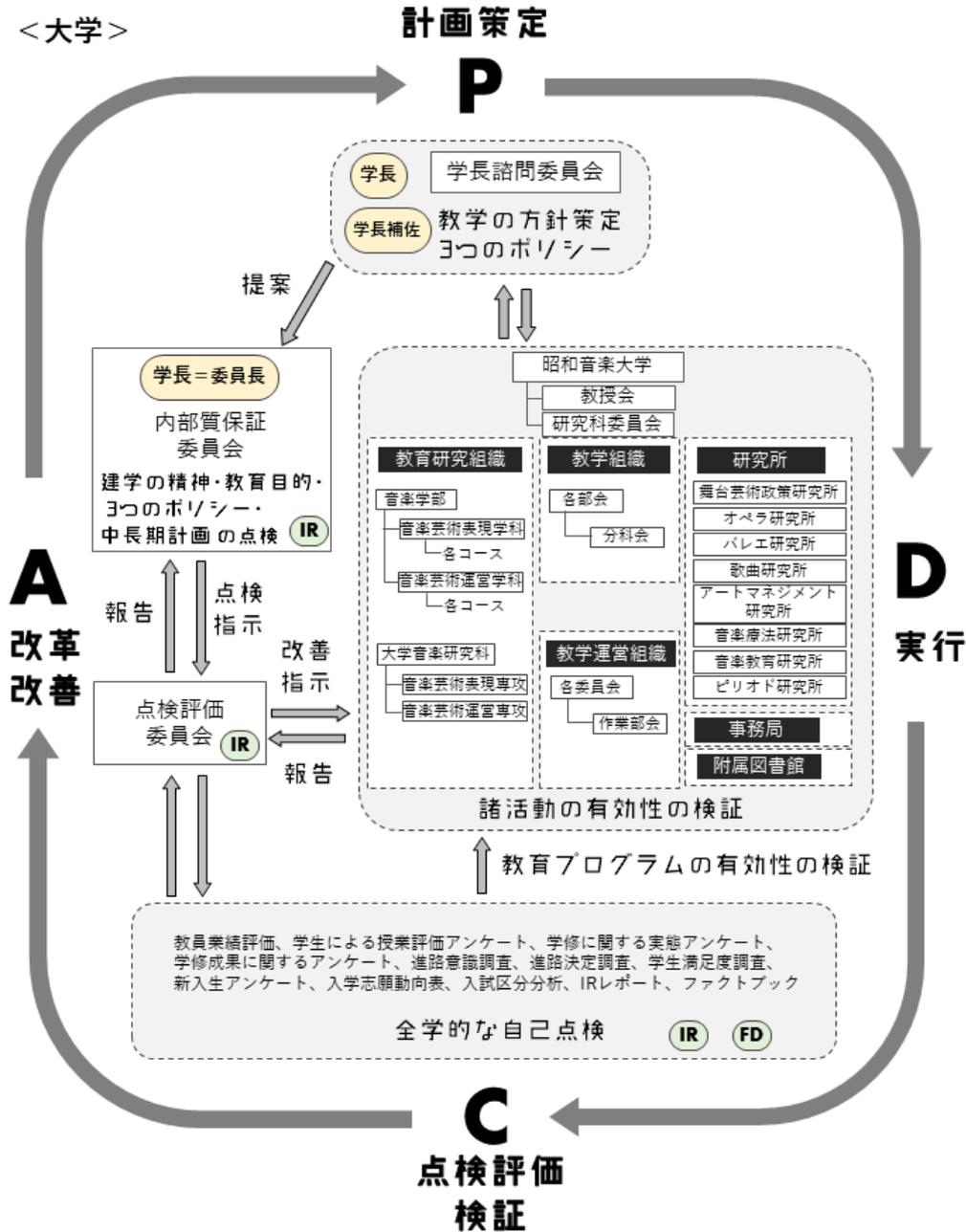
設置計画履行状況等調査では、「定年規程」に定める定年年齢を超える専任教員数の割合が比較的高い（音楽芸術表現学科及び博士後期課程）との改善意見が付されていたが、その割合を引き下げる対策を行い、令和元(2019)年度以降、意見は付されていない。

「東成学園 中長期計画 2020-2024」は、初年度にあたる令和 2(2020)年度の進捗状況を点検評価委員会で点検し、学園運営委員会、理事会に報告した。令和 3(2021)年度以降は、内部質保証の機能強化を図る目的で内部質保証委員会を新たに設置し、中長期計画の進捗についての点検・評価を行うこととしている。内部質保証委員会は、下図のとおりその機能を十分に果たせる役割を担っている。

【6-3-1】 内部質保証のための PDCA サイクル

内部質保証のためのPDCAサイクル

<大学>



2021年4月1日

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-3-1】 令和 2 年度「新入生アンケート」【資料 3-3-1 と同じ】

【資料 6-3-2】 令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」【資料 3-3-2 と同じ】

【資料 6-3-3】 令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」関係資料【資料 3-3-4 と同じ】

【資料 6-3-4】 令和 2 年度「学生満足度調査」調査票及び集計・分析【資料 2-6-1 と同じ】

【資料 6-3-5】 令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」集計結果
【資料 3-3-5 と同じ】

【資料 6-3-6】 令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」集計結果
【資料 2-3-21 と同じ】

【資料 6-3-7】 平成 30 年度改善計画書【資料 F-15-1 と同じ】

【資料 6-3-8】「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」進捗状況に関する資料

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証委員会は令和 3(2021)年度に新設しているため、点検評価委員会と連携して 3 つのポリシーを起点とした教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の機能が十分に発揮できるよう取組んでいく。

【基準 6 の自己評価】

本学では、内部質保証の方針を定め、学長を委員長とする内部質保証委員会を設置し、内部質保証委員会の指示を受け、点検評価委員会が教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等に対して改革・改善の指示を行う体制を整備している。

点検評価は毎年度実施しているが、PDCA サイクルが適切に機能しているかを点検評価するために、3年に一度「自己点検評価書」を作成している。社会への公表にあたっては、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で内容を確認した後、ウェブサイトに公開している。

IR に関する調査・データの収集と分析を行うために企画・IR 推進室を設置し、IR 担当者は、学修成果や内部質保証の向上に向けたアンケート分析や大学全体の質保証に関する調査資料の作成を毎年度行い、会議体での報告や FD 研修や SD 研修での発表を行っている。教育の質保証と大学全体の質保証の双方に関わる調査・データの収集と分析を行っており、IR としての機能を十分に果たしている。

内部質保証に関するアンケートは全学的に取組む体制を整備し、教員業績評価に授業評価アンケートの結果を反映させる等、3 つのポリシーを起点とした大学全体の教育改善のサイクルを確立している。また、認証評価及び設置計画履行状況等調査で指摘を受けた意見については組織的に対応し、中長期的な計画を立て改善・向上を図っており、内部質保証委員会は、その機能を十分に果たす役割を担っている。

以上、基準 6 を満たしていると評価できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 社会貢献

A-1 地域における音楽大学の使命・目的に基づく教育資源の提供

A-1-① 音楽大学としての特色ある地域貢献活動

A-1-② 地域における社会連携活動

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 音楽大学としての特色ある地域貢献活動

昭和音楽大学（以下、本学）の使命・目的に基づき、本学は以下の地域貢献活動を行い、地域における音楽文化の醸成や活性化をもたらしている。

1. 演奏会・公演活動による鑑賞機会の提供

本学が主催する主な演奏会・公演だけでも、近年の来場者の平均は 13,000 人を超えている。地域貢献活動としての演奏会・公演は、本学の有する特色を最大限活用し、かつ成果を挙げている最も顕著な例といえる。地域住民をはじめ毎年楽しみにしている来場者が多い中、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため、予定していた演奏会・公演は、中止、学内・出演関係者のみ対象、あるいは客席数を減じての開催とせざるを得なかった。

また、平成 22(2010)年度には、卒業生を中心とした「テアトロ・ジューリオ・ショウワ・オーケストラ」を発足させた。このオーケストラはプロの演奏団体への入団を目指す卒業生に対するキャリア支援の一環として、主催公演を中心に活動している。また藤原歌劇団等プロ団体からの依頼公演も多く、団員のさまざまな分野での経験の積み重ね、実力向上に役立っているとともに、新百合ヶ丘の地に密着したオーケストラとして活動している。特に平成 25(2013)年にスタートした第九演奏会は好評を博し、新百合ヶ丘の年末の風物詩となっており、令和 2(2020)年は新型コロナウイルス感染対策による客席減での開催にもかかわらず、600 人近い来場者があった。

2. 生涯学習機会の提供

本学の教育資源を地域に提供するため、演奏会や公演活動のほか、生涯学習講座の開催や附属音楽・バレエ教室の運営を行い、地域住民から評価を得ている。

生涯学習講座は、受講生参加型、複数回開催するシリーズ型、演奏会と連携して講座を行うタイアップ型等講座形態は多様である。令和 2(2020)年は新型コロナウイルスの影響により企画の一部は開催中止を余儀なくされたが、オンライン配信による講座開催等新たな試みも行った。

附属音楽・バレエ教室は、地域に根差した活動を行い、新百合ヶ丘地域を中心として、神奈川県内に 7 教室（新百合ヶ丘、小田原、センター北、本厚木、藤沢、戸塚、武蔵小杉）、県外に 2 教室（南大沢、仙台）を展開し、3,100 人を超える生徒が在籍している（令

和 3(2021)年 5 月現在)。開校して 40 年以上の実績があり、趣味や教養を深めたい方から音楽大学進学希望者まで、さまざまな目的を持った生徒が在籍し、一人ひとりの進捗に応じて行う個人レッスンや、バレエやヴォーカル、語学等のグループレッスン等多様なコースを設置することにより、音楽に親しみ、学ぶことができる場を提供している。

3. 本学施設の提供

「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」の「ジューリオ」はイタリア語で「ユリ」を意味する。施設内にある劇場「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」とコンサートホールである「ユリホール」は、いわば「二つのユリ」として地域での音楽活動のシンボルとして認知されつつある。「二つのユリ」は、本学主催イベントだけでなく、外部の演奏・公演団体や高等学校の公演等にも広く利用されている。

「ミューザ川崎シンフォニーホール」が主催し、東京圏の夏のオーケストラ・フェスティバルとして高い評価を得ている「フェスタ サマーミューザ KAWASAKI」は、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災の影響により同ホールが使用できなくなったことから、フェスティバルの公演会場としてテアトロ・ジューリオ・ショウワを提供したのをきっかけに、以降は毎年公演会場の 1 つとなることが定着しており、地域の音楽活動を支える役割を担っている。



「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」



「ユリホール」

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-1】「オーケストラ研究員規程」

【資料 A-1-2】2020 年度開催した公演一覧及びチラシ

【資料 A-1-3】コンサート&公開講座パンフレット

【資料 A-1-4】昭和音楽大学附属音楽・バレエ教室パンフレット

【資料 A-1-5】「学校法人東成学園「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」使用規程」【資料 2-5-4 と同じ】

【資料 A-1-6】「学校法人東成学園「ユリホール」使用規程」【資料 2-5-5 と同じ】

A-1-② 地域における社会連携活動

本学が位置する川崎市麻生区新百合ヶ丘地区では、川崎市が「音楽のまち・かわさき」

と、新百合ヶ丘が「しんゆり・芸術のまち」を標語としている。本学は、音楽・芸術に関連する団体等とも連携し、学長や理事長を含め、教職員が委員等として参加する等、地域の音楽・芸術活動の発展に貢献している。その他にも、地域の団体等と連携した取組みを行い、本学の使命・目的に基づいた活動を積極的に行っている。

1. 「コミュニケーションセンター」による地域連携

「コミュニケーションセンター」は、「アーツ・イン・コミュニティ」プログラムの運営とそれに伴う研究活動を行っている。川崎市麻生区を中心に、学生によるアウトリーチ活動等の音楽芸術交流活動をとおして、地域貢献と学生自身の成長を実現し、社会性を備えた音楽人の育成を行う取組みである。地域との芸術文化交流活動の拠点として、学生が地域の小・中学校や福祉施設等で演奏会や演奏指導を行う窓口となっている。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルスによる影響のため例年より少ない実施となったが、演奏・指導として麻生区内の中学校 1 校、川崎市教育委員会 1 事業、麻生区役所保健福祉センター事業に学生を派遣している。川崎市教育委員会による「ジュニア音楽リーダー」委託事業では市中学校 (7 校) の吹奏楽部生徒 184 人を本学学生延べ 39 人が 2 日間にわたり各楽器グループを例年指導している。麻生区役所保健福祉センター事業「音楽の贈り物」では「音楽活動研究③」受講学生 15 人の制作により近隣家族に名曲を届ける交流コンサートを実施した。

2. 「音楽療法室 Andante」「音楽療法アンダンティーノ」による地域連携

「音楽療法室 Andante」は、平成 14(2002)年に、音楽療法コースの学生・大学院生に実習の場を提供すること、また学生や教員による音楽療法研究を推進し、地域との連携や交流を図ることを目的に本学内に開設した施設である。なお、現在は本学南校舎に設置している。対象を地域在住の障害のある幼児・児童とし、地域の療育センターや小学校特別支援学級等と連携して、地域ぐるみで障害児への支援に取り組んでいる。また、この施設を利用して、地域の小学校特別支援学級の児童や養護学校の中等部、高等部の生徒たちに音楽療法の体験学習を提供する等、地域連携を行ってきた。

「音楽療法アンダンティーノ」は「音楽療法室 Andante」の修了生の保護者から音楽療法を継続したいとの要望を受け、18 歳までを対象として平成 24(2012)年からは附属機関の音楽療法研究所が管理・運営を開始した。現在はさらに附属音楽・バレエ教室に移管して、管理・運営を行っている。平成 26(2014)年からは対象児を「音楽療法室 Andante」修了生に限定せず、令和 3(2021)年度からは対象を 18 歳以上に拡充し、障害児・者への支援を続けている。

3. 地域団体との連携

(1) 「アルテリッカしんゆり (川崎・しんゆり芸術祭)」、「かわさきジャズ」

平成 21(2009)年から始まった芸術イベント「アルテリッカ」は、音楽、映画、演劇、伝統文化等、さまざまな分野の催しものをそろえた芸術祭として、毎年 3 月から 5 月にかけて開催されている (令和 2(2020)年は緊急事態宣言発令のため、予定されていた公演は中止あるいは 6 月以降に延期された)。本学は、(公財)川崎市文化財団、地域の

学や劇団、芸術団体とともに、主催団体として自治体や地域の関係者と企画から関わっている。本学のアートマネジメントコースの学生は「アルテリッカ」の公演の1つを企画制作している。令和 2(2020)年の公演は中止となったが、本学学生が出演予定者と協力して「しんゆりのうた」の楽曲とプロモーションビデオの制作に携わった。

また平成 23(2011)年から開始し、現在「かわさきジャズ」として市内全域で開催されているジャズ音楽祭にもアルテリッカと同様に川崎市北部において共催者として参画している。

(2) 「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」

本学が所在する新百合ヶ丘の魅力を高め、地域の活性化を目指すことを目的として平成 30(2018)年に結成された「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」に、本学は幹事会員として参画している。このコンソーシアムは、駅周辺で定期的開催している「しんゆりフェスティバル・マルシェ」や「しんゆりステーションピアノ」、秋のハロウィンや冬のイルミネーションイベント等、地域での大規模イベントを一元的にとりまとめており、本学は幹事会員として、新百合ヶ丘地域の活性化やブランド力の向上に関わっている。またコンソーシアムが定期的開催している、新百合ヶ丘駅前デッキの鳩糞等の掃除や駅前花壇の花植え等にも毎回参加し、地域の美化活動に協力している。

(3) 「しんゆり・芸術のまちづくり」

地域資源を活かしたまちづくりを推進している NPO 法人「しんゆり・芸術のまちづくり」に団体会員理事として参画し、麻生区役所とも連携して「芸術のまちづくり」実現のための活動を行っている。

(4) 「川崎市アートセンター」の指定管理者業務

平成24(2012)年度より、本学と川崎市文化財団、日本映画大学の3団体で構成する「川崎市文化財団グループ」が、川崎市アートセンターの指定管理者に選定されている。川崎市アートセンターは、アルテリオ小劇場とアルテリオ映像館等の施設を備えており、本学は、小劇場の企画運営及び管理業務を行っている。

(5) 「麻生区・6大学 公学協働ネットワーク」

川崎市麻生区内及び隣接する東京都町田市に立地する大学と行政との間に、互いが保有する知的資源、人材等を有効に利活用できるネットワークを構築することにより、音楽・芸術・福祉・環境・教育ほかその他の分野において、公学連携して活動を展開し、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりに貢献していく事業を展開している。

令和 2(2020)年度は、小学 1、2 年生親子を対象とした、リトミックを取り入れた「交流コンサート」(音楽の贈り物)、未就学児親子のための「こどもと一緒にコンサート」、シニア層向けの「大人のためのはじめてのコーラス教室」等の事業を連携して行った。

令和 3(2021)年度は、上記の事業に加え、本学が例年行ってきたこども向け演奏会である「吹奏楽団特別公演」(ベーシックバンド、ウインドオーケストラ)も、麻生区の後援を得て実施する予定である。

(6) 「かがやいて麻生」

麻生区の代表的な芸術関連事業である「麻生音楽祭」の 20 回目の開催を記念して作られた区のイメージソング「かがやいて麻生」は、本学教員が作曲している。

(7) 「しんゆりステーションピアノ」

上述した「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」の実行委員会にて、令和元(2019)年11月より、新百合ヶ丘駅に訪れた人が気軽にピアノを弾くことができる「しんゆりステーションピアノ」の企画を実施し、運用開始の際のイベントにて、本学学生が出演した。なお、本企画は試験導入期間を経て、令和3(2021)年度「アルテリッカしんゆり(川崎・しんゆり芸術祭)」開催期間中に、新たに場所を変え「しんゆりステーションピアノ プラス」として開催した。

(8) 「ジュニア音楽リーダー育成事業」

川崎市教育委員会が平成23(2011)年度から実施している事業で、川崎市内の中学校の中から参加希望校の吹奏楽部の生徒に対して、本学の施設を開放し、本学学生が指導を行っている。

(9) 「新百合ヶ丘・まちづくり情報交換会」

地域の再開発によるまちの発展を目的に川崎市と「まちづくり情報交換会」を毎年開催し、横浜からの地下鉄延伸計画に伴う再開発への助言を行っている。地下鉄延伸計画においては、本学は幹事団体として地下鉄誘致の「期成同盟会」に参画している。

上記のほかにも、「麻生区災害対策連絡協議会」「麻生防火協会」「麻生警察官友の会」「麻生警察署テロ・災害対策協議会」「新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会」「川崎社会福祉協議会」「麻生観光協会」「神奈川県学長・知事懇談会」「あさお区民まつり実行委員会」「子どもの音楽活動推進会議」等に参加し、地域団体と強固な関係性を築いている。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料 A-1-7】麻生区役所連携事業 音楽の贈り物 2020
- 【資料 A-1-8】音楽療法アンダンティーノに関する資料
- 【資料 A-1-9】『アルテリッカ(川崎・しんゆり芸術祭)総合プログラム 2021』(一部抜粋)
- 【資料 A-1-10】ウェブサイト(昭和音楽大学「しんゆりのうた」プロモーションビデオ公開)
- 【資料 A-1-11】かわさきジャズ 2021 の共催について
- 【資料 A-1-12】川崎市教育委員会「ジュニア音楽リーダー育成事業」
- 【資料 A-1-13】「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」関連資料
- 【資料 A-1-14】NPO 法人「しんゆり・芸術のまちづくり」関連資料
- 【資料 A-1-15】「川崎市アートセンター」の指定管理者業務資料
- 【資料 A-1-16】令和2年度麻生区・6大学 公学協働ネットワーク推進会議
- 【資料 A-1-17】麻生区イメージソング「かがやいて麻生」
- 【資料 A-1-18】「しんゆりステーションピアノ」
- 【資料 A-1-19】「まちづくり情報交換会」関連資料

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

音楽大学としての地域における社会貢献活動は、平成19(2007)年度に川崎市麻生区に移転してから多様な活動を行い、地域文化の向上と社会福祉に貢献しているが、これらの取り組みをより多くの地域住民に伝えるために、ウェブサイトを活用して情報提供を強化していく。

【基準 A の自己評価】

本学では、音楽大学として特色ある社会貢献活動を積極的に進め、本学主催の多数の演奏会や公演活動、「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」を本拠に活動するオーケストラによる演奏会、生涯学習講座や公開講座の開講、附属音楽・バレエ教室の展開、地域での学外団体への参画等、多様な貢献活動を行っている。また、地域と連携した活動にも力を入れ、学生による音楽のアウトリーチ活動となる「アーツ・イン・コミュニティ」プログラム、地域の障害児等への音楽療法の実施、「アルテリッカしんゆり」「かわさきジャズ」「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」「しんゆり・芸術のまちづくり」への参画、指定管理業務、「麻生区・6大学 公学協働ネットワーク」等、本学の教育資源を積極的に提供している。

これらの取組みは、本学が使命・目的に掲げる「文化の向上と社会の福祉に寄与する」を真に体現したものである。

以上、基準 A を満たしていると評価できる。

基準 B. 国際交流

B-1. 国際交流

B-1-① 海外の大学・機関との国際交流・連携事業

B-1-② 外国人留学生の受入れ体制の整備

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 海外の大学・機関との国際交流・連携事業

昭和音楽大学（以下、本学）は、グローバル化する社会を背景に、大学の国際化が求められる状況を踏まえ、本学及びその附属研究所において海外の大学・機関との国際交流・連携事業を展開している。

本学としては、平成 27(2015)年の韓国・ソウル市立大学校芸術体育大学音楽学科との学術交流合意書の締結を皮切りに、同年の中国・上海音楽学院との学術交流合意書、令和元(2019)年の韓国芸術総合学校(K-Arts)との学術交流合意書を締結して、近年は特に近隣アジア諸国の音楽教育機関との国際交流・連携事業を進めている。

韓国との国際交流の端緒となったのは、平成 12(2000)年から本学が主催している声楽家を目指す高校生の学修支援を目的とした「高校生のための歌曲コンクール」である。平成 25(2013)年よりこのコンクールの入賞者の副賞として、「韓国と日本の高校生による歌曲コンサート」を開催した。韓国との芸術交流が深まる中で、発展的にソウル市立大学校との間で学術交流合意書を結ぶことになったものである。平成 28(2016)年にはソウルで「韓国と日本の学生による声楽交流コンサート」を実施し、それ以降、現在まで相互訪問交流が続けられている。

また中国とも、これまでに平成 21(2009)年に瀋陽音楽学院との友好協定締結や、同国留学生の受入れを行っていたが、中国を代表する上海音楽学院から本学に提携の打診があり、平成 27(2015)年に学術交流合意書を締結するに至った。提携はすぐに大がかりなプロジェクトに発展し、本学オペラ公演『フィガロの結婚』を、日中両国で実施することとなった。まず本学が同年 10 月の本学オペラ公演 2015 に国際的に活躍している上海生まれの指揮者ムーハイ・タンを起用し、ソリストには上海音楽学院の学生・卒業生 4 人を迎えて上演し注目を浴びた。また、同年 12 月の上海東方芸術センターでの同音楽学院公演は、本学との共同制作として上演され、日本で制作した舞台セットを使用し、本学から 4 人のソリストが招かれた。本学からは 30 人余の教職員・スタッフを派遣し、オペラを通じた音楽大学間的大型国際交流は快挙として、各種メディアで報じられる等、国内外で大きな反響を呼んだ。上海音楽学院からソリストを招く形での交流プロジェクトとして平成 28(2016)年『コジ・ファン・トゥッテ』、平成 29(2017)年『ドン・ジョヴァンニ』と継続して実績を上げた。同年、上海音楽学院が、上海、深圳で上演した『ドン・ジョヴァンニ』には本学からソリスト 4 人が招聘された。

そして中国とのこの交流プロジェクトの成功は、既に交流を深めていた韓国とも連携する形の「日中韓 新進歌手交流オペラ・プロジェクト」へと結びついた。本学オペラ公演 2018『ファルスタッフ』では、上海音楽学院、ソウル市立大学校、国立ソウル大学校の各

校からソリストを招いて公演を行い、令和元(2019)年には韓国芸術総合学校 (K-Arts) とともに学術交流提携を結び、本学オペラ公演 2019『フィガロの結婚』では上海音楽学院とともに交流歌手を迎えている。本学オペラ公演 2020『ドン・ジョヴァンニ』では、新型コロナウイルス感染拡大のため、当初予定の指揮者や交流歌手の招聘は不可能となったが、日本滞在中の中国人歌手を起用することで、プロジェクトを継続している。

近年の本学の海外との国際交流・提携事業は、近隣アジア諸国にとどまらず、オセアニア、ヨーロッパにも広がっている。

平成 26(2014)年からはオーストラリア・パース市の大学生を中心に構成されるジャズ・バンド WAYJO (西オーストラリア・ユース・ジャズ・オーケストラ) との交流を開始し、本学ジャズコースの学生と WAYJO メンバーの双方がお互いの国を訪問し、合同ビッグバンドを組んで演奏する活動を毎年展開している。学生は、英語によるコミュニケーションを取る機会が増え、音楽的は交流のみならず、表現力や対人力の向上にもつながっている。この活動は民間の西オーストラリアの液化天然ガス開発プロジェクト会社からの物心両面の支援を得て実施している。

平成 29(2017)年度から平成 30(2018)年度にかけては、本学の学長裁量経費の枠で「ヴァッレ・ディトリア音楽祭アカデミアとのオペラ人材の共同育成」プロジェクトを実施した。これはイタリアのマルティーナ・フランカで毎年開催されている同音楽祭と提携した事業であり、平成 29(2017)年に音楽祭の若手育成プログラムのスタッフと指揮者を本学に招聘し、在學生と卒業生に声楽レッスンとマスタークラスを実施、その受講者から選抜した卒業生 1 人を翌平成 30(2018)年の同音楽祭の若手育成プログラムに参加させた。その結果、その卒業生はプログラム最終日のオペラ公演でタイトルロールに抜擢される等、海外音楽祭との提携を通じた人材育成は、大きな実績を上げた。

本学附属機関であるオペラ研究所は、日本におけるオペラ制作についての研究の実績が評価され、フランスのパリ・ソルボンヌ大学音楽学研究所(IReMus, Institut de recherche en Musicologie)からの申し出により、令和元(2019)年に学術協定を締結した。残念ながら、令和 2(2020)年に入ってから日本・フランスともに新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、具体的な交流には至っていない。

このほか、本学が開催する講座やシンポジウムにおいて、海外の歌劇場や音楽関係者をパネリストとして招聘し、交流を図っている。

文化庁補助事業「大学における文化芸術推進事業」に採択され開催している「実演舞台芸術プロデューサー養成講座」、文化庁との共同研究事業「東アジアの実演芸術による国際文化交流の展望」の一環として開催した国際シンポジウムでは、中国・韓国・ドイツから音楽関係者を招き開催した。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 B-1-1】「韓国と日本の高校生による歌曲コンサート」

【資料 B-1-2】「韓国と日本の学生による声楽交流コンサート」

【資料 B-1-3】「日中韓 新進歌手交流オペラ・プロジェクト」会議資料

【資料 B-1-4】昭和音楽大学オペラ公演 2015『フィガロの結婚』プログラム

【資料 B-1-5】昭和音楽大学オペラ公演 2016『コジ・ファン・トゥッテ』プログラム

- 【資料 B-1-6】 昭和音楽大学オペラ公演 2017『ドン・ジョヴァンニ』プログラム
- 【資料 B-1-7】 昭和音楽大学オペラ公演 2018『ファルスタッフ』プログラム
- 【資料 B-1-8】 昭和音楽大学オペラ公演 2019『フィガロの結婚』プログラム
- 【資料 B-1-9】 昭和音楽大学オペラ公演 2020『ドン・ジョヴァンニ』プログラム
- 【資料 B-1-10】 日豪文化交流プログラム西オーストラリア旅程（2019年9月）
- 【資料 B-1-11】 「ヴァッレ・ディトリア音楽祭アカデミアとのオペラ人材の共同育成」（学長裁量経費）
- 【資料 B-1-12】 ファビオ・ルイージ オペラアリア・マスタークラス
- 【資料 B-1-13】 パリ・ソルボンヌ大学音楽学研究所との学術協定に関する会議資料
- 【資料 B-1-14】 文化庁委託事業「大学における文化芸術推進事業」アートマネジメント人材育成事業「実演舞台芸術プロデューサー養成講座」
- 【資料 B-1-15】 「実演舞台芸術プロデューサー養成講座」公開シンポジウム
- 【資料 B-1-16】 「実演舞台芸術プロデューサー養成講座」オンライン・シンポジウム
- 【資料 B-1-17】 「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」
- 【資料 B-1-18】 「東アジアの実演芸術による国際文化交流の展望」国際シンポジウム

B-1-② 外国人留学生の受入れ体制の整備

海外の大学や機関との国際的な交流・連携事業等を推進してきたことで、外国人留学生（以下、留学生）は平成 29(2017)年度以降増加し、令和 2(2020)年度には本学全体（研究生含む）で 100 人を超えた。その大多数が中国、韓国や台湾等、東アジアからの留学生である。留学生の増加にともない、生活環境の変化による体調の悪化、履修の方法や授業における試験やレポート提出等、教育課程に関わる不安、留学生間での日本語の修得度合の差等の課題が出てきており、その課題に対応するべく、本学では以下のとおり、留学生の受入れ体制の整備強化に努め、留学生支援を行っている。

1. 組織体制の強化

平成 28(2016)年度から教育課程委員会の下に「留学生ワーキンググループ」を結成し、教育課程を中心として対応を始め、平成 30(2018)年度より、留学生の修学支援だけでなく、学生生活全般の支援ができるよう留学生委員会を設置するとともに、日本語を専門とする専任教員や中国出身の専任教員、非常勤講師を配置した。

留学生委員会では、履修相談、留学生と日本人学生との交流会の企画や日本語ボランティアの募集、留学生を対象とする奨学金の推薦者の選出、留学生のための就職ガイダンスや企業説明会等、幅広い支援を行っている。

2. 科目の開設

課外授業として留学生に提供してきた日本語や日本文化に関する科目を、平成 30(2018)年度より音楽学部、大学院音楽研究科修士課程の正課授業として開設した。音楽学部では、日本語科目を教養科目の選択科目に位置づけ、履修にあたってはクラス分け試験を実施し、修得度合に応じて 13 科目が履修できるようにしている。大学院修士課程においては、修士論文、修士研究を補完する授業として 13 科目を設定している。

3. FD 研修

日本語科目の開講に併せて、FD 研修で留学生をテーマとして取り上げ、平成 30(2018)年 4 月の FD 全体研修会では、留学生の状況から前年度までの課題や支援体制、平成 30(2018)年度からの支援強化ポイント等を説明した。また同年 9 月の FD 全体研修会では、「外国人留学生への学修支援について～現状と課題」と題し、本学の専任教員のほか、他短期大学から日本語を専門とする講師を招聘しての合同講演を開催し、情報共有を図った。さらに、分科会でも同テーマによる議論を展開した。FD 研修会では、それ以降も留学生に関する内容を盛り込んで行っている。

4. 留学生入試の拡充

留学生による受験者の利用が増えてきたことより、平成 29(2018)年度入試から留学生専用の入試者選抜要項を作成している。この要項には、学部（編・転入学含む）、音楽専攻科、研究生、大学院修士課程、同博士後期課程を分かりやすく 1 冊にまとめて掲載している。

また研究生については、平成 28(2016)年度から、春入学に加えて秋入学の募集を開始して入学時期を拡大、平成 29(2017)年度入試から、学部で 2 回設定していた外国人留学生入試の試験日を 4 回にし、国内外の留学生に対して受験の機会を増やしている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 B-1-19】平成 30 年度 4 月 FD 研修会 外国人留学生に関する講演資料（一部）
- 【資料 B-1-20】平成 31 年度 4 月 FD 研修会 外国人留学生に関する講演資料（一部）
- 【資料 B-1-21】平成 30 年度 9 月 FD 研修会 表紙
- 【資料 B-1-22】『令和 3 年度学生募集要項（外国人留学生）』【資料 F-4-7 と同じ】
- 【資料 B-1-23】令和 4 年度入試日程スケジュール一覧表

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

留学生への支援は、学生の抱える課題に応じて組織的に対応できている。現在は東アジアからの留学生が中心であるが、今後、他の地域からの留学生が入学した際も対応できるように整備していく。

【基準 B の自己評価】

本学及びその附属研究所において海外の大学・機関との国際交流・連携事業を展開している。近隣のアジア諸国では、韓国・ソウル市立大学校との交流協定、中国・上海音楽学院との学術交流、韓国芸術総合学校(K-Arts)との学術交流等で、特に上海音楽学院からの提携は本学のオペラ公演「日中韓 新進歌手交流オペラ・プロジェクト」に発展し、本学を代表する国際連携事業となっている。ヨーロッパとは、イタリアのマルティーナ・フランカで毎年開催されている音楽祭と提携したオペラ人材の共同育成事業や、フランスのパリ・ソルボンヌ大学音楽学研究所との学術協定の締結等による連携事業・交流を展開している。その他にも文化庁の補助事業や共同研究事業の一環として開催する講座やシンポジウムに

海外からの音楽関係者を招聘している。

留学生は年々増加傾向にあり、中国、韓国や台湾等、東アジアからの留学生が多い。留学生が抱える、生活環境の変化や教育課程に関わる不安、日本語の修得度合の差等の課題に対応するため、留学生委員会を設置するとともに、日本語を専門とする専任教員と非常勤講師を新たに配置して組織体制の強化、「日本語科目」の正課授業としての開講、FD 研修で留学生に関する講演やテーマ、意見交換の場の設定、留学生専用の入学者選抜要項の作成や入試日程を増加する等、留学生の受入れ体制の整備強化に努めている。

以上、基準 B を満たしていると評価できる。

V. 特記事項

1. 新百合ヶ丘の象徴的存在「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」

本学の南校舎にある講堂「テアトロ・ジーリオ・ショウワ（以下、ジーリオ）」は、イタリア語で「昭和（音楽大学所有）のユリの劇場」の意味で、本学が所在する川崎市の標語「音楽のまち・かわさき」、麻生区の標語「しんゆり・芸術のまち」の象徴的な場になることを願い建立した。ヨーロッパのオペラ劇場が最も輝いていた時代の伝統を継承した馬蹄形客席は国内では大変珍しく、関東の大学でオペラ劇場を所有するのは本学だけである。ジーリオは、オペラやミュージカル、バレエ、オーケストラ、吹奏楽、ジャズ・ポピュラー音楽等、幅広い演奏会や公演に対応し、多くの学生の学修成果を発表する場となっている。それだけではなく、卒業生を中心として結成された「テアトロ・ジーリオ・ショウワ・オーケストラ」の本拠地であり、地域の音楽芸術イベント「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」や「かわさきジャズ・フェスティバル」、その他多くの団体にも利用される等、開設当初の願いのとおり、新百合ヶ丘地域を代表する象徴的な存在となっている。

2. 日本初、世界初の取組み

舞台芸術の企画・運営・制作等のための人材養成を目的としたアートマネジメントコースの開設（平成 6(1994)年度）、音楽大学での司書課程の開設（平成 24(2012)年度）、神奈川県内で博士号が取得できる博士後期課程の開設（平成 26(2014)年度）、同博士後期課程での音楽療法の博士号の取得（平成 29(2017)年度）、これらは日本の大学としては「初」の取組みである。本学の母体となる声楽研究所の創立（昭和 5(1930)年）においても、日本でいち早く「総合的なオペラ教育」を理念に掲げ声楽家の育成に励み、本学園のオペラ公演でローマ教皇庁の要請により「ダヴィデ王」の世界初演（昭和 58(1983)年）を果たす等、本学の歴史の始まりから現在に至るまで、「初」の取組みに挑戦し続けている。

3. 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2(2020)年度の前期授業を 5 月から遠隔で開始し、その後レッスン等を対面で再開、同年 6 月中旬からは全面的に対面授業を展開し今日に至っている。対面授業の開始にあたっては消毒液、検温器、アクリル板、パーティション、フェイスシールド等感染防止対策を十分に行い、また、従来の独自奨学金に加え、学生一人 10 万円の緊急奨学給付金の支給や、朝食補助に加えて夕食補助の追加支援を卒業生の会である同侪会と協同で実施する等、教職員が一体となって、学生の学びを確保する取組みを行った。

これら本学の取組みについては、同年 9 月実施の学生満足度調査において、学生から 30 件を超える感謝のコメントが寄せられた。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「昭和音楽大学学則(以下、大学学則)」第 1 条 (目的) に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	「大学学則」第 5 条 (学部及び学科) に定めている。	1-2
第 87 条	○	「大学学則」第 8 条 (修業年限及び在学年限) に定め、遵守している。	3-1
第 88 条	○	修業年限の通算については、「大学学則」第 8 条 (修業年限及び在学年限)、第 17 条 (入学前の既修得単位等の認定)、第 30 条 (編入学・転入学) に定め、遵守している。	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	「大学学則」第 27 条(入学の資格)に定め、適正に受入れている。	2-1
第 92 条	○	「大学学則」第 42 条 (教職員) 及び「昭和音楽大学専任教員選考規程」に定め、遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、「大学学則」第 44 条 (教授会)、第 45 条 (教授会の構成)、第 46 条 (審議事項) 及び「昭和音楽大学教授会規程」で定め、遵守している。	4-1
第 104 条	○	「大学学則」第 25 条 (学位の授与)、「大学院規則」第 23 条 (学位の授与) 及び「昭和音楽大学学位規則」に定め、遵守している。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、「大学学則」第 2 条 (自己点検・評価)、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証の方針」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証委員会規程」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部点検評価委員会規程」に定め、その結果は本学ウェブサイト公開している。	6-2
第 113 条	○	「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に定め、本学ウェブサイトにて教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員については、「大学学則」第 42 条 (教職員)、第 69 条 (事務局) で定め、遵守している。 なお、事務組織・業務分掌については「東成学園事務組織及び業務分掌規程」で定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	「大学学則」第 30 条 (編入学・転入学)、「昭和音楽大学入学者選抜規程」に定め、遵守している。	2-1
第 132 条	○	「大学学則」第 30 条 (編入学・転入学)、「昭和音楽大学入学者選抜規程」に定め、遵守している。	2-1

昭和音楽大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	<p>各事項は「昭和音楽大学学則(以下、大学学則)」の下記の条に定め、遵守している。</p> <p>一 第 8 条 (修業年限及び在学年限)、第 9 条 (学年)、第 10 条 (学期)、第 11 条 (休業日)</p> <p>二 第 5 条 (学部及び学科)</p> <p>三 第 5 条 (学部及び学科)、第 10 条 (学期)、第 12 条 (開設授業科目及びその単位数) 及び別表</p> <p>四 第 18 条 (学修の評価)、第 20 条 (卒業の要件)、第 24 条 (卒業の認定)</p> <p>五 第 7 条 (収容定員)、第 42 条 (教職員)、第 69 条 (事務局)</p> <p>六 第 20 条 (卒業の要件)、第 24 条 (卒業の認定)、第 26 条 (入学の時期)、第 27 条 (入学の資格)、第 28 条 (入学志願の手続き)、第 29 条 (再入学)、第 30 条 (編入学・転入学)、第 31 条 (入学に関する手続き及び入学許可)、第 33 条 (退学)、第 34 条 (休学)、第 35 条 (休学の期間)、第 36 条 (復学)</p> <p>七 第 38 条 (入学金・授業料・施設費・その他の費用)、第 39 条 (退学等の場合の授業料・施設費)、第 40 条 (休学の場合の授業料・施設費)、第 41 条 (授業料・施設費の返還)、第 57 条 (専攻科: 入学金・授業料・施設費・その他の費用)、別表 6 及び 別表 7</p> <p>八 第 63 条 (表彰)、第 64 条 (罰則)</p> <p>九 第 70 条 (学生寮)</p> <p>なお、通信制の課程及び特別支援学校については該当なし。</p>	3-1 3-2
第 24 条	○	<p>学籍・成績の記録については大学の事務基幹システム(STEP)で管理し、必要な証明書等を発行できている。</p>	3-2
第 26 条 第 5 項	○	<p>「大学学則」第 64 条 (罰則)、「昭和音楽大学大学院規則」第 35 条 (罰則) 及び「昭和音楽大学学生の懲戒に関する規程」に定め、遵守している。</p>	4-1
第 28 条	○	<p>法令関係、学則、規程集、については総務課、職員の名簿等においては人事・給与課、学籍簿に関するものは学生課、指導要録・成績に関するものは教務課、入学者選抜に関するものは入試広報室、財務書類に関するものは財務・経理課にて保存している。</p> <p>また、保存期間については「学校法人東成学園文書保存規程」に定め、遵守している。</p>	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	—	該当なし	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1

昭和音楽大学

第 149 条	－	該当なし	3-1
第 150 条	○	「大学学則」第 27 条(入学の資格)に定め、適正に受け入れている。	2-1
第 151 条	－	該当なし	2-1
第 152 条	－	該当なし	2-1
第 153 条	－	該当なし	2-1
第 154 条	－	該当なし	2-1
第 161 条	○	「大学学則」第 8 条（修業年限及び在学年限）、「大学学則」第 30 条（編入学・転入学）、「昭和音楽大学入学者選抜規程」に定め、遵守している。	2-1
第 162 条	○	「大学学則」第 30 条（編入学・転入学）、「昭和音楽大学入学者選抜規程」に定め、適正に運用している。	2-1
第 163 条	○	「大学学則」第 9 条（学年）、第 10 条（学期）に定め、遵守している。	3-2
第 163 条の 2	－	該当なし	3-1
第 164 条	－	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえて、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定め、大学ホームページ及び履修要綱、学生募集要項にて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	項目設定及び実施体制については、「大学学則」第 2 条（自己点検・評価）、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証の方針」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証委員会規程」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部点検評価委員会規程」に定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に定め、本学ウェブサイトで、教育研究活動等の状況についての情報を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「大学学則」第 24 条（卒業の認定）に定め、遵守している。	3-1
第 178 条	○	「大学学則」第 30 条（編入学・転入学）、「昭和音楽大学入学者選抜規程」に定め、遵守している。	2-1
第 186 条	○	「大学学則」第 30 条（編入学・転入学）、「昭和音楽大学入学者選抜規程」に定め、遵守している。	2-1

昭和音楽大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	「昭和音楽大学学則(以下、大学学則)」第1条(目的)において大学の教育目的を定め、人材養成目的については第3条(教育研究上の目的の公表)に基づき、学科ごとに定め、履修要綱、教員便覧、本学ウェブサイト等に明記している。	1-1 1-2
第2条の2	○	「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部入試委員会規程」「昭和音楽大学入学者選抜規程」に定め、遵守している。	2-1
第2条の3	○	各委員会は教員及び事務職員により構成しており、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、教職協働体制を確立している。 また、「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、求める能力に教職協働を掲げ、教職員の連携体制の確保に努めている。	2-2
第3条	○	「大学学則」第1条(目的)を達成するため、「大学学則」第5条(学部及び学科)により1学部2学科で組織されている。 本学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織や教員数、施設・設備等については、大学設置基準を十分に満たしている。	1-2
第4条	○	「大学学則」第1条(目的)を達成するため、「大学学則」第5条(学部及び学科)により1学部2学科で組織されている。各学科は、専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第5条	—	該当なし	1-2
第6条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教員組織については、「大学学則」第42条(教職員)に定めており、エビデンス集(データ編)認証評価共通基礎データの教員組織に記載のとおり、適切に配置している。 なお、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。	3-2 4-2
第10条	○	主要授業科目は原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	実務経験を有する専任教員は、「大学学則」第45条(教授会の構成)により、教授会の構成員となっており、会議に参画している。また、「大学学則」第46条(審議事項)により、教育課程の編成等について責任を担うことを明確に規定している。	3-2

昭和音楽大学

第 11 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員は、他大学の専任教員を兼務しておらず、本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	本学の専任教員数は、大学設置基準が定める基準数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。選考方法については「昭和音楽大学学長選考規程」に定め、遵守している。	4-1
第 14 条	○	「昭和音楽大学専任教員選考規程」第 3 条（教授の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「昭和音楽大学専任教員選考規程」第 4 条（准教授の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「昭和音楽大学専任教員選考規程」第 5 条（専任講師の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「昭和音楽大学専任教員選考規程」第 6 条（助教の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「昭和音楽大学専任教員選考規程」第 7 条（助手の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 18 条	○	「大学学則」第 7 条（収容定員）に定め、遵守している。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針については、カリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程を編成している。授業科目については、「大学学則」第 12 条（開設授業科目及びその単位数）及び別表 1 に定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし	3-2
第 20 条	○	教育課程については、「大学学則」第 12 条（開設授業科目及びその単位数）に定め、適正に運用している。	3-2
第 21 条	○	「大学学則」第 19 条（単位の計算方法）に定め、遵守している。 なお、単位数を定めるうえでの授業時間外に必要な学修等については、履修要綱に詳細を記載し学生に明示している。	3-1
第 22 条	○	「大学学則」第 10 条（学期）に定めているほか、学事日程を作成し、年間 35 週以上を原則としている。	3-2
第 23 条	○	「大学学則」第 19 条（単位の計算方法）に定めた単位基準を満たすために、「大学学則」第 10 条（学期）に定めるとおり、1 学年を前期、後期に区分し、それぞれの授業期間は 15 週単位で実施している。 なお、単位数を定めるうえでの授業時間外に必要な学修等については、履修要綱に詳細を記載し学生に明示している。	3-2
第 24 条	○	教育課程委員会の下に時間割・シラバス作業部会を設置し、教育効果を十分に上げるため、授業科目に応じて履修者が適切な人数となるよう、時間	2-5

昭和音楽大学

		割を編成し、適正な人数で授業を行っている。	
第 25 条	○	「大学学則」第 19 条の 2 (授業の方法) に定め、適切に実施している各授業科目の実施方法についてはシラバスにより学生に示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	「大学学則」第 18 条 (学修の評価) に定め、各科目の授業方法・内容・年間の授業計画・評価基準について、シラバスにて学生にあらかじめ明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	「大学学則」第 4 条 (教育内容等の改善のための組織的な研修等) 及び「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 FD 研修に関する規程」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 FD 委員会規程」に定め、組織的な研修及び研究を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	「大学学則」第 15 条 (単位の認定)、第 18 条 (学修の評価)、第 19 条 (単位の計算方法) に定め、遵守している。	3-1
第 27 条の 2	○	「昭和音楽大学 履修規程」第 5 条 (履修登録単位数の上限) に定め、遵守している。上限を超えて履修することができる例外の条件については、履修要綱に明示している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	—	該当なし	3-1
第 29 条	○	「大学学則」第 16 条 (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等) に定め、遵守している。なお、認定条件については、履修要綱に詳細を記載し、学生に明示している。	3-1
第 30 条	○	「大学学則」第 17 条 (入学前の既修得単位等の認定) に定め、遵守している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	○	「大学学則」59 条 (科目等履修生) 及び「昭和音楽大学科目等履修生規程」に定め、遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	「大学学則」第 20 条 (卒業の要件) に定め、遵守している。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	敷地内に運動場を有している。	2-5
第 36 条	○	基準を満たす校舎等施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は、22,084.5 m ² であり、大学設置基準上必要な校地面積 11,600 m ² を十分満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、33905.6 m ² であり、大学設置基準上必要な校舎面積 9949.5 m ² を十分満たしている。	2-5
第 38 条	○	「大学学則」第 67 条 (図書館)、「昭和音楽大学附属図書館規程」及び「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部図書委員会規程」に定め、備えている。	2-5

昭和音楽大学

第 39 条	—	該当なし	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	○	学部又は学科の種類に応じた機械、器具等を備えている。 また楽器類については、調律や調整、温度・湿度の管理についても適切に実施している。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的達成及び環境整備に努め、教育研究経費の予算化を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	○	「大学学則」第 69 条（事務局）で定め、遵守している。 なお、事務組織・業務分掌について「東成学園事務組織及び業務分掌規程」で定めており、適切な体制が取られている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うため、「学生生活委員会」及び事務局学生課を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	教育課程においてキャリア科目を配置するとともに、「キャリアセンター」を設置し、学内の組織間の有機的な連携を図り、支援体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 SD 研修に関する規程」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 SD 研修実施方針」を定め、研修その他の取組を推進するとともに、学校全体での SD 研修会を毎年開催している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし	3-2
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 57 条	—	該当なし	1-2
第 58 条	—	該当なし	2-5
第 60 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

昭和音楽大学

学位規則

\	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「昭和音楽大学学則」第 25 条（学位の授与）及び「昭和音楽大学学位規則」に定め、遵守している。	3-1
第 10 条	○	「昭和音楽大学学位規則」第 2 条（学位の種類）に定めており、名称は適切である。	3-1
第 10 条の 2	-	該当なし	3-1
第 13 条	○	「昭和音楽大学学位規則」に定め、遵守している。改正時に文部科学省へ報告している。	3-1

私立学校法

\	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「昭和音楽大学学則(以下、大学学則)」第 2 条（自己点検・評価）、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証の方針」及び「学校法人東成学園 内部監査規程」に基づき、法人の運営及び大学の教育研究に関する諸活動について、自己点検評価を行い改善に努めている。 また、「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に基づき各種情報を本学ウェブサイトにおいて公開し、透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	「学校法人東成学園寄附行為（以下、寄附行為）」第 7 条（監事の選任）において、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任すると定めるとともに、「学校法人東成学園利益相反マネジメント規程」を定め、遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に定め、遵守している。 なお、「寄附行為」は本学ウェブサイトにおいて公開している。	5-1
第 35 条	○	「寄附行為」第 5 条（役員）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、民法の委任に関する規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「寄附行為」第 18 条（理事会）に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	「寄附行為」第 11 条（理事長の職務）、第 12 条（常務理事の職務）、第 14 条（理事長職務の代理等）、第 15 条（監事の職務）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	「寄附行為」第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）、第 10 条（役員の解任及び退任）に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 7 条（監事の選任）に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	○	「寄附行為」第 9 条（役員の補充）に定め、遵守している。	5-2

昭和音楽大学

第 41 条	○	「寄附行為」第 21 条（評議員会）に定め、遵守している。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 23 条（諮問事項）に定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 24 条（評議員会の意見具申等）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 25 条（評議員の選任）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	<p>役員为学校法人に対する損害賠償責任については、法の規定に従い、適正に運用している。</p> <p>私立学校法第 40 条 5 に規定される利益相反取引については、法の規定に従い、理事会において重要な事実を開示し、該当役員が議事に参加しない形で承認の審議をし、併せて挙手による各役員賛否を記録し、責任あるものを明確にしたうえで取引を実施している。利益相反取引により大学に損害が発生した事例は無いが、発生した場合は、法令により責任を負う役員に損害額を請求することとなるが、「寄附行為」第 16 条（責任の免除）の規定により、法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができることとしている。</p> <p>また、「寄附行為」第 17 条（責任限定契約）の規定に則り、常勤以外の役員と責任限定契約を締結している。</p> <p>さらに、法令に則り、役員賠償責任保険に加入し、賠償事案発生時の賠償額が適切に弁済されるよう対応している。</p>	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	<p>役員第三者に対する損害賠償責任については、法の規定に従い、適正に運用している。</p> <p>私立学校法第 40 条 5 に規定される利益相反取引については、法の規定に従い、理事会において重要な事実を開示し、該当役員が議事に参加しない形で承認の審議をし、併せて挙手による各役員賛否を記録し、責任あるものを明確にしたうえで取引を実施している。利益相反取引により大学に損害が発生した事例は無いが、発生した場合は、法令により責任を負う役員に損害額を請求することとなるが、「寄附行為」第 16 条（責任の免除）の規定により、法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができることとしている。</p> <p>また、「寄附行為」第 17 条（責任限定契約）の規定に則り、常勤以外の役員と責任限定契約を締結している。</p> <p>さらに、法令に則り、役員賠償責任保険に加入し、賠償事案発生時の賠償額が適切に弁済されるよう対応している。</p>	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	<p>役員連帯責任については、法の規定に従い、適正に運用している。</p> <p>また、「寄附行為」第 17 条（責任限定契約）の規定に則り、常勤以外の役員と責任限定契約を締結している。</p> <p>私立学校法第 40 条 5 に規定される利益相反取引については、法の規定に従い、理事会において重要な事実を開示し、該当役員が議事に参加しない形で承認の審議をし、併せて挙手による各役員賛否を記録し、責任あるものを明確にしたうえで取引を実施している。利益相反取引により大学に</p>	5-2 5-3

昭和音楽大学

		損害が発生した事例は無いが、発生した場合は、法令により責任を負う役員に損害額を請求することとなるが、「寄附行為」第 16 条（責任の免除）の規定により、法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができることとしている。 また、「寄附行為」第 17 条（責任限定契約）の規定に則り、常勤以外の役員と責任限定契約を締結している。 さらに、法令に則り、役員賠償責任保険に加入し、賠償事案発生時の賠償額が適切に弁済されるよう対応している。	
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定を該当の字句に読み替えて準用し、遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄附行為」第 45 条（寄附行為の変更）に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為」第 34 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）を定め、これに基づき「学校法人東成学園中長期計画 2020-2024」を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 36 条（決算及び実績の報告）に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 37 条（財産目録等の備付け及び閲覧）、第 38 条（情報の公表）に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第 39 条（役員の報酬）、「役員報酬規程」に定め、遵守している。また、報酬等の支給の基準については、法人の財務状況、社会の水準等を踏まえて適切に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「寄附行為」第 41 条（会計年度）及び「学校法人東成学園経理規程第 5 条」に定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に定め、本学ウェブサイトで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	「昭和音楽大学大学院規則（以下、大学院規則）」第 2 条（目的）に定め、遵守している。	1-1
第 100 条	○	「大学院規則」第 6 条（研究科及び専攻）に定め、遵守している。	1-2
第 102 条	○	「大学院規則」第 25 条（入学の資格）に定め、適正に受け入れている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院の入学資格については、「昭和音楽大学大学院規則（以下、大学院規則）」第 25 条（入学の資格）に定め、適正に受け入れている。 なお、専攻科の入学資格については、「昭和音楽大学学則」第 56 条（入学	2-1

昭和音楽大学

		することのできる者) に定め、適正に受入れている。	
第 156 条	○	大学院規則第 25 条 (入学の資格) に定め、適正に受入れている。	2-1
第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学院設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	「昭和音楽大学大学院規則 (以下、大学院規則)」第 2 条 (目的) において教育研究上の目的を定め、遵守している。人材養成目的は課程・専攻ごとに定め、履修要綱及び本学ホームページにおいて公表している	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部入試委員会規程」「昭和音楽大学入学者選抜規程」に定め、遵守している。	2-1
第 1 条の 4	○	各委員会は教員及び事務職員により構成しており、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、教職協働体制を確立している。 また、「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、求める能力に教職協働を掲げ、教職員の連携体制の確保に努めている。	2-2
第 2 条	○	「大学院規則」第 5 条 (課程) に定め、遵守している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	○	「大学院規則」第 5 条 (課程)、第 16 条 (修業年限及び在学年限) に定め、遵守している。	1-2
第 4 条	○	「大学院規則」第 5 条 (課程)、第 16 条 (修業年限及び在学年限) に定め、遵守している。	1-2
第 5 条	○	「大学院規則」第 6 条 (研究科及び専攻) に定め、教員はエビデンス集 (データ編) 認証評価共通基礎データの教員組織に記載のとおり、適切に配置している。	1-2
第 6 条	○	「大学院規則」第 6 条 (研究科及び専攻) に定め、適正に運用している。	1-2
第 7 条	○	「大学院規則」第 2 条 (目的) に定めたとおり、本学学部 (音楽学部) と研究科 (音楽研究科) は同じ音楽分野の課程であり、適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-2 3-2

昭和音楽大学

			4-2
第 8 条	○	教員組織については、「大学院規則」第 9 条（教員組織）に定めており、教員については、エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データの教員組織に記載のとおり、適切に配置している。	3-2 4-2
第 9 条	○	教員の資格については、「昭和音楽大学専任教員選考規程」第 8 条（修士課程の担当教員の資格）、第 9 条（博士後期課程の担当教員の資格）に定めており、エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データの教員組織に記載のとおり、適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	「大学院規則」第 7 条（収容定員）に定め、遵守している。	2-1
第 11 条	○	「大学院規則」第 10 条（開設授業科目及びその単位数）、第 11 条（履修届及び研究計画の届出）、別表 1 及び別表 2 に定め、体系的な教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	授業及び研究指導については、「大学院規則」第 10 条（開設授業科目及びその単位数）に定め、別表 1 及び 2 に定める授業科目を配置し、適切に実施している。	2-2 3-2
第 13 条	○	「大学院規則」第 9 条（教員組織）の定めにより、研究科において授業及び研究指導を担当する教員は、教授、准教授、講師及び助教をもって充てることとしている。なお、教員の資格については、「昭和音楽大学専任教員選考規程」第 8 条（修士課程の担当教員の資格）、第 9 条（博士後期課程の担当教員の資格）に定め、遵守している。	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし	3-2
第 14 条の 2	○	「大学院規則」別表に授業科目を定め、授業及び研究指導の方法・内容・年間の授業計画・評価基準については、シラバスにて学生にあらかじめ明示している。 学位論文に係る評価並びに修了の認定については、「大学院規則」第 17 条（課程の修了要件）、第 19 条（審査及び試験）、「大学院学位規則」第 4 条（課程修了の認定）、第 7 条（論文等の審査）に定め、履修要綱ならびにポータルサイトにおいて学生にあらかじめ明示している。さらに、博士論文並びに修士論文等の審査基準を定め、ポータルサイトにおいて学生に明示している。	3-1
第 14 条の 3	○	「大学院規則」第 4 条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）及び「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 FD 研修に関する規程」「昭和音楽大学大学院音楽研究科 FD 委員会規程」に定め、毎年度、計画的に FD 研修を実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	「大学院規則」第 10 条（開設授業科目及びその単位数）、第 15 条（単位の計算法）、第 15 条 2（授業の方法）、第 12 条（他の大学院等における授業科目の履修等）、第 13 条（入学前の既修得単位の認定）に定め、遵守している。 また、「大学院規則」第 40 条（雑則）の規定により『この規則に定めてい	2-2 2-5 3-1 3-2

昭和音楽大学

		ない事項については、昭和音楽大学学則による』こととしており、適正に運用している。	
第 16 条	○	「大学院規則」第 17 条（課程の修了要件）に定め、遵守している。	3-1
第 17 条	○	「大学院規則」第 17 条（課程の修了要件）に定め、遵守している。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備え、一部を学部と共用している。	2-5
第 20 条	○	研究科又は専攻の種類に応じた機械、器具等を備えている。 また楽器類については、調律や調整、温度・湿度の管理についても適切に実施している。	2-5
第 21 条	○	「大学学則」第 67 条（図書館）、「昭和音楽大学附属図書館規程」及び「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部図書委員会規程」に定め、備えている。	2-5
第 22 条	○	基礎となる学部の教育研究に支障がでない範囲で、施設・設備等を共用している。	2-5
第 22 条の 2	－	該当なし	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的達成及び環境整備に努め、教育研究経費の予算化を行っている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的にふさわしい名称であり適当である。	1-1
第 23 条	－	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	－	該当なし	2-5
第 25 条	－	該当なし	3-2
第 26 条	－	該当なし	3-2
第 27 条	－	該当なし	3-2 4-2
第 28 条	－	該当なし	2-2 3-1 3-2
第 29 条	－	該当なし	2-5
第 30 条	－	該当なし	2-2 3-2
第 30 条の 2	－	該当なし	3-2
第 31 条	－	該当なし	3-2
第 32 条	－	該当なし	3-1
第 33 条	－	該当なし	3-1
第 34 条	－	該当なし	2-5
第 34 条の 2	－	該当なし	3-2
第 34 条の 3	－	該当なし	4-2

昭和音楽大学

第 42 条	○	事務組織については「東成学園事務組織及び業務分掌規程」で定め、適切な体制が取られている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	学識を教授するために必要な能力を培うための機会として、シニア・ティーチング・アシスタントとして採用する機会を設けて教育指導能力の育成に努めており、ポータルサイトにおいて学生に情報提供を行っている。 また、採用にあたっては「昭和音楽大学ティーチング・アシスタント規程」を定め、適正に運用している。	2-3
第 42 条の 3	○	授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用ならびに経済的負担軽減のための奨学金制度、特待生制度については、学生募集要項に明示するとともに大学ホームページにて公開している。	2-4
第 43 条	○	「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 SD 研修に関する規程」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 SD 研修実施方針」を定め、研修その他の取組を推進するとともに、学校全体での SD 研修会を毎年開催している。	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1

昭和音楽大学

第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

昭和音楽大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	「昭和音楽大学大学院規則（以下、大学院規則）」第23条（学位の授与）及び「昭和音楽大学学位規則」第3条(学位授与の要件)に定め、遵守している。	3-1
第4条	○	「大学院規則」第23条（学位の授与）、「昭和音楽大学学位規則」第3条(学位授与の要件)及び「昭和音楽大学大学院博士後期課程満期退学者の学位の取り扱い等に関する規程」に定め、遵守している。	3-1
第5条	○	「大学院規則」第19条（審査及び試験）に定め、適正に運用している。	3-1
第12条	○	「昭和音楽大学学位規則」第18条（博士の学位授与の報告）に定め、遵守している。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	「学校法人東成学園寄附行為」	
【資料 F-2】	大学案内	
	『Guide Book 2022』	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	「昭和音楽大学学則」	【資料 F-3-1】
	「昭和音楽大学大学院規則」	【資料 F-3-2】
	「昭和音楽大学学位規則」	【資料 F-3-3】
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『令和3年度入学試験要項（昭和音楽大学）』	【資料 F-4-1】
	『令和3年度入学試験要項 指定校推薦入試（昭和音楽大学）』	【資料 F-4-2】
	『令和3年度オンライン式入学試験要項（昭和音楽大学）』	【資料 F-4-3】
	『令和3年度学生募集要項（昭和音楽大学編・転入学、音楽専攻科、研究生）』	【資料 F-4-4】
	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）学生募集要項』	【資料 F-4-5】
	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）学生募集要項』	【資料 F-4-6】
『令和3年度学生募集要項（外国人留学生）』	【資料 F-4-7】	
【資料 F-5】	学生便覧	
	「2021 学生便覧」	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和3年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成2年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	『Guide Book 2022』裏表紙、P66-P67、アクセスマップ	【資料 F-2】と同じ 【資料 F-5】と同じ 【資料 F-8-3】
	「2021 学生便覧」P74-83（教室配置図）	
	「2021年度 教員便覧」（校内案内図・避難経路）	
P14-1-P14-9		
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人東成学園規程集目次	【資料 F-9-1】
	学校法人東成学園規程集（電子データ）	【資料 F-9-2】
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和2年度 理事・評議員・監事一覧	【資料 F-10-1】
	令和2年度 理事会の開催状況	【資料 F-10-2】
	令和2年度 評議員会の開催状況	【資料 F-10-3】
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	決算等の計算書類（過去5年間）	【資料 F-11-1】
	監事監査報告書（過去5年間）	【資料 F-11-2】
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』	【資料 F-12-1】
	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』	【資料 F-12-2】
	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）履修要綱』	【資料 F-12-3】

昭和音楽大学

	『令和3年度 履修登録に関する注意事項』 2021年度シラバス（電子データ）	【資料 F-12-4】 【資料 F-12-5】
【資料 F-13-1】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 3つのポリシー	
【資料 F-14-1】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15-1】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 平成30年度改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	「学校法人東成学園寄附行為」	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	「昭和音楽大学学則」	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 1-1-3】	「昭和音楽大学大学院規則」	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 1-1-4】	『Guide Book 2022』	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	学則検討会議録(平成20年12月8日)	
【資料 1-1-6】	「ディプロマ・サプリメント」に関する資料	
【資料 1-1-7】	ウェブサイト（社会・地域との連携）	
【資料 1-1-8】	『特待生・奨学金制度のご案内』	
【資料 1-1-9】	令和2年度私立大学等改革総合支援事業タイプ1 選定結果	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	「昭和音楽大学学則」	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 1-2-2】	「2021年度 教員便覧」（建学の精神・教育方針） P1-13	【資料 F-8-3】と同じ
【資料 1-2-3】	「2021 学生便覧」（建学の精神・教育目的） P1-4	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 1-2-5】	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 1-2-6】	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）履修要綱』	【資料 F-12-3】と同じ
【資料 1-2-7】	『学校法人東成学園の活動（2021年度版）』	
【資料 1-2-8】	『東成学園80年史』	
【資料 1-2-9】	『Guide Book 2022』	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-10】	ウェブサイト（教育方針・ポリシー・学修成果）	
【資料 1-2-11】	「学校法人東成学園 中長期計画2020-2024」	
【資料 1-2-12】	学園組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	『令和3年度入学試験要項（昭和音楽大学）』	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-2】	『令和3年度入学試験要項 指定校推薦入試（昭和音楽大学）』	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-3】	『令和3年度学生募集要項（昭和音楽大学編入学、音楽専攻科、研究生、音楽専攻科外国人留学生、研究生外国人留学生）』	【資料 F-4-4】と同じ
【資料 2-1-4】	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）学生募集要項』	【資料 F-4-5】と同じ
【資料 2-1-5】	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）学生募集要項』	【資料 F-4-6】と同じ

昭和音楽大学

【資料 2-1-6】	ウェブサイト（修学に関する情報）	
【資料 2-1-7】	学力の3要素の評価方法やコース別の試験科目の配点	
【資料 2-1-8】	「入試委員会規程」	
【資料 2-1-9】	「アドミッションセンター規程」	
【資料 2-1-10】	「入学者選抜規程」	
【資料 2-1-11】	令和3年度入学試験 出題委員・採点委員一覧	
【資料 2-1-12】	入学試験監督者・係員マニュアル	
【資料 2-1-13】	「入学前教育」のお知らせ	
【資料 2-1-14】	高大連携校の協定書・学習計画書	
【資料 2-1-15】	ウェブサイト（令和3年度オンライン式入学試験要項（昭和音楽大学））	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-16】	発声を伴う実技試験における感染防止対策について	
【資料 2-1-17】	「私立大学・短期大学等入学志願動向（博士課程及び博士後期課程）」	
【資料 2-1-18】	『Guide Book 2022』	【資料 F-2】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学園組織図	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 2-2-2】	令和3年度教学運営組織等構成員	
【資料 2-2-3】	「教育課程委員会規程」	
【資料 2-2-4】	「海外研修委員会規程」	
【資料 2-2-5】	「演奏委員会規程」	
【資料 2-2-6】	「キャリアセンター規程」	
【資料 2-2-7】	「図書委員会規程」	
【資料 2-2-8】	「学生生活委員会規程」	
【資料 2-2-9】	「クラス制に関する規程」	
【資料 2-2-10】	2021年度オリエンテーション資料	
【資料 2-2-11】	『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 2-2-12】	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 2-2-13】	『令和3年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）履修要綱』	【資料 F-12-3】と同じ
【資料 2-2-14】	『令和3年度 履修登録に関する注意事項』	【資料 F-12-4】と同じ
【資料 2-2-15】	「2021 学生便覧」（障害学修支援ページ）p71	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-16】	「2021 学生便覧」（学修さぽーとページ）p40	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-17】	「ティーチング・アシスタント規程」	
【資料 2-2-18】	「ティーチング・アシスタント(TA)の仕事についてのガイドライン」（学生用・教員用）	
【資料 2-2-19】	「リサーチ・アシスタント規程」	
【資料 2-2-20】	「昭和音楽大学助手の職務に関する規程」	
【資料 2-2-21】	出席状況調査の実施に関する資料	
【資料 2-2-22】	「退学防止プロジェクト」の継続について	
【資料 2-2-23】	「2021 学生便覧」（学生相談室ページ）P41	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-24】	『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 2-2-25】	外国語科目 後期補習授業のお知らせ	
【資料 2-2-26】	英語ホンキ講座に係る資料	
【資料 2-2-27】	転科・転コース制度に関するお知らせ	
【資料 2-2-28】	「基礎ゼミ」シラバス	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	「キャリアセンター規程」	【資料 2-2-6】と同じ

昭和音楽大学

【資料 2-3-2】	『令和 3 年度昭和音楽大学 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 2-3-3】	『令和 2 年度 インターンシップ報告書』	
【資料 2-3-4】	ウェブサイト (ポートフォリオシステム)	
【資料 2-3-5】	「進路意識調査」についての資料	
【資料 2-3-6】	資格課程の取得状況一覧	
【資料 2-3-7】	「小学校教員養成特別プログラムに関する協定書」	
【資料 2-3-8】	舞台スタッフ・音楽療法コースの専門資格取得者状況	
【資料 2-3-9】	カワイピアノグレード (演奏・指導) の資格認定制度	
【資料 2-3-10】	保育士資格試験受講者数	
【資料 2-3-11】	『音楽とかかわる仕事』 (キャリアサポートガイドブック)	
【資料 2-3-12】	『キャリアサポート GUIDE BOOK 保護者の皆さまへ』 (キャリアサポートガイドブック)	
【資料 2-3-13】	『採用ご担当の皆さまへ 音楽で育んだチカラが社会を動かす』 (キャリアサポートガイドブック)	
【資料 2-3-14】	ウェブサイト (キャリア支援講座・説明会スケジュール)	
【資料 2-3-15】	ウェブサイト (昭和音楽大学生・短大生のための就職情報 ネット)	
【資料 2-3-16】	ウェブサイト (求人システム・就職情報サイトリンク)	
【資料 2-3-17】	ウェブサイト (図書館ページ (就職支援・キャリアサポート))	
【資料 2-3-18】	「調べよう、見つけよう!! 「昭和音大生のためのキャリアフ ェア」」関係資料	
【資料 2-3-19】	「内定報告書 (様式)」	
【資料 2-3-20】	「社会人の学び直しニーズに関するアンケート (旧学修ニーズ 調査)」	
【資料 2-3-21】	「学修成果に関するアンケート (過年度卒業生対象)」	
【資料 2-3-22】	「進路決定状況調査」	
【資料 2-3-23】	学外有識者会議議事録(2020 年 10 月 29 日)	
【資料 2-3-24】	オーケストラ研究員の進路	
【資料 2-3-25】	「SHOWA ミュージック・カフェ」	
【資料 2-3-26】	ポートフォリオ・研究計画書・執筆計画書の作成について (修 士課程)	
【資料 2-3-27】	株式会社プレルレーディオ会社パンフレット	
【資料 2-3-28】	下八川圭祐基金の募集案内	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	「学生生活委員会規程」	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-4-2】	「留学生委員会規程」	
【資料 2-4-3】	学生相談室、医務室等の利用件数	
【資料 2-4-4】	「クラス制に関する規程」	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-5】	『Guide Book 2022』	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-6】	『特待生・奨学金制度のご案内』	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 2-4-7】	「学費支援奨学金規程」	
【資料 2-4-8】	「学費支援奨学金選考基準細則」	
【資料 2-4-9】	「学校法人東成学園貸与奨学金規程」	
【資料 2-4-10】	「学校法人東成学園応急貸与奨学金規程」	
【資料 2-4-11】	「外国人留学生奨学金規程」	
【資料 2-4-12】	「外国人留学生選考基準細則」	
【資料 2-4-13】	「学生等の兄弟姉妹等の入学に係る学費減免規程」	
【資料 2-4-14】	「学生・卒業生等の諸入学に係る入学金減免規程」	
【資料 2-4-15】	「附属音楽・バレエ教室在籍者の入学に係る学費減免規程」	
【資料 2-4-16】	「附属音楽・バレエ教室納付金減免措置に関する規程」	

昭和音楽大学

【資料 2-4-17】	「2021 学生便覧」(支援・学外奨学金ページ) P36-P37	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-18】	「2021 学生便覧」(学生会ページ) P53-P54	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-19】	『2019年度 昭和音大祭プログラム』	
【資料 2-4-20】	「2021 学生便覧」(保健室ページ) P42-P44	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-21】	「2021 学生便覧」(健康管理ページ) P45	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-22】	100円朝食に関する資料	
【資料 2-4-23】	「2021 学生便覧」(学生保険ページ) P63	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-24】	「2021 学生便覧」(学生相談室ページ) P41	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-25】	学寮説明会資料	
【資料 2-4-26】	「2021 学生便覧」(学外での留意事項ページ) P57	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-27】	「2021 学生便覧」(SNS・インターネットでの注意事項ページ) P59-P60	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-28】	ウェブサイト(緊急奨学給付金支給に関するお知らせ)	
【資料 2-4-29】	ウェブサイト(学費納入期限等手続きの延長のお知らせ)	
【資料 2-4-30】	200円夕食の提供のお知らせ	
【資料 2-4-31】	2020年度 教科書販売の体制について	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地・校舎等の面積	【データ編表共通基礎データ】と同じ
【資料 2-5-2】	帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書	
【資料 2-5-3】	災害等の発生に伴う施設使用に関する協定書	
【資料 2-5-4】	「学校法人東成学園「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」使用規程」	
【資料 2-5-5】	「学校法人東成学園「ユリホール」使用規程」	
【資料 2-5-6】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	【データ編表共通基礎データ】と同じ
【資料 2-5-7】	情報センター等の状況	【データ編表 2-12】と同じ
【資料 2-5-8】	閲覧座席数	【データ編表共通基礎データ】と同じ
【資料 2-5-9】	図書館・図書資料等	【データ編表共通基礎データ】と同じ
【資料 2-5-10】	『Library User's Guide』	
【資料 2-5-11】	ウェブサイト(図書館ページ(トップ))	
【資料 2-5-12】	≪ドン・ジョヴァンニ≫写真展チラシ	
【資料 2-5-13】	海外出版社のセミナーチラシ	
【資料 2-5-14】	キャリアフェアチラシ	
【資料 2-5-15】	『OPAC 操作の手引き』	
【資料 2-5-16】	『データベースの案内』	
【資料 2-5-17】	図書館のコロナウイルス感染防止対策	
【資料 2-5-18】	大学院生アルバイトに係る資料	
【資料 2-5-19】	ライブラリー・サポーターに係る資料	
【資料 2-5-20】	「情報サービス演習Ⅱ」に係る資料	
【資料 2-5-21】	イタリア研修所に係る資料	
【資料 2-5-22】	バリアフリーに関する資料	
【資料 2-5-23】	クラスサイズに関する資料	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和2年度「学生満足度調査」	
【資料 2-6-2】	「学生の代表者との合同点検評価委員会」議事録	
【資料 2-6-3】	「2021 学生便覧」(学生相談室・保健室等ページ) P41-P44	【資料 F-5】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	『令和 3 年度昭和音楽大学 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 3-1-2】	『令和 3 年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 3-1-3】	『令和 3 年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）履修要綱』	【資料 F-12-3】と同じ
【資料 3-1-4】	「ディプロマ・サプリメント」に関する資料	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-1-5】	ウェブサイト（修学に関する情報）	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 3-1-6】	「昭和音楽大学学則」	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 3-1-7】	「昭和音楽大学大学院規則」	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 3-1-8】	「履修規程」	
【資料 3-1-9】	「昭和音楽大学学位規則」	【資料 F-3-3】と同じ
【資料 3-1-10】	学位審査及びスケジュール（修士課程・博士後期課程）	
【資料 3-1-11】	ウェブサイト（修学に関する情報）	【資料 2-1-6】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	『令和 3 年度昭和音楽大学 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 3-2-2】	『令和 3 年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）履修要綱』	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 3-2-3】	『令和 3 年度昭和音楽大学大学院音楽研究科（博士後期課程）履修要綱』	【資料 F-12-3】と同じ
【資料 3-2-4】	ウェブサイト（修学に関する情報）	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 3-2-5】	「カリキュラムツリー」	
【資料 3-2-6】	「シラバス執筆要項」	
【資料 3-2-7】	科目ナンバリングに関する資料	
【資料 3-2-8】	ウェブサイト（2021 年度シラバス）	
【資料 3-2-9】	「基礎ゼミ」シラバス	【資料 2-2-28】と同じ
【資料 3-2-10】	「芸術特別研究 I・II」シラバス	
【資料 3-2-11】	「部会規程」	
【資料 3-2-12】	クラスサイズに関する資料	【資料 2-5-23】と同じ
【資料 3-2-13】	「ソルフェージュ」シラバス	
【資料 3-2-14】	「ハーモニー演習」シラバス	
【資料 3-2-15】	「音楽基礎演習」シラバス	
【資料 3-2-16】	「音楽教養基礎」シラバス	
【資料 3-2-17】	「総合ソルフェージュ」シラバス	
【資料 3-2-18】	「音楽活動研究」シラバス	
【資料 3-2-19】	「フィールドインターンシップ」シラバス	
【資料 3-2-20】	「企画制作演習」シラバス	
【資料 3-2-21】	「公演実習」シラバス	
【資料 3-2-22】	「施設実習」シラバス	
【資料 3-2-23】	「オペラ演習」シラバス	
【資料 3-2-24】	「ミュージカル実習」シラバス	
【資料 3-2-25】	「バレエ演習」シラバス	
【資料 3-2-26】	「ライブビジネスと社会」シラバス	
【資料 3-2-27】	「楽演祭」パンフレット	
【資料 3-2-28】	「ミュージカル・イン・イングリッシュ」シラバス	
【資料 3-2-29】	「オペラ特別演習」シラバス	

昭和音楽大学

【資料 3-2-30】	「合奏特別演習」シラバス	
【資料 3-2-31】	「音楽芸術運営特別演習」シラバス	
【資料 3-2-32】	「学外実習研究」シラバス	
【資料 3-2-33】	「音楽と学術研究特講」シラバス	
【資料 3-2-34】	遠隔授業関連資料	
【資料 3-2-35】	メディア授業科目について	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和2年度「新入生アンケート」	
【資料 3-3-2】	令和2年度「学修に関する実態アンケート」	
【資料 3-3-3】	令和2年度「学生満足度調査」	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-4】	令和2年度「学生による授業評価アンケート」	
【資料 3-3-5】	令和2年度「学修成果に関するアンケート(卒業年次生対象)」	
【資料 3-3-6】	「進路意識調査」	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 3-3-7】	「進路決定状況調査」	【資料 2-3-22】と同じ
【資料 3-3-8】	「学生の代表者との合同点検評価委員会」議事録	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-9】	「自己点検・評価に関する学外有識者会議」議事録	
【資料 3-3-10】	「学修成果に関する学外有識者会議」議事録	
【資料 3-3-11】	「社会人の学び直しニーズに関するアンケート(旧学修ニーズ調査)」	【資料 2-3-20】と同じ
【資料 3-3-12】	令和2年度「学修成果に関するアンケート(過年度卒業生対象)」	【資料 2-3-21】と同じ
【資料 3-3-13】	「卒業者の就業状況調査」	
【資料 3-3-14】	令和2年度 実技試験における所見フィードバック及びプレゼンテーション実施	
【資料 3-3-15】	「所見フィードバック及びプレゼンテーションに関するアンケート」	
【資料 3-3-16】	資格課程の取得状況一覧	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 3-3-17】	舞台スタッフ・音楽療法コースの専門資格取得者状況	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 3-3-18】	『令和3年度昭和音楽大学 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 3-3-19】	「入試区分別追跡調査」目次	

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	「昭和音楽大学学則」	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 4-1-2】	「昭和音楽大学大学院規則」	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 4-1-3】	「学園運営委員会規程」	
【資料 4-1-4】	「内部質保証委員会規程」	
【資料 4-1-5】	「点検評価委員会規程」	
【資料 4-1-6】	「学長諮問委員会規程」	
【資料 4-1-7】	「昭和音楽大学学長補佐に関する規程」	
【資料 4-1-8】	「教授会規程」	
【資料 4-1-9】	「大学院研究科委員会規程」	
【資料 4-1-10】	「部会規程」	【資料 3-2-11】と同じ
【資料 4-1-11】	「東成学園事務組織及び業務分掌規程」	
【資料 4-1-12】	令和3年度教学組織構成員	
【資料 4-1-13】	令和3年度教学運営組織等構成員	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-14】	2021年度教授会構成員	
【資料 4-1-15】	内部質保証のPDCAサイクル図	

昭和音楽大学

4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	専任教員数	【データ編共通基礎データ】と同じ
【資料 4-2-2】	「専任教員選考規程」	
【資料 4-2-3】	「教員業績評価委員会規程」	
【資料 4-2-4】	「学校法人東成学園 人材育成の方針」	
【資料 4-2-5】	「FD 研修に関する規程」	
【資料 4-2-6】	「FD 委員会規程」	
【資料 4-2-7】	令和 2 年度 FD 全体研修会資料	
【資料 4-2-8】	令和 3 年度 FD 全体研修会資料	
【資料 4-2-9】	令和 3 年度 FD 年間テーマ	
【資料 4-2-10】	FD 参加報告書様式	
【資料 4-2-11】	令和 2 年度 FD 活動一覧	
【資料 4-2-12】	2020 年の教員業績評価及びティーチング・ポートフォリオ	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	「学校法人東成学園 人材育成の方針」	【資料 4-2-4】と同じ
【資料 4-3-2】	「SD 研修実施方針」	
【資料 4-3-3】	「SD 研修に関する規程」	
【資料 4-3-4】	令和 2 年度 SD 研修会資料	
【資料 4-3-5】	「令和 2 年度 SD セミナー Quon Academy」参加者及び参加内容一覧	
【資料 4-3-6】	令和 2 年度 私学事業団等参加状況一覧	
【資料 4-3-7】	「人事考課規程」	
【資料 4-3-8】	「自己申告書」シート	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	「専任教員の勤務に関する規程」	
【資料 4-4-2】	令和 3 年度研究所構成員	
【資料 4-4-3】	「オペラ研究所規程」	
【資料 4-4-4】	『日本のオペラ年鑑』	
【資料 4-4-5】	『オペラ創作人材育成事業 報告書』	
【資料 4-4-6】	ウェブサイト（「オペラ情報センター」）	
【資料 4-4-7】	「バレエ研究所規程」	
【資料 4-4-8】	『バレエ教育現場との連携による日本におけるバレエ教育システムに関する研究』	
【資料 4-4-9】	ウェブサイト（「バレエアーカイブ」）	
【資料 4-4-10】	『バレエ情報センター機能の構築』プロジェクト関連資料	
【資料 4-4-11】	『日本におけるバランシン』関連資料	
【資料 4-4-12】	「バレエ教育に関する全国調査」基本結果	
【資料 4-4-13】	「舞台芸術政策研究所規程」	
【資料 4-4-14】	ウェブサイト（川崎市スポーツ・文化総合センター事業）	
【資料 4-4-15】	「イングランド及びスコットランドにおける文化芸術活動に対する助成システム等に関する実態調査」報告書	
【資料 4-4-16】	「日本音楽芸術マネジメント学会規約」	
【資料 4-4-17】	「歌曲研究所規程」	
【資料 4-4-18】	『高校生のための歌曲コンクール応募要項』2020 年度開催分	
【資料 4-4-19】	「アートマネジメント研究所規程」	
【資料 4-4-20】	『音楽芸術運営研究 2020』	
【資料 4-4-21】	「音楽療法研究所規程」	
【資料 4-4-22】	『音楽療法研究 2020』	

昭和音楽大学

【資料 4-4-23】	令和 2 年度神奈川県・昭和音楽大学協働事業「高齢者施設音楽療法活用事業」目次	
【資料 4-4-24】	「音楽療法ディベロップメント事業」	
【資料 4-4-25】	「音楽教育研究所規程」	
【資料 4-4-26】	令和 2 年度「推薦音楽会」出演者募集のお知らせ	
【資料 4-4-27】	「ピリオド音楽研究所規程」	
【資料 4-4-28】	「ピリオド音楽研究所公開講座」第 27 回開催案内	
【資料 4-4-29】	「科学研究費補助金事務取扱規程」	
【資料 4-4-30】	「公的研究費取扱規程」	
【資料 4-4-31】	「公的研究費内部監査実施要領」	
【資料 4-4-32】	「公的研究費の不正防止に関する基本方針」	
【資料 4-4-33】	「公的研究費不正防止計画」	
【資料 4-4-34】	「公的研究費の使用に関する行動規範」	
【資料 4-4-35】	「研究倫理委員会規程」	
【資料 4-4-36】	「研究倫理規程」	
【資料 4-4-37】	「研究倫理規程」	
【資料 4-4-38】	「研究成果有体物取扱規程」	
【資料 4-4-39】	「個人情報の保護に関する規定」	
【資料 4-4-40】	令和 2 年度 FD 全体研修会資料	【資料 4-2-7】と同じ
【資料 4-4-41】	「教員個人研究費規程」	
【資料 4-4-42】	「研究論文刊行促進費規程」	
【資料 4-4-43】	「2021 年度教員個人研究費ハンドブック」	
【資料 4-4-44】	「共同研究費規程」	
【資料 4-4-45】	「研究紀要規程」	
【資料 4-4-46】	『研究紀要（令和 2 年度）』目次	
【資料 4-4-47】	「教育職員研究発表規程」	
【資料 4-4-48】	「研究員研究発表規程」	
【資料 4-4-49】	「学長裁量経費規程」	
【資料 4-4-50】	2021 年度 教育改革に対する取組の募集について	
【資料 4-4-51】	「専任教員海外研修派遣規程」	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	「学校法人東成学園寄附行為」	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」	
【資料 5-1-3】	「東成学園事務組織及び業務分掌規程」	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 5-1-4】	「東成学園就業規則」	
【資料 5-1-5】	「専任教員の勤務に関する規程」	【資料 4-4-1】と同じ
【資料 5-1-6】	「理事会業務委任規程」	
【資料 5-1-7】	「学園運営委員会規程」	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-1-8】	「東成学園稟議規程」	
【資料 5-1-9】	「学校法人東成学園経理規程」	
【資料 5-1-10】	「研究倫理規程」	【資料 4-4-36】と同じ
【資料 5-1-11】	「個人情報の保護に関する規程」	【資料 4-4-39】と同じ
【資料 5-1-12】	ウェブサイト（教育研究上の基礎的な情報）	
【資料 5-1-13】	ウェブサイト（修学に関する情報）	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 5-1-14】	ウェブサイト（教員の養成の状況についての情報）	

昭和音楽大学

【資料 5-1-15】	ウェブサイト（財務状況・事業報告書）	
【資料 5-1-16】	「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-1-17】	教学組織・教学運営組織等一覧	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 5-1-18】	「部会規程」	【資料 3-2-11】と同じ
【資料 5-1-19】	「緑のカーテン」実施に関する調査（依頼）	
【資料 5-1-20】	「ハラスメント防止等に関する規程」	
【資料 5-1-21】	「障害学生支援に関する指針」	
【資料 5-1-22】	「2021 年度 教員便覧」（ハラスメントの防止等に関する規程） p13-㉑-1	【資料 F-8-3】と同じ
【資料 5-1-23】	『ハラスメントを許しません！（リーフレット）』	
【資料 5-1-24】	「2021 学生便覧」（ハラスメントページ） P62	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-25】	「研究倫理規範」	【資料 4-4-37】と同じ
【資料 5-1-26】	「研究倫理規程」	【資料 4-4-36】と同じ
【資料 5-1-27】	「研究倫理委員会規程」	【資料 4-4-35】と同じ
【資料 5-1-28】	「衛生委員会規程」	
【資料 5-1-29】	「学校法人東成学園における公益通報に関する規程」	
【資料 5-1-30】	「学校法人東成学園利益相反マネジメント規程」	
【資料 5-1-31】	「学校法人東成学園情報セキュリティ対策に関する規程」	
【資料 5-1-32】	「学校法人東成学園情報セキュリティ委員会規程」	
【資料 5-1-33】	「科学研究費補助金事務取扱規程」	【資料 4-4-29】と同じ
【資料 5-1-34】	「公的研究費取扱規程」	【資料 4-4-30】と同じ
【資料 5-1-35】	「公的研究費内部監査実施要領」	【資料 4-4-31】と同じ
【資料 5-1-36】	「公的研究費の不正防止に関する基本方針」	【資料 4-4-32】と同じ
【資料 5-1-37】	「公的研究費不正防止計画」	【資料 4-4-33】と同じ
【資料 5-1-38】	「公的研究費の使用に関する行動規範」	【資料 4-4-34】と同じ
【資料 5-1-39】	「学校法人東成学園防犯カメラの設置及び運用に関する規程」	
【資料 5-1-40】	「防火管理規程」	
【資料 5-1-41】	令和 2 年度消防訓練実施計画進行マニュアル	
【資料 5-1-42】	「防火・防災認定通知書」	
【資料 5-1-43】	市民救命講習について	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	「学校法人東成学園寄附行為」	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	「理事会業務委任規程」	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-2-3】	「学園運営委員会規程」	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-2-4】	令和 2 年度 理事会の開催状況	【資料 F-10-2】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	「理事会業務委任規程」	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-3-2】	「学園運営委員会規程」	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-3-3】	「事務会議運営規程」	
【資料 5-3-4】	「学校法人東成学園寄附行為」	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	「学校法人東成学園監事監査規程」	
【資料 5-3-6】	監事の職務執行状況記録	
【資料 5-3-7】	「学校法人東成学園 内部監査規程」	
【資料 5-3-8】	令和 2 年度 評議員会の開催状況	【資料 F-10-3】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 3 年度 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	令和 2 年度の予算編成の基本方針、予算編成日程、予算編成参考資料	
【資料 5-4-3】	財務に関する中長期計画	

昭和音楽大学

【資料 5-4-4】	「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-4-5】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び大学単独）	【データ編表 5-2、5-3】と同じ
【資料 5-4-6】	貸借対照表関係比率（法人全体）	【データ編表 5-4】と同じ
【資料 5-4-7】	計算書類（平成 28 年度-令和 2 年度）	【資料 F-11-1】と同じ
【資料 5-4-8】	予算書（令和 3 年度）	
【資料 5-4-9】	財産目録（令和 3 年 3 月 31 日現在）	
【資料 5-4-10】	「資金運用規程」	
【資料 5-4-11】	「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」	
【資料 5-4-12】	金融資産の運用状況（平成 28 年度-令和 2 年度）	【データ編表 5-5】と同じ
【資料 5-4-13】	令和 2 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 選定結果	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 5-4-14】	令和 2 年度私立大学の経常費補助金交付額一覧	
【資料 5-4-15】	令和 2 年度私立大学の科学研究費助成事業採択件数・配分額一覧	
【資料 5-4-16】	特定公益増法人寄附実績	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	「学校法人東成学園経理規程」	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-5-2】	「学校法人東成学園経理規程細則」	
【資料 5-5-3】	「資金運用規程」	【資料 5-4-10】と同じ
【資料 5-5-4】	「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」	【資料 5-4-11】と同じ
【資料 5-5-5】	「東成学園稟議規程」	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-5-6】	監査報告書（令和 2 年度）	【資料 F-11-2】と同じ
【資料 5-5-7】	計算書類（平成 28 年度-令和 2 年度）	【資料 F-11-1】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	「内部質保証の方針」	
【資料 6-1-2】	「内部質保証委員会規程」	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 6-1-3】	「点検評価委員会規程」	【資料 4-1-5】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	「内部質保証の方針」	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-2-2】	「内部質保証委員会規程」	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 6-2-3】	「点検評価委員会規程」	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 6-2-4】	ウェブサイト（点検評価報告書）	
【資料 6-2-5】	「東成学園事務組織及び業務分掌規程」	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 6-2-6】	令和 2 年度「新入生アンケート」	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-2-7】	令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-2-8】	令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」関係資料	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 6-2-9】	令和 2 年度「学生満足度調査」調査票及び集計・分析	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-2-10】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」	【資料 2-3-21】と同じ
【資料 6-2-11】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-2-12】	令和 2 年度 入学志願動向表目次	
【資料 6-2-13】	「入試区分別追跡調査」目次	【資料 3-3-19】と同じ
【資料 6-2-14】	ウェブサイト（IR レポート）	
【資料 6-2-15】	「ファクトブック 2020」	

昭和音楽大学

6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 2 年度「新入生アンケート」	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-3-2】	令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-3-3】	令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」関係資料	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 6-3-4】	令和 2 年度「学生満足度調査」調査票及び集計・分析	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-3-5】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」集計結果	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-3-6】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」集計結果	【資料 2-3-21】と同じ
【資料 6-3-7】	平成 30 年度改善計画書	【資料 F-15-1】と同じ
【資料 6-3-8】	「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」進捗状況に関する資料	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域における音楽大学の使命・目的に基づく教育資源の提供		
【資料 A-1-1】	「オーケストラ研究員規程」	
【資料 A-1-2】	2020 年度開催した公演一覧及びチラシ	
【資料 A-1-3】	コンサート&公開講座パンフレット	
【資料 A-1-4】	昭和音楽大学附属音楽・バレエ教室パンフレット	
【資料 A-1-5】	「学校法人東成学園「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」使用規程」	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 A-1-6】	「学校法人東成学園「ユリホール」使用規程」	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 A-1-7】	麻生区役所連携事業 音楽の贈り物 2020	
【資料 A-1-8】	音楽療法アンダンティエーノに関する資料	
【資料 A-1-9】	『アルテリッカ(川崎・しんゆり芸術祭)総合プログラム 2021』(一部抜粋)	
【資料 A-1-10】	ウェブサイト(昭和音楽大学「しんゆりのうた」プロモーションビデオ公開)	
【資料 A-1-11】	かわさきジャズ 2021 の共催について	
【資料 A-1-12】	川崎市教育委員会「ジュニア音楽リーダー育成事業」	
【資料 A-1-13】	「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」関連資料	
【資料 A-1-14】	NPO 法人「しんゆり・芸術のまちづくり」関連資料	
【資料 A-1-15】	「川崎市アートセンター」の指定管理者業務資料	
【資料 A-1-16】	令和 2 年度麻生区・6 大学 公学協働ネットワーク推進会議	
【資料 A-1-17】	麻生区イメージソング「かがやいて麻生」	
【資料 A-1-18】	「しんゆりステーションピアノ」	
【資料 A-1-19】	「まちづくり情報交換会」関連資料	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流		
【資料 B-1-1】	「韓国と日本の高校生による歌曲コンサート」	
【資料 B-1-2】	「韓国と日本の学生による声楽交流コンサート」	
【資料 B-1-3】	「日中韓 新進歌手交流オペラ・プロジェクト」会議資料	
【資料 B-1-4】	昭和音楽大学オペラ公演 2015 『フィガロの結婚』プログラム	

昭和音楽大学

【資料 B-1-5】	昭和音楽大学オペラ公演 2016『コジ・ファン・トゥッテ』プログラム	
【資料 B-1-6】	昭和音楽大学オペラ公演 2017『ドン・ジョヴァンニ』プログラム	
【資料 B-1-7】	昭和音楽大学オペラ公演 2018『ファルスタッフ』プログラム	
【資料 B-1-8】	昭和音楽大学オペラ公演 2019『フィガロの結婚』プログラム	
【資料 B-1-9】	昭和音楽大学オペラ公演 2020『ドン・ジョヴァンニ』プログラム	
【資料 B-1-10】	日豪文化交流プログラム西オーストラリア旅程 (2019年9月)	
【資料 B-1-11】	「ヴァッレ・ディトリア音楽祭アカデミアとのオペラ人材の共同育成」(学長裁量経費)	
【資料 B-1-12】	ファビオ・ルイーゼ オペラアリア・マスタークラス	
【資料 B-1-13】	パリ・ソルボンヌ大学音楽学研究所との学術協定に関する会議資料	
【資料 B-1-14】	文化庁委託事業「大学における文化芸術推進事業」アートマネジメント人材育成事業「実演舞台芸術プロデューサー養成講座」	
【資料 B-1-15】	「実演舞台芸術プロデューサー養成講座」公開シンポジウム	
【資料 B-1-16】	「実演舞台芸術プロデューサー養成講座」オンライン・シンポジウム	
【資料 B-1-17】	「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」	
【資料 B-1-18】	「東アジアの実演芸術による国際文化交流の展望」国際シンポジウム	
【資料 B-1-19】	平成 30 年度 4 月 FD 研修会 外国人留学生に関する講演資料 (一部)	
【資料 B-1-20】	平成 31 年度 4 月 FD 研修会 外国人留学生に関する講演資料 (一部)	
【資料 B-1-21】	平成 30 年度 9 月 FD 研修会 表紙	
【資料 B-1-22】	『令和 3 年度学生募集要項 (外国人留学生)』	【資料 F-4-7】 と同じ
【資料 B-1-23】	令和 4 年度入試日程スケジュール一覧表	